

避難情報の判断・伝達マニュアル

(令和7年(2025年) 3月版)

(令和5年(2023年)8月版)の更新

令和7年(2025年) 3月

宝塚市

目次

1 はじめに	2
2 対象とする災害	5
3 5段階の警戒レベルを用いた避難情報の発信	6
第Ⅰ編 水害	7
1 警戒すべき区間	7
2 避難すべき区域	7
3 避難情報発令の判断基準	1 2
4 避難情報の伝達	1 9
(1) 伝達手段と方法	1 9
(2) 伝達内容・伝達先	2 1
(3) 避難情報の伝達手段・伝達先一覧	2 2
第Ⅱ編 土砂災害	2 3
1 警戒すべき区域	2 3
2 避難すべき区域（個所）	2 3
3 避難情報発令の判断基準	3 8
4 避難情報の伝達	4 1
(1) 伝達手段と方法	4 1
(2) 伝達内容・伝達先	4 1
資 料	4 2
【資料1】避難情報の特性	4 2
【資料2】避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所、自主避難場所一覧	4 3
(1) 避難所	4 3
(2) 福祉避難所	4 5
(3) 指定緊急避難場所	4 6
(4) 自主避難場所	4 9
【資料3】土砂災害警戒区域	5 0
【資料4】武庫川洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における福祉施設等	6 0
【資料5】用語解説	6 7
【資料6】避難すべき区域・箇所図（土砂災害） ※避難すべき区域（水害）は宝塚市ハザードマップ参照	6 8

1 はじめに

災害から住民の生命・身体を守るためには、適切なタイミングで避難対象地域に避難情報を発令することが重要であり、そのためには避難情報の発令・伝達に関して、具体的な判断基準、対象地域の設定、伝達体制などをあらかじめ定めておくことが必要となる。

本市は、地域防災計画において避難対策にかかる一定の基準等は示しているが、本マニュアルでは、水害や土砂災害の発生に警戒を要する地域を明確にするとともに、避難情報の発令の判断基準や住民への情報伝達方法等をより仔細に規定するものである。

本マニュアルの実効性を確保するため、関係職員には十分な周知を図ることとする。さらに住民に対しては、市ハザードマップの配布や防災講習会、地域防災訓練を通じた啓発を実施することにより、避難所等の確認及び避難情報の意味合いなどについて、十分な理解を得る必要がある。

また、災害発生時に支援等の配慮が必要となる要配慮者等を含め、対象区域内の全ての住民の安全な避難が重要であるが、要配慮者の支援体制に関しては、別途定める「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者避難行動支援マニュアル（避難行動要支援者支援マニュアル）」により基本的な対応方針や要支援者の名簿の作成・管理及び個別支援計画の作成の手順等を示していること、また、具体的な取組の進捗状況は地域によって異なることから、本マニュアルでは避難に関する基本的な事項として、避難情報の発令の判断基準と情報伝達の方策等を記載することに留めるとともに、資料として洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の福祉施設等一覧を記載している。

なお、本マニュアルとともに別途作成する「風水害対策マニュアル」及び「同マニュアル（実務編）」を活用し、迅速かつ的確な風水害対策及び避難対策の実施を目指す。

【主な改正経過】

当マニュアルは、関係法令の改正や国、県のガイドラインの更新等に伴う本市防災計画、水防計画その他の要綱やマニュアルの見直しとの整合を図りながら所要の改正を行っており、過去の主な改正内容は次のとおりである。

- 平成25年度は、武庫川の溢水氾濫基準表内の各水位に、県の水防要綱との整合を図るため、「警戒水位、特別警戒水位、危険水位」の文言を追加し、県が提供を開始したフェニックス防災システムの「氾濫予想システム」による予測を導入するとともに、水害危険予想箇所の見直しに応じて対象区域を見直した。併せて、福祉避難所の追加を行った。
- 平成26年度は、指定緊急避難場所の記載、「水害対策」における避難情報の判断基準に「特別警報が発表された場合」の追記、洪水浸水想定区域内の「要配慮者施設」一覧表の更新、雨量観測点の廃止・新設、「水防区域（水害危険予想箇所）」等との整合、1箇所の予備避難所及び2箇所の福祉避難所を追記、「神戸海洋气象台」→「神戸地方气象台」に改正した。併せて、「水害危険予想箇所」図を添付した。
- 平成27年度は、土砂災害対策に対する災害対策基本法の改正を踏まえるとともに、県の土砂災害危険度情報が5kmメッシュから1kmメッシュのより詳細な範囲で提供されることになったことから、土砂災害にかかる避難情報の発令基準の見直しを行った。あわせて、内閣府の「避難情報の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（以下「国のガイドライン」という。）」の改訂版（平成26年9月）の改定内容も参考とした。

- 平成28年度は、水防活動にかかる「水防指令」及び「水防本部（水防警戒本部）」を風水害対策にかかる「防災指令」及び「災害対策本部（災害警戒本部）」に統合し、地域防災計画及び水防計画並びに災害対策本部設置要綱等を改定したこと、「一時避難所（平成30年度の改正で「自主避難場所」と呼称変更）」制度をスタートさせたことなどから、本マニュアルについても所要の改正を行うとともに、国のガイドライン（平成27年8月）及び県の「避難判断のガイドライン（水害・土砂災害編：平成28年5月）の改定内容についても参考にした。また、同年8月の台風10号による豪雨被害を受けて、国のガイドラインの「避難情報により住民に求める行動」の追記があったことから、これを踏まえた内容に更新した。さらに、平成28年12月26日付の国の通知を受けて、災害対策基本法第56条の規定に基づく「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、また同法第60条の規定に基づく「避難指示」を「避難指示（緊急）」に名称変更した。
- 平成29年度は、兵庫県において県管理河川の基準水位の見直しが行われ、これに伴い水防警報等の発令基準が変更となったこと、気象庁において流域雨量指数による洪水警報等の取り扱いが更新されたことなどにより、本市においても災害対策本部の設置基準や避難情報の発令基準を見直した。
- 平成30年度は、兵庫県において本市の一部地域に土砂災害特別警戒区域の指定が予定されていることを受け、第2編の土砂災害における「避難すべき区域」の見直しを行うとともに、水防法等の改正を受け「洪水浸水想定区域内」及び「土砂災害警戒区域内」の要配慮者利用施設の更新を行った。また、災害対策基本法の改正を受け「災害時要援護者」を「要配慮者」にまた本市関連要綱等の見直しにより「一時避難所」を「自主避難場所」に表現を見直すなどの改正を行った。
- 令和元年度は、内閣府中央防災会議ワーキンググループにおいて、平成30年7月豪雨の教訓を今後に活かすべく議論が行われ、国の避難情報に関するガイドラインが改定されたことを受け、災害発生のおそれの高まりに応じて、新たに5段階の警戒レベルを設定することで、住民等において、各レベルにおける危険性を確実に認識するとともに、とるべき行動を明確にするためそれぞれの基準を見直した。
- 令和2年度は、第1編の水害対策関連について、武田尾地区における武庫川護岸の改修及び土地区画整理事業が完了したことにより、兵庫県において同地区の武庫川の基準水位が変更されたことから、避難情報の発令基準水位についても変更するとともに、県の水防区域が解除された「（左岸）僧川合流点～温泉橋 約300m」区間について「避難すべき区域」（本市の水防区域：水害危険予想箇所）から削除する。また、第2編の土砂災害対策関連については、令和元年度中に、兵庫県による土砂災害特別警戒区域の全市域の指定が終了したことから、土砂災害における「避難すべき区域」をこれに整合させるため見直しを行った。
- 令和3年度は、災害対策基本法改正により避難情報に変更され、レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に名称変更、レベル4の「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化、レベル5の「災害発生情報」は「緊急安全確保」に名称変更されたため、本市においても避難情報の発令基準を見直した。気象庁の洪水警報の危険度分布や県の氾濫予測システム等の数値的根拠を取り入れるとともに、従来の発令基準を見直した。また、避難すべき区域について、浸水害においては、市民への伝わりやすさを考慮し、浸水深50cm以上の区域を含む町丁目内の洪水浸水想定区域とし、避難対象者を含む区域を対象とした。中小河川や堤防高さ不足等による

越水等予測区間についても見直しを行った。土砂災害について、個別の土砂災害警戒区域に対して発令することは実質的に困難であることから、地域別土砂災害危険度のメッシュ単位でグループ化するなど見直しを行った。

○令和4年度は、気象庁において、より視覚的に危険度が示される「キキクル：表面雨量指数及び土壌雨量指数等による危険度分布（洪水、浸水、土砂）」が新たに導入されるなど、防災気象情報が刷新され、内閣府においては「避難情報に関するガイドライン」を令和4年6月に更新することで、風水害の危険度を予測するための河川管理者や都道府県、気象庁の各種防災情報を活用して、よりの確かつ確実な避難情報の発令を目指すための基準等の作成を地方自治体に求めている。これを受けて、本マニュアルについては、令和4年度の本市地域防災計画及び水防計画の規定を踏まえながら、国のガイドラインを参考にしつつ、最新の防災気象情報や兵庫県の防災情報を組み入れた避難情報の発令基準等に更新することとした。あわせて、各種防災情報及び資料等についても両計画との整合を図った。

○令和5年度は、第2編の土砂災害対策関連について、令和4年度中に県の災害対策工事が完了したことにより、逆瀬台2丁目及び売布きよしガ丘の土砂災害特別警戒区域の解除、中山台1丁目の土砂災害特別警戒区域の一部解除がされたことに伴い、土砂災害における「避難すべき区域」内の記載を修正した。また、「自主避難場所」「武庫川洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における福祉施設等」を更新し、本市地域防災計画及び水防計画との整合を図った。

○令和6年度は、兵庫県より中山五月台4丁目、6丁目、中山台2丁目、中筋山手7丁目、山手台西、山手台東1丁目、2丁目、4丁目、5丁目に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されたため、第2編の土砂災害における「避難すべき区域」の見直しを行った。また、気象庁において流域雨量指数による洪水警報等の取り扱いが更新されたことにより、本市においても避難情報の発令基準を見直した。さらに、「武庫川洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における福祉施設等」を更新し、本市地域防災計画及び水防計画との整合を図った。

2 対象とする災害

本マニュアルで避難情報の発令対象とする災害は、

- ① 水害（河川の溢水氾濫）
 - ② 土砂災害（大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流）
- の2種類とする。

3 5段階の警戒レベルを用いた避難情報の発信

災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にし、その上で、5段階に区分した「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「警戒レベル相当情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解しやすいものとする。

【警戒レベル1】＜気象庁が発表＞

居住者等がとるべき行動：

防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

行動を居住者等に促す情報：

警報級の可能性（平成31年度出水期からは「早期注意情報」に名称変更予定）

【警戒レベル2】＜気象庁が発表＞

居住者等がとるべき行動：

ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。

行動を居住者等に促す情報：

注意報

【警戒レベル3】＜市町村が発令＞

居住者等がとるべき行動：

避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。

行動を居住者等に促す情報：

高齢者等避難

【警戒レベル4】＜市町村が発令＞

居住者等がとるべき行動：

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。

行動を居住者等に促す情報：

避難指示

※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令

【警戒レベル5】＜市町村が発令＞

居住者等がとるべき行動：

既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

行動を居住者等に促す情報：

緊急安全確保

※災害が実際に発生している又は発生する危険度が非常に高いことを把握した場合に発令

第Ⅰ編 水害

- 武庫川（北部）、武庫川（南部）、その他中小河川、堤防高さ不足等による溢水等予測区間に区分し、避難情報を発令する。
- 市民への早めの注意喚起を目的として、注意喚起情報を市内全域の洪水浸水想定区域に安心メールやSNS等で広報する。

なお、発令区域及び発令基準は以下のとおりとする。

対象区域：市内全域の洪水浸水想定区域、堤防高さ不足等による溢水等予測区間

発令基準：水位周知河川（武庫川）の水位の状況、兵庫県の水防警報の発令状況及び氾濫情報システムに基づく危険度、気象庁の防災気象情報の危険度、現地の状況等を基に総合的に判断

- 次ページ以降の基準に基づき地域を限定して発令する。
なお、その場合の対象地域は、市民への伝わりやすさを考慮し、浸水深50cm以上の区域を含む町丁目内の洪水浸水想定区域とし、避難対象者を含む区域を対象とする。
- 「堤防高さ不足等による溢水等予測区間」は水害危険予想箇所であり、警戒巡視の対象となっている。堤防高さ不足による溢水に関しては、河川氾濫の基準及び避難すべき区域と同様とする。堤防決壊については、影響する範囲が不明確であること、住民への伝わりやすさ等を考慮し、当該区間に隣接する町丁目単位又は想定最大規模降雨における護岸浸食の想定区域に発令する。
- 大堀川周辺地域（下流域）については、50cm未満の区域となり人命に関わるような被害は発生しないこと、短時間の降雨で浸水が発生することから、注意情報にて注意を促すこととする。
- 想定最大規模降雨について

氾濫が発生した場合には、計画規模降雨による洪水浸水想定区域の範囲まで浸水するのか、想定最大規模降雨の範囲まで浸水するのかの判別が困難であるため、計画規模降雨の浸水深50cm以上の区域に避難指示や緊急安全確保を発令する際に、今後の気象情報等を確認し、状況に応じて想定最大規模降雨の浸水深50cm以上の区域に避難情報を発令することについても検討する。

- 内閣府が現行の避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するため災害対策基本法を改正した。令和3年度以降は、次のとおり現行の避難勧告等を避難指示等に置き換えることとする。

避難準備・高齢者等避難開始 → 高齢者等避難

避難勧告、避難指示（緊急） → 避難指示

災害発生情報 → 緊急安全確保

1 警戒すべき区間

宝塚市水防計画に基づく「水防区域等」及び市防災マップに基づく「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域」とする。

2 避難すべき区域

避難情報の対象となる「避難すべき区域」は表－1のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

○重要な情報については、情報を発表した神戸地方気象台及び河川管理者との間で相互に情報交換すること。

具体的には、防災情報システムや兵庫県フェニックス防災システムの河川情報及び気象予報（河川上流部を含めた降雨状況や暴風雨域の状況等）並びに気象庁が発する防災気象情報を用いて、河川管理者とは河川水位等に関する情報交換を、神戸地方気象台とは気象情報等に関する

る情報交換を相互に行う。(連絡先は、「情報の入手先：P 1 5」を参照)

○「避難すべき区域」は、過去の被害の実績や被害想定などを踏まえて特定したもので、自然現象のため不測の事態も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断する。

表－１ 避難すべき区域（水害） ※宝塚市ハザードマップ参照

■武庫川（水位周知河川） ※想定洪水浸水区域の箇所は宝塚市ハザードマップ参照

河川名	避難すべき区域		評価点			
	区域名	対象町丁目	水位局	氾濫予測システム	流域雨量指数	洪水警報の危険度分布（河川番号）
武庫川北部	玉瀬字イヅリハ１及び切畑字検見１	玉瀬字イヅリハ１ 切畑字検見１	武田尾	1190 武田尾 （武田尾公会堂付近）		
武庫川南部	武庫川周辺（市南部地域）の浸水深50cm以上の区域を含む浸水想定区域（計画規模降雨）	小浜１丁目 小浜２丁目 小浜３丁目 美座１丁目 美座２丁目 武庫川町 宮の町 旭町１丁目 旭町２丁目 旭町３丁目 鶴の荘 向月町 弥生町 安倉西２丁目 亀井町 末成町 高松町 御所の前町 高司２丁目 高司３丁目 高司４丁目 高司５丁目 新明和町 大吹町 湯本町 長寿ガ丘（リバーサイド宝塚周辺） 南口２丁目 中州２丁目 栄町１丁目 栄町２丁目 栄町３丁目	生瀬	1104 生瀬 （生瀬橋付近）	市役所付近	

■その他の中小河川

河川名	避難すべき区域		評価点			
	区域名	対象町丁目	水位局	氾濫予測システム	流域雨量指数	洪水警報の危険度分布(河川番号)
大堀川上流域	大堀川上流域周辺の浸水深 50 cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域(計画規模降雨)	小浜4丁目 米谷1丁目 星の荘 泉町 寿町 安倉北1丁目 安倉北3丁目 売布1丁目 売布2丁目 売布東の町(真池より西側)		507 大堀川 (向月町排水ポンプ付近)		86282013
天神川	天神川周辺の浸水深 50 cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域(計画規模降雨)	山本西3丁目 山本中3丁目 中筋7丁目 長尾町 山本南1丁目 山本南2丁目 山本丸橋1丁目 山本丸橋2丁目 山本丸橋3丁目 山本丸橋4丁目 山本野里1丁目 山本野里2丁目		512 天神川		86282012
最明寺川	最明寺川周辺の浸水深 50 cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域(計画規模降雨)	山本東2丁目 山本東3丁目 平井5丁目 平井6丁目 平井7丁目 山本南2丁目 山本南3丁目 口谷西1丁目 口谷東1丁目 南ひばりガ丘1丁目 南ひばりガ丘2丁目 南ひばりガ丘3丁目		576 最明寺川 (長尾橋付近)		86061117

天王寺川	天王寺川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨）	安倉西3丁目 安倉西4丁目 安倉中5丁目 安倉中6丁目 安倉南1丁目 安倉南2丁目 安倉南3丁目 安倉南4丁目 金井町 中筋8丁目 中筋9丁目		510 天王寺川 （天王寺橋付近）		86282111
波豆川	波豆川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨）	大原野字森ノ下 大原野字島ノ内 大原野字岩坪		473 波豆川 （自然の家バス停付近）		86282018

■堤防高さ不足等による溢水等予測区間（堤防沿い家屋の倒壊、浸水）

避難すべき区域	河川	対象区域
（右岸）美幸町～湯本町 約4,000m	武庫川	中州2丁目、南口2丁目 長寿ガ丘（リバーサイド宝塚周辺）
（左岸）武庫川合流部～西向橋 約400m	一後川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）阪急宝塚線～西国橋 約100m	足洗川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）阪急宝塚線～福寿橋 約200m	勅使川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）西田川橋～国府橋 約1,250m	大堀川	鶴の荘、向月町
（両岸）武庫川合流点～宝梅2丁目（月見橋） 約1,600m	支多々川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）荒神川橋～荒神橋 約650m	荒神川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）梅野橋～射撃橋 約250m	亥の谷川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）新最明寺橋～川西市境 約1200m	最明寺川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）藪ノ下橋～川池南端 約280m	佐曽利川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）橋本橋～島橋 約300m	波豆川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域

3 避難情報発令の判断基準

避難情報発令の判断基準は、表－２のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 表－２中には１から２または４までの事象を記載しているが、１の事象が基本となる判断基準であり、２から４の事象を含めて総合的に判断を行うこととする。
- 具体的には、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、河川管理者である兵庫県をはじめ関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、近隣で災害が発生していないかなど、広域的な状況把握に努める。さらには現地情報の収集（水位上昇の状況、堤防の異常の有無等）、過去の災害の発生例及び地形等から災害の発生のおそれがあるかどうかを検討する。また、気象庁から提供される防災気象情報を十分に活用するとともに避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値だけで明確にできないものも考慮しつつ、総合的に判断を行うこととする。
- 夜間に避難情報を発令しなければならない場合、情報伝達及び避難行動に時間を要することを考慮し、早めに発令する。
- 避難情報を発令する段階においては、防災指令又は警戒指令を発令し以下の体制による災害対策本部又は災害警戒本部を設置することを基本とする。（体制構築は対象箇所数、その範囲、避難者数等により判断し決定する。）
 - 自主避難対策 警戒指令 ：災害警戒本部（第２警戒体制）
 - 高齢者等避難 防災指令１号：災害対策本部（第１号配備）
 - 避難指示 防災指令２号：第２号配備
 - 緊急安全確保 防災指令３号：第３号配備

表－２ 避難情報の発令判断基準（水害）

■武庫川（水位周知河川）

【北部】

河川名	武庫川（武田尾水位局）
注意喚起 （警戒レベル２）	【警戒すべき区域】 玉瀬字イヅリハ１及び切畑字検見１（武田尾地区） 【基準】 １ 武田尾水位局の水位が４．００ｍに到達し、兵庫県の水防警報第２号（準備）が発令された場合 ２ 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合
高齢者等避難 （警戒レベル３）	【避難すべき区域】 玉瀬字イヅリハ１及び切畑字検見１（武田尾地区） 【基準】 １ 武田尾水位局の水位が避難判断水位（５．９０ｍ）に到達した場合 ２ 武田尾水位局の水位が「氾濫注意水位（４．９０ｍ）」を超え、次の事象を確認した場合 （１）兵庫県の水防警報第３号（出動）が発令された場合 （２）兵庫県が提供する氾濫予測システム（フェニックス防災システム）において、２時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 ３ 気象庁が発表する洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） ４ 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難情報の発令が予想される場合
避難指示 （警戒レベル４）	【避難すべき区域】 玉瀬字イヅリハ１及び切畑字検見１（武田尾地区） 【基準】 １ 武田尾水位局の水位が氾濫危険水位（８．７０ｍ）に到達した場合 ２ 武田尾水位局の水位が「避難判断水位（５．９０ｍ）」を超え、氾濫予測システムにおいて、１時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 ３ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ４ 当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合
緊急安全確保 （警戒レベル５）	【避難すべき区域】 玉瀬字イヅリハ１及び切畑字検見１（武田尾地区） 【基準】 １ 武田尾水位局の水位が氾濫危険水位（８．７０ｍ）を超え、氾濫予測システムにおいて、現況で「氾濫の危険あり」と表示された場合 ２ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合） ３ 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合

解除	1 武田尾水位局の水位が 3.10mを下回り、兵庫県の水防警報第 4 号(解除)が発令された場合 2 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が解除され、河川水位が下降して、避難判断水位（5.90m）を下回り、水位が再上昇するおそれがないと判断される場合 3 現地調査を行い、安全を確認した場合
----	--

※武田尾地区のうち武田尾橋～僧川合流部区間においては、河川改修及び土地区画整理事業等による宅地の嵩上げ事業が完了している。このため、今後は、JR 武田尾駅までの交通手段の確保（道路の保全、バス及び自家用車等の安全な通行等）のための警戒、巡視の実施、浸水・崖崩れ等による道路の途絶対策の実施などに努めることとする。

※状況に応じて、武田尾温泉「紅葉館」への気象・河川水位・道路等交通情報の提供、従業員・宿泊客の状況の把握等を行い、従業員等の安全の確保を図る。

【南部】

河川名	武庫川（生瀬水位局）
注意喚起 （警戒レベル2）	【警戒すべき区域】 市内（市南部地域の武庫川流域）全域の洪水浸水想定区域 【基準】 1 生瀬水位局の水位が 2.50mに到達し、兵庫県の水防警報第2号（準備）が発令された場合 2 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合
高齢者等避難 （警戒レベル3）	【避難すべき区域】 武庫川周辺（市南部地域）の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨） 【基準】 1 生瀬水位局の水位が避難判断水位（3.20m）に到達した場合 2 生瀬水位局の水位が「氾濫注意水位（3.20m）」を超え、次の事象を確認した場合 （1）兵庫県の水防警報第3号（出動）が発令された場合 （2）兵庫県が提供する氾濫予測システムにおいて、2時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 3 気象庁が発表する洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）又は「流域雨量指数」に基づく6時間後の予測値が洪水警報発表基準Ⅱ（44.7）に到達する場合 4 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示の発令が予想される場合
避難指示 （警戒レベル4）	【避難すべき区域】 武庫川周辺（市南部地域）の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨） 【基準】 1 生瀬水位局の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位：4.60m）に到達した場合 2 生瀬水位局の水位が「避難判断水位（3.20m）」を超え、氾濫予測システムにおいて、1時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 3 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）又は「流域雨量指数」に基づく6時間後の予測値が基準Ⅲ（49.2）に到達した場合 4 当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合

緊急安全確保 (警戒レベル5)	【避難すべき区域】 武庫川周辺（市南部地域）の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨） 【基準】 1 生瀬水位局の水位が氾濫危険水位（4.60m）を超え、氾濫予測システムにおいて、現況で「氾濫の危険あり」と表示された場合 2 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合）又は「流域雨量指数」に基づく6時間後の予測値が基準Ⅳ（56.6）に到達した場合 3 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合
解除	1 生瀬水位局の水位が1.80mを下回り、兵庫県の水防警報第4号(解除)が発令された場合 2 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が解除され、河川水位が下降して、避難判断水位（3.20m）を下回り、水位が再上昇するおそれがないと判断される場合 3 現地調査を行い、安全を確認した場合

■その他の中小河川

河川名	大堀川上流域、天神川、最明寺川、天王寺川、波豆川
注意喚起 (警戒レベル2)	【警戒すべき区域】 市内全域の洪水浸水想定区域 【基準】 1 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表された場合
高齢者等避難 (警戒レベル3)	【避難すべき区域】 対象河川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨） 【基準】 1 兵庫県が提供する氾濫予測システムにおいて、洪水浸水想定区域付近の流路に2時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 2 気象庁が発表する洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で洪水浸水想定区域付近の流路に「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 3 過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示の発令が予想される場合
避難指示 (警戒レベル4)	【避難すべき区域】 対象河川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨） 【基準】 1 氾濫予測システムにおいて、洪水浸水想定区域付近の流路に1時間後の予測が「氾濫の危険あり」と表示された場合 2 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で洪水浸水想定区域付近の流路に「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合） 3 さらに、当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれが高まった場合
緊急安全確保 (警戒レベル5)	【避難すべき区域】 対象河川周辺の浸水深50cm以上の区域を含む洪水浸水想定区域（計画規模降雨） 【基準】 1 氾濫予測システムにおいて、洪水浸水想定区域付近の流路に現況で「氾濫の危険あり」と表示された場合 2 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で洪水浸水想定区域付近の流路に「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報の基準に到達した場合） 3 一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合
解除	1 大雨警報（浸水害）又は洪水警報が解除され、河川水位が再上昇するおそれがないと判断される場合 2 現地調査を行い、安全を確認した場合

※水位は、兵庫県の氾濫予測システムのデータ及び市が設置した水位計により判断する。

■堤防高さ不足等による溢水等予測区間（堤防沿い家屋の倒壊、浸水）

【避難すべき区域】

下表に定める区域

【発令基準】

警戒巡視において、堤防の決壊の危険性があると確認されたときは、避難指示又は緊急避難確保を発令する。

なお、前述する各河川の発令基準も踏まえて総合的に発令内容を判断することとする。

区間	河川	発令区域
（右岸）美幸町～湯本町 約 4,000m	武庫川	中州2丁目、南口2丁目、長寿ガ丘（リバーサイド宝塚周辺）
（左岸）武庫川合流部～西向橋 約 400m	一後川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）阪急宝塚線～西国橋 約 100m	足洗川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）阪急宝塚線～福寿橋 約 200m	勅使川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）西田川橋～国府橋 約 1,250m	大堀川	鶴の荘、向月町
（両岸）武庫川合流点～宝梅2丁目（月見橋）約 1,600m	支多々川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）荒神川橋～荒神橋 約 650m	荒神川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）梅野橋～射撃橋 約 250m	亥の谷川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）新最明寺橋～川西市境 約 1200m	最明寺川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）藪ノ下橋～川池南端 約 280m	佐曽利川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域
（両岸）橋本橋～島橋 約 300m	波豆川	家屋倒壊氾濫想定区域の河岸浸食区域

情報の入手先・兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所

TEL 0797-83-3203

管理第二課

TEL 0797-83-3180

河川砂防課

・気象庁 神戸地方気象台

通常時の問い合わせ先（今後の気象情報等）

TEL 078-222-8915

観測予報課

TEL 078-222-8907

業務課

緊急時の問い合わせ先（ホットライン）

衛星電話 7-982-33

観測予報課

情報の報告先・兵庫県 企画県民部 災害対策局 災害対策課

TEL 078-362-9988

防災係

兵庫県 阪神北県民局 総務企画室 総務防災課

TEL 0797-83-3124

4 避難情報の伝達

(1) 伝達手段と方法

避難情報を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが基本である。

そのために、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を主として活用する。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声子局を用いた同報系防災行政無線での伝達については、大雨等により屋外での音達が難しい面もあることから、エリアメール・緊急速報メール、安心メールやコミュニティFM（防災ラジオの自動起動活用）等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、SNS、コミュニティFMラジオ放送、テレビ・ラジオやWeb、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多重化・多様化に取り組む。

避難情報を居住者・施設管理者等に伝達する主な手段は下記のとおりである。

- ① TV 放送（Lアラート活用）
- ② ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- ③ 防災行政無線（すみれ防災スピーカー）
- ④ 安心メール
- ⑤ エリアメール・緊急速報メール
- ⑥ ツイッター等のSNS、市ホームページ
- ⑦ 広報車による広報
- ⑧ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声かけ

① TV 放送（Lアラート活用）

TV 放送は、避難情報の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段であるが、停電に弱い上、既に被害が発生した地域の情報が放送される場合が多く、これから避難が必要な地域の居住者・施設管理者等に対し、必要性が適切に伝わらない場合もある。また、特定の市町村や地域を対象とした詳細な情報を繰り返し放送することが難しい場合も多い。このような短所を補うために、Lアラートを通じてテレビのデータ放送を活用する。

② ラジオ放送（コミュニティFM を含む）

ラジオは、携帯性に優れ、停電時でも電池があれば受信可能であるが、一般的に、テレビに比べてラジオの聴取率は低いことから、ラジオのみによって地域全体に緊急の情報伝達を行うのはやや困難である。ただし、エフエム宝塚によるコミュニティFM放送の場合は、市単位のきめ細かな防災情報を伝達することができるほか、緊急警報信号を受信して自動的に電源が入る自動起動ラジオは防災行政無線の戸別受信機と同様の使い方が可能である。

③ 市町村防災行政無線（すみれ防災スピーカー）

防災行政無線は、自営網であるため一般的に耐災害性が高く、行政が地域の居住者・施設管理者等に直接的に情報を伝えることができる手段であるが、屋外拡声子局から伝達する場合は、大雨で音がかき消されたりすることがあるように、気象条件、設置場所、建物構造等によって

は情報伝達が難しく、TV、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。なお、屋外拡声子局からの放送内容が聞き取りにくかった場合に、電話をかけることで放送内容を確認することができるテレホンサービス（0797-77-4001または0797-77-4002）のほか、防災行政無線と同じ内容が流れる防災放送アプリ（コスモキャスト）を導入している。また、屋外拡声子局からの音声放送を契機に、PULL型手段を活用して情報を収集するよう住民の意識付けを行うことも考えられる。

④ 安心メール

登録制メールである安心メール（ひょうご防災ネット）は、2万件以上の登録者に対して一斉配信を行うことができるツールである。文字情報で伝達できるため、避難情報発令情報や避難所開設情報を正確に知ることができる反面、登録者がマナーモードにしているとメール受信に気づかない場合も想定される。

⑤ エリアメール・緊急速報メール

エリアメール・緊急速報メールは、携帯電話事業者（NTTドコモ、au、ソフトバンク）の一斉配信技術を活用することで、市からの避難情報の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者に最大音量で一斉配信することができる手法であり、居住者以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。生命に関わる緊急性の高い情報が配信されるものである等、事前に配信される内容を周知しておくことが望ましい。なお、エリアメール・緊急速報メールの配信には携帯電話事業者の利用規約に沿って運用する必要があること（配信可能項目や文字数制限（表題15 文字、本文200 文字（NTT ドコモは本文500 文字））があること等から、あらかじめ、配信内容や文例等の準備をしておく必要がある。

⑥ ツイッター等のSNS、市ホームページ

SNS（Social Networking Service）は、登録された利用者同士がリアルタイムで情報交換できるWeb サイトの登録制サービスであり、本市はツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）などを活用している。ツイッターについては、ツイートすると市ホームページのトップ画面に即時に掲載することができる。ただし、SNSは、利用者間で情報が伝搬・拡散し、利用者の思い込みや誤った情報が広まってしまう場合もあることから、誤った情報が広まることも考慮して、正確な情報を発信し続ける必要がある。また、市ホームページは多数の人が災害情報をリアルタイムに取得することができる有効なツールである。

⑦ 広報車による広報

広報車は、避難情報を呼びかける地域を実際に公用車で巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、対象地域へのアクセスルートが限られる場合や、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。また、災害対応中に確保できる人員や車両が限られている場合は、直ちに全ての対象地域を巡回できない場合もある。

⑧ 消防団、警察、自主防災組織、近隣の居住者等による直接的な声掛け

直接的な声かけは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があるが、普段からの地域での訓練や地域連携等を通じて、いざというときに声掛けがしやすい雰囲気や地域コミュニティ内で醸成しておくことが望ましい。

(2) 伝達内容・伝達先

避難情報の伝達内容については、本市地域防災計画関連図書「資料・様式編」第4部4-5の「災害時の広報」に基づくとともに下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。なお、避難行動は「立ち退き避難」を基本とするが、次の点に留意し、状況に応じて建築物の2階以上に避難するなど、適切な避難行動がとれるような伝達内容にする。

○道路冠水等で危険な中を避難する事態の回避等、避難行動における安全の確保

○事態の状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階以上に避難するなどの行動の選択

ア 警戒レベル3、高齢者等避難の伝達文(例)

武庫川（北部）周辺の浸水想定区域（●●●●●世帯、●●●●●人）に高齢者等避難を発令しました。対象地域の詳細は宝塚市災害ポータルサイトを確認してください。

対象地域：玉瀬字イヅリハ1及び切畑字検見1（武田尾地区）

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

イ 警戒レベル4、避難指示の伝達文(例)

武庫川（北部）周辺の浸水想定区域（●●●●●世帯、●●●●●人）に避難指示を発令しました。対象地域の詳細は宝塚市災害ポータルサイトを確認してください。

対象地域：玉瀬字イヅリハ1及び切畑字検見1（武田尾地区）

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

ウ 警戒レベル5、緊急安全確保の伝達文(例)

緊急安全確保。緊急安全確保。武庫川（北部）周辺にて氾濫が発生しました。詳細は災害ポータルサイトを確認し、至急命を守る行動をとってください（●●●●●世帯、●●●●●人）。

対象地域：玉瀬字イヅリハ1及び切畑字検見1（武田尾地区）

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

(3) 避難情報の伝達手段・伝達先一覧

下記のチェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れないか確認する。

伝 達 先 (別紙資料)	担当班	伝 達 手 段
<住民等への伝達> ☐すみれ防災スピーカー ☐広報車両 ☐消防車両 ☐市ホームページ掲載 ☐安心メール配信 ☐エフエム宝塚への依頼 ☐自治会 (自主防災会) ☐聴覚障害者等	本部班 広報班 消防班 広報班 本部班 広報班 広報班 予備避難所班 (消防班) ※本部班 福祉班	・ 電話 (76-5432) 及び FAX (76-5565) ・ 電話連絡または FAX (地区の連絡網にて住民へ電話または口頭伝達をしていただく。) ※対象自治会が少数の場合等、状況による。 ・ 災害・緊急時の障碍特性に応じた、多様な伝達手段による広報活動を行う。
<福祉関係機関等> ☐社会福祉協議会 ☐ボランティア活動センター ☐民生委員・児童委員 ※必要に応じて直接連絡 ☐老人ホーム等 ☐病院等 ☐保育所等	福祉班 福祉班 福祉班 福祉班 福祉班 福祉班 福祉班	・ 電話 (86-5000) または FAX (86-5069) ・ 電話 (86-5001) または FAX (83-2425) ・ 電話または FAX
<各避難施設> ☐公立小・中学校 ☐共同・地域利用施設 ☐その他の市施設 ☐福祉避難所 ☐私立学校、ゴルフ場協議会	避難所班 予備避難所班 各所管部署 各所管部署 本部班	・ 電話または FAX ・ 避難施設状況の把握をし、電話、FAX 等で連絡調整を行う。
(防災関係機関等) ☐県災害対策局災害対策課 ☐阪神北県民局総務防災課 ☐県宝塚土木事務所 ☐宝塚警察署 ☐隣接市町の災害対策本部 ☐陸上自衛隊第 36 普通科連隊 ☐N T T 西日本 兵庫支店 ☐関西電力 ☐大阪ガス (ガス漏れ専用) ☐放送事業者(各マスコミ等) ☐災害時応援協定業者	本部班 本部班 本部班 本部班 本部班 本部班 本部班 本部班 本部班 本部班 広報班 各所管部署	・ フェニックス及び電話 (078-362-9988) ・ フェニックス及び電話 (83-3124) ・ フェニックス及び電話 (83-3101 代表) ・ フェニックス及び電話 (85-0110) ・ フェニックス及び電話 ・ 電話 (072-782-0001 内線 4037~4038) ・ フェニックス及び電話 (078-393-9440) ・ フェニックス及び電話 (0800-777-8043) ・ フェニックス及び電話 (0120-7-19424) ・ 電話または FAX ・ 電話及び FAX 等で、必要となれば応援要請

第Ⅱ編 土砂災害

1 警戒すべき区域

本市では土砂災害警戒区域として、平成19年3月27日に西谷地区89箇所、平成20年4月15日に南部市街地171箇所（うち1箇所は西宮市境）、平成23年3月31日に西谷地区2箇所、南部市街地2箇所の合計264箇所が指定され、市はハザードマップに位置づけている。また、平成26年に立合新田で土砂崩れによる家屋全壊の災害が発生したことから、平成27年度においては当該崖地を加え、これらの個所を警戒すべき区域としていた。

その後、立合新田の防災事業が完了し、西谷地区の土砂災害警戒区域1箇所も事業完了により指定が解除されたことから、平成28年度にはこれらを除いた土砂災害警戒区域263箇所とし、平成29年度は箇所の変更はなかった。

平成30年度は、兵庫県において武庫川左岸地区において土砂災害警戒区域の見直しが予定されるとともに、その一部区域に土砂災害特別警戒区域の指定についても予定されることとなったことから、これら指定予定区域を含め、270箇所を警戒すべき区域とした。

令和元年度末には、兵庫県において本市域内の土砂災害警戒区域が見直され274箇所となったことを受けて、この全箇所を警戒すべき区域とする。

なお、これと同時に武庫川右岸地区及び北部地域の一部土砂災害警戒区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されたことから、全市域における土砂災害特別区域指定が完了した。

2 避難すべき区域（個所）

土砂災害の危険性により避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、上記の土砂災害警戒区域のうち、令和2年度当初に「水害危険予想箇所（山崖くずれ等による宅地危険個所）」として、指定する箇所（表－3のとおり）であるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 重要な情報については、情報を発表した神戸地方気象台、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること（連絡先はP. 39の情報の入手先を参照）。
- 具体的には、兵庫県フェニックス防災システムの気象予報（暴風雨域の状況等）及び兵庫県HPのCGハザードマップ情報並びに気象庁が発する警報等の情報を用いて、神戸地方気象台及び砂防関係機関と気象情報（特に土砂災害警戒情報）等に関する情報交換を相互に行う。
- 「避難すべき区域」は、土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域に指定することを基本とするが、土砂災害の発生は自然現象であることから不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域の設定を適切に判断することとする。
- 避難情報は、発令基準を満たした土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域に対して発令することを基本とするが、以下の考え方にに基づき、地域別土砂災害危険度のメッシュ単位でグループ化する。

【避難情報発令グループの考え方】

※土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域を以下、「Rを含むY区域」という。

※土砂災害特別警戒区域を含まない土砂災害警戒区域を以下、「Y区域」という。

※土砂災害判定メッシュ情報（気象庁）を以下、「メッシュ」という。

① 同一メッシュ内に存在する「Rを含むY区域」は、同一グループとする。

② 1つのメッシュ内に「Rを含むY区域」が1つの場合は、その「Rを含むY区域」単独で1つのグループとする。

- ③ 任意の「Rを含むY区域」が複数のメッシュにまたがって存在する場合、その複数のメッシュ内にあるすべての「Rを含むY区域」を同一グループとする。例えば、「Rを含むY区域」1がメッシュA・Bにまたがって存在し、メッシュAには「Rを含むY区域」2、メッシュBには「Rを含むY区域」3が存在する場合、「Rを含むY区域」1・2・3は同一グループとする。ただし、複数のメッシュにまたがる「Rを含むY区域」が存在することより、同一グループとなるエリアが非常に広範囲となる場合は、必要に応じて、複数のメッシュにまたがる「Rを含むY区域」を、複数のメッシュのうちの1つ又は一部のメッシュのみに存在するものとして取り扱う。
- ④ 1つのグループが、複数のメッシュにまたがる場合は、その複数のメッシュのうち1メッシュでも発令基準を満たした時、そのグループ全域を発令対象区域とする。
- ⑤ 「Rを含むY区域」のうち、住家を含まない区域については発令対象区域とするが、対象町丁目からは削除する。
- ⑥ 「Rを含むY区域」がある対象町丁目内に「Y区域」がある場合、市民がそれらを区別することが困難であることから、「Rを含むY区域」と同一町丁目内にある「Y区域」については発令対象区域とする。
- ⑦ 「Rを含むY区域」と同一町丁目内にある「Y区域」が、隣接するその他の町丁目にまたがって存在する場合は、「Rを含むY区域」と同一町丁目内にある「Y区域」部分のみを発令対象区域とする。

表－３ 避難すべき区域（土砂災害）

発令 グループ	土砂災害警戒区域					
	県No.	県名称	市 No.	市名称	対象町丁目	備考
北部 ０１	57	上佐曽利谷 Ⅰ Ⅱ	3	上佐曽利	上佐曽利字北角	
北部 ０２	15	大原野(5) Ⅱ	50	大原野字西田 1 9 外	大原野字西田・ 島ノ内	
	16	大原野(6) Ⅱ	51	大原野字西田 2 7 外		
	18	大原野(4) Ⅱ	52	大原野字島ノ内 9 外		
	17	大原野(3) Ⅱ	67	大原野		
北部 ０３	62	下佐曽利谷 Ⅱ	26	下佐曽利	上佐曽利字今井 山、下佐曽利字 福本・西川・山 添・欠附・角田・ 中山・大藪、大 原野字石風・北 宮本・坊井・岩 坪	
	6	西川 Ⅰ	31	下佐曽利字西川 1 8 外		
	3	大藪 Ⅱ	42	下佐曽利字大藪 1 4 外		
	4	福本(1) Ⅱ	43	下佐曽利字福本 1 6 外		
	5	福本(2) Ⅱ	44	下佐曽利字福本 2 2 外		
	7	角 Ⅱ	45	下佐曽利字角 4 5 外		
	8	中山 Ⅱ	46	下佐曽利字中山 5 外		
	14	大原野 Ⅱ	49	大原野字石風 2 7 外		
	19	大原野 Ⅰ	55	大原野		
	1	芝 Ⅲ	57	下佐曽利字芝 3 外		
	13	岩坪 Ⅱ	63	大原野		
	9	山添 Ⅱ		「字山添」の部分のみ該 当		Y 区域
北部 ０４	10	道谷 Ⅰ	33	長谷	長谷	
	11	北畑 Ⅱ	47	長谷字北畑 4－2 外		
	12	道谷 Ⅱ	48	長谷字道谷 4－2 外		

北部 0 5	20	大原野(7)Ⅱ	56	大原野	大原野字林	
北部 0 6	32	前田Ⅰ	32	玉瀬字前田43外	玉瀬字前田・川端・平田、大原野字馬形・糺屋・南穴虫、境野字野手上・若下・浜居場・横道山	「玉瀬字寺山・堂山」部分には住家が無い
	28	境野(3)Ⅲ	59	玉瀬・境野字桃堂1-2外		「玉瀬字桃堂」「境野字横道山」部分には住家が無い
	30	玉瀬(3)Ⅲ	60	玉瀬字堂山11外		「玉瀬字口添谷・桃堂・道別・辻ヶ平井」部分には住家が無い
	31	玉瀬(1)Ⅲ	61	玉瀬字前田2外		「玉瀬字寺山・堂山」部分には住家が無い
	21	大原野(2)Ⅱ	68	大原野		「大原野字波坂」部分には住家が無い
	22	境野Ⅰ	71	大原野		
	23	境野(1)Ⅱ	116	境野		「境野字丸山」部分には住家が無い
	24	境野(2)Ⅱ	117	境野		「境野字米山」部分には住家が無い
	26	境野(1)Ⅲ	118	境野		「境野字横道山」部分には住家が無い
	25	境野(3)Ⅱ	119	境野		「境野字横道山」部分には住家が無い
	27	境野(2)Ⅲ	120	境野		「境野字横道山」部分には住家が無い
	29	玉瀬(2)Ⅲ	121	玉瀬		「玉瀬字口添谷・桃堂」部分には住家が無い

	33	平田Ⅱ	122	玉瀬		「玉瀬字鍛冶屋ケ谷」部分には住家が無い
	66	天狗山東谷Ⅱ		「字糶屋」の部分のみ該当		Y 区域
	67	竜王山西谷Ⅰ		「字南穴虫」の部分のみ該当		Y 区域
	68	原野川Ⅰ		「字南穴虫」の部分のみ該当		Y 区域
	70	穴虫川Ⅰ		「字南穴虫」の部分のみ該当		Y 区域
	71	境野川Ⅰ		「字南穴虫」の部分のみ該当		Y 区域
北部 07	37	玉瀬(5)Ⅲ	64	玉瀬字タワ19外	玉瀬字ヲカラ谷・小西上・津賀・田畠・大岩谷	
	34	津賀Ⅱ	123	玉瀬		
	35	細尾Ⅰ	124	玉瀬		
	38	大岩谷Ⅰ	125	玉瀬		
	72	玉瀬谷Ⅱ	126	玉瀬		
北部 08	41	奥ノ谷Ⅲ	62	切畑字奥ノ谷23外	切畑字奥ノ谷・北ノ浦・奥ンベフ・モモンド・北ラ石橋	
	39	玉瀬(4)Ⅲ	127	切畑		
	40	堂山Ⅲ	128	切畑		
	42	奥ノ谷Ⅱ	129	切畑		
	73	切畑上谷川Ⅰ		「字奥ノ谷・字北ノ浦」の部分のみ該当		Y 区域
北部 09	45	検見(1)Ⅱ	53	切畑字検見1外	玉瀬字イズリハ・奥之焼、切畑字剣見	
	47	イヅリハ(1)Ⅱ	54	玉瀬字イズリハ44外		
	44	奥ノ焼Ⅱ	132	玉瀬		
	77	検見東谷Ⅰ	133	切畑		
	53	イヅリハ(3)Ⅰ	134	玉瀬		

	46	イヅリハ(1) I		区域全域該当		Y 区域
	48	イヅリハ(2) II		区域全域該当		Y 区域
	49	検見(3) II		区域全域該当		Y 区域
	50	検見 I		区域全域該当		Y 区域
	51	イヅリハ(4) I		区域全域該当		Y 区域
	52	イヅリハ(2) I		区域全域該当		Y 区域
	76	奥之焼西谷 I		区域全域該当		Y 区域
北部 10	78	立合新田谷 3 II	130	切畑	切畑字滝ケ平井	
	79	立合新田谷 2 II		「字滝ケ平井」の部分のみ該当		Y 区域
北部 11	54	鳥脇(1) I	4	切畑字鳥脇 3 4 外	切畑字鳥ケ脇・箱ケ谷	
	55	鳥脇(2) I	131	切畑		
	80	鳥脇谷川 I		区域全域該当		Y 区域
	81	鳥脇川 I		区域全域該当		Y 区域
南部 (右岸) 1	185	ゆずり葉(5) I	22	ゆずり葉台 2 丁目 20 ー 1 32 外	ゆずり葉台 1 丁目・2 丁目・3 丁目	
	184	ゆずり葉(3) I	101	ゆずり葉台 3 丁目外		
	186	ゆずり葉(2) I	102	ゆずり葉台 2 丁目外		
	258	ゆずり葉の谷 I	113	ゆずり葉台 3 丁目外		
	259	千石スリ谷 I	114	小林外		
	261	逆瀬川Ⅲ	115	小林外		「南部(右岸) 2」にまたがるが、「南部(右岸) 1」単独所属とする。
	187	ゆずり葉(1) I		「ゆずり葉台 1 丁目・2 丁目」の部分のみ該当		Y 区域

	188	ゆずり葉(4) I		区域全域該当		Y 区域
	189	ゆずり葉Ⅲ		「ゆずり葉台1丁目」の 部分のみ該当		Y 区域
	257	ナガラ川 I		区域全域該当		Y 区域
	262	ゆずり葉台谷 1Ⅲ		区域全域該当		Y 区域
南部 (右岸) 2	168	長寿ヶ丘(1) I	9	長寿ガ丘外	長寿ガ丘、紅葉 ガ丘、月見山1 丁目・2丁目、 湯本町、武庫山 2丁目、宝松苑、 青葉台2丁目、 逆瀬台2丁目	
	177	紅葉ヶ丘(2) I	15	紅葉ガ丘801-51 外		
	193	逆瀬台(3) I		逆瀬台2丁目16-1 8外		
	169	長寿ヶ丘(2) I	23	長寿ガ丘外		
	171	月見山(4) I	24	月見山2丁目外		
	165	長寿ヶ丘(3) I	27	長寿ガ丘761-48 外		
	166	長寿ヶ丘(4) I	28	長寿ガ丘761-44 外		
	172	月見山(5) I	29	月見山766-539 外		
	175	月見山 I	30	月見山1丁目外		
	176	武庫山 I	39	紅葉ガ丘外		
	178	紅葉ヶ丘 I	40	紅葉ガ丘外		
	179	武庫山(2) I	41	武庫山2丁目132- 1外		
	173	月見山Ⅲ	66	月見山2丁目766- 628外		
	180	宝松苑 I	100	宝松苑外		
	190	青葉台 I	103	青葉台2丁目外		
	192	逆瀬台 I	104	逆瀬台2丁目外		

	194	逆瀬台(1)Ⅱ	105	逆瀬台2丁目外		
	167	長寿ヶ丘(5)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	170	月見山(3)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	174	月見山(2)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	195	逆瀬台(2)Ⅱ		「逆瀬台2丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	230	武庫山(3)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	231	月見山Ⅰ-2		区域全域該当		Y 区域
	232	武庫山Ⅰ-2		区域全域該当		Y 区域
	251	月見山谷Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	252	塩谷紅葉谷Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	254	小林谷Ⅰ		「青葉台2丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	255	武庫山北谷Ⅰ		「武庫山2丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	260	白瀬川Ⅰ		「逆瀬台2丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	274	観音谷川Ⅰ		「長寿ガ丘」の部分のみ該当		Y 区域
南部 (右岸) 3	199	野上(3)Ⅰ	7	野上5丁目4－586外	野上1丁目・4丁目・5丁目	
	200	野上(2)Ⅰ	106	野上1丁目外		
南部 (右岸) 4	203	千種(1)Ⅰ	107	千種1丁目外	千種1丁目、社町	
	202	社町Ⅰ		「社町」の部分のみ該当		Y 区域
	204	千種(4)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	205	千種(5)Ⅰ		「千種1丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	223	千種Ⅲ		区域全域該当		Y 区域

南部 (右岸) 5	206	千種(2)Ⅰ	108	千種2丁目外	塔の町、仁川台、 千種2丁目	
	207	千種(3)Ⅰ	109	千種2丁目外		
	208	塔の町Ⅰ	110	塔の町外		
	205	千種(5)Ⅰ		「千種2丁目」の部分のみ該当		Y 区域
南部 (右岸) 6	211	仁川高丸(4)Ⅰ	16	仁川高丸1丁目1－102外	仁川高丸1丁目、仁川うぐいす台	
	212	仁川高丸(1)Ⅰ	25	仁川高丸1丁目1－109外		
	229	仁川うぐいす台(3)Ⅱ	111	仁川うぐいす台外		
	209	仁川うぐいす台(1)		区域全域該当		Y 区域
	210	仁川うぐいす台(2)		区域全域該当		Y 区域
南部 (左岸) 1	147	桜ヶ丘(2)Ⅰ	97	川面外	桜ガ丘、川面字長尾山15－13	
	148	桜ヶ丘(1)Ⅰ	98	桜ガ丘外		
南部 (左岸) 2	146	御殿山(2)(1)Ⅰ	21	御殿山4丁目11外	御殿山4丁目、川面字長尾山15－964	「すみれガ丘1丁目」部分には住家が無い
	144	御殿山(1)Ⅰ	96	御殿山4丁目外		「すみれガ丘1丁目」部分には住家が無い
	145	御殿山(2)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	245	御殿山谷川Ⅰ		「御殿山4丁目」の部分のみ該当		Y 区域
南部 (左岸) 3	159	中山寺Ⅰ	6	中山荘園12－119外	中山寺2丁目、泉ガ丘、売布4丁目、売布山手町、売布きよしガ丘、清荒神3丁目・5丁目	「中山荘園」部分には住家が無い
	156	泉ヶ丘(2)Ⅰ	20	泉ガ丘226－3外		
	225	売布きよしガ丘(2)Ⅰ		売布きよしガ丘12－66外		
	110	中山寺Ⅲ	65	中山寺2丁目160外		

	157	売布きよしヶ丘Ⅰ	93	売布山手町外		
	152	清荒神(2)Ⅱ	94	清荒神5丁目外		
	154	清荒神Ⅰ	95	清荒神5丁目外		
	153	清荒神(3)Ⅱ		区域全域該当		Y 区域
	155	清荒神(1)Ⅱ		「清荒神3丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	158	売布ヶ丘Ⅱ		区域全域該当		Y 区域
	221	売布ヶ丘(2)Ⅰ		「清荒神5丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	222	清荒神(2)Ⅰ		「清荒神5丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	245	御殿山谷川Ⅰ		「清荒神5丁目」の部分のみ該当		Y 区域
南部 (左岸) 4	90	中山桜台(4)Ⅰ	10	中山桜台6丁目12-5外	中山桜台2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目、中山台1丁目、中山五月台2丁目・3丁目・4丁目・6丁目・7丁目、山手台西4丁目、山手台東4丁目・5丁目	
	93	中山桜台(1)Ⅰ	11	中山桜台3丁目17外		
	94	中山台Ⅰ	12	中山台1丁目351外		
	226	中山台(2)Ⅰ	13	中山台1丁目364外		
	89	中山桜台Ⅱ	18	中山桜台7丁目12-6外		
	92	中山桜台(3)Ⅰ	19	中山桜台5丁目7-16外		
	87	中山五月台(3)Ⅰ	34	中山五月台7丁目9-237外		
	86	切畑Ⅰ	35	中山桜台6丁目12-4外		
	83	中山五月台(2)Ⅰ	90	中山五月台7丁目外		
	84	中山五月台(1)Ⅲ	91	中山五月台7丁目外		
	85	中山五月台(2)Ⅲ	92	中山五月台7丁目外		

	88	中山桜台Ⅲ		区域全域該当		Y 区域
	91	中山桜台(2) I		区域全域該当		Y 区域
	95	中山五月台 (1) I		「中山五月台2丁目・3 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	224	中山桜台(5) II		区域全域該当		Y 区域
	233	中山谷川 I		区域全域該当		Y 区域
	234	五月台西谷川 I		区域全域該当		Y 区域
	235	五月谷 I		区域全域該当		Y 区域
	236	五月東谷 I		区域全域該当		Y 区域
	237	五月二ツ谷 I		「中山五月台6丁目」の 部分のみ該当		Y 区域
	238	五月台西北谷 I		「中山五月台6丁目」の 部分のみ該当		Y 区域
	239	五月台北谷 I		「中山五月台6丁目」の 部分のみ該当		Y 区域
		中山五月台 (4)		中山五月台4丁目外		
		山手台西 (2)		山手台西4丁目外		
		山手台東 (1)		「山手台東5丁目」の部 分のみ該当		Y 区域
		山手台東 (2)		山手台東5丁目23外		
		山手台東 (3)		山手台東5丁目21外		
		山手台東 (4)		山手台東5丁目外		
		山手台東 (5)		山手台東5丁目18外		
		山手台東 (6)		山手台東5丁目外		
		平井西谷Ⅲ		山手台東4丁目外		Y 区域

		山手台東 (7)		山手台東 4 丁目外		
		山手台東 (8)		山手台東 4 丁目外		
		平井東谷Ⅲ		「山手台東 4 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
		山手台東 (9)		山手台東 4 丁目外		
		山手台東 (10)		山手台東 4 丁目外		
南部 (左岸) 5	130	雲雀丘(5) I	14	雲雀丘 2 丁目 8 5 外	平井 1 丁目・2 丁目・4 丁目、平井山荘、山本西 1 丁目、山本台 3 丁目、山手台東 1 丁目・2 丁目、中筋山手 5 丁目、雲雀丘 2 丁目・3 丁目	
	104	平井(2) I	58	平井 1 丁目 2 0 1 - 2 外		
	227	平井(6) I	82	平井 4 丁目外		
	108	平井(1) I	83	平井 2 丁目外		
	105	平井(3) I	84	平井 1 丁目外		
	218	平井(5) I	85	平井 1 丁目外		
	217	山手台東(3)Ⅲ	86	山手台東 1 丁目外		
	97	中筋 I	87	中筋山手 5 丁目外		「南部(左岸) 4」にまたがるが、「南部(左岸) 5」単独所属とする。
	100	山本台 I	88	山本台 3 丁目外		
	216	山本西 I	89	山本西 1 丁目外		
	131	雲雀丘(2) I	99	雲雀丘 3 丁目外		
	99	中筋山手(3) I		「山本台 3 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	101	山手台東(1)Ⅲ		区域全域該当		Y 区域
	102	山手台東(2)Ⅲ		「山手台東 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域

	103	平井(4) I		「山手台東1丁目、平井1丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	106	平井山荘 I		「平井山荘」の部分のみ該当		Y 区域
	107	平井山荘(2) I		「山手台東1丁目、平井1丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	240	向谷 I		「山手台東1丁目、平井1丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	241	辰巳谷川 I		区域全域該当		Y 区域
	243	城丸川 I		「平井2丁目・4丁目、平井山荘」の部分のみ該当		Y 区域
		山手台東(11)		山手台東2丁目外		
		山手台東(12)		「山手台東2丁目」の部分のみ該当		Y 区域
南部 (左岸) 6	128	荘園(1) I	1	花屋敷荘園2丁目60外	花屋敷荘園1丁目・2丁目・3丁目、花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘山手1丁目・2丁目、長尾台1丁目・2丁目、ふじガ丘	
	129	荘園(2) I	2	花屋敷荘園3丁目23-1外		
	266	荘園(2)(1) I	5	花屋敷荘園3丁目25外		
	119	つつじヶ丘(2) I	8	花屋敷つつじガ丘299-1外		
	267	荘園(3) I	17	花屋敷荘園3丁目3-2外		
	264	長尾台(6) I	36	長尾台2丁目5-49外		
	117	つつじヶ丘(3) I	37	花屋敷つつじガ丘2-1657外		
	220	つつじヶ丘(1) I	38	花屋敷つつじガ丘2-1657外		
	113	ふじヶ丘 I	69	ふじガ丘6-80外		
	111	ふじヶ丘(1)(2) I	70	切畑字長尾山6-2外		

	127	松ヶ丘Ⅰ	72	花屋敷松ガ丘 1 6 2 - 1 外		
	114	長尾台(2)Ⅰ	73	長尾台 2 丁目外		
	116	長尾台(5)Ⅰ	74	長尾台 1 丁目外		
	123	長尾台(2)Ⅰ	75	長尾台 1 丁目外		
	120	長尾台(4)Ⅰ	76	長尾台 1 丁目外		
	121	雲雀丘山手(2)Ⅰ	77	雲雀丘山手 2 丁目外		
	122	雲雀丘山手(2)(1)Ⅰ	78	雲雀丘山手 2 丁目外		
	126	つつじヶ丘(4)Ⅰ	79	花屋敷つつじガ丘外		
	265	雲雀丘山手(1)Ⅰ	80	雲雀丘山手 1 丁目外		
	124	雲雀丘山手(3)Ⅰ	81	雲雀丘山手 2 丁目外		「南部(左岸)5」にまたがるが、「南部(左岸)6」単独所属とする。
	269	花屋敷荘園Ⅰ	112	花屋敷荘園 1 丁目外		
	112	ふじヶ丘(2)(2)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	115	長尾台(3)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	118	つつじヶ丘(2)(1)Ⅰ		区域全域該当		Y 区域
	125	つつじヶ丘Ⅱ		区域全域該当		Y 区域
	219	長尾台Ⅱ		区域全域該当		Y 区域
	228	ふじヶ丘(1)(2)Ⅰ-1		「ふじガ丘」の部分のみ該当		Y 区域
	263	長尾台(1)Ⅰ		「長尾台 1 丁目」の部分のみ該当		Y 区域
	268	満願寺西谷Ⅰ		「ふじガ丘」の部分のみ該当		Y 区域

	270	花屋敷(1) I	「花屋敷荘園 1 丁目」の 部分のみ該当		Y 区域
--	-----	----------	-------------------------	--	------

3 避難情報発令の判断基準

避難情報発令の判断基準は、表－４のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- 表－４中には１以外に複数の事象を記載している区分があるが、１の事象が基本となる判断基準であり、その他の事象を含めて総合的に判断を行うこととする。
- 具体的には、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあるとともに、土砂災害に係る防災情報には全市を対象とするものとメッシュによる地域ごとの危険度を示す情報があることから、関係機関との情報交換を密に行い、土砂災害警戒情報発表の有無、気象庁が発表する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の防災気象情報、兵庫県が提供する地域別土砂災害危険度、さらには、各雨量計（観測点）の雨量の変化、現地情報の収集（降雨強度、前兆現象の有無等）を中心に、近隣の災害発生状況、過去の災害の発生例及び地形等から災害の発生のおそれがあるかどうか、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等の情報を考慮して、総合的に判断を行うこととする。
- 夜間に避難情報の発令が予想される場合は、情報伝達及び避難行動に時間を要することを考慮し、明るい時間帯に発令する。
- 避難情報を発令する各段階における市の防災体制及び防災指令は水害対策体制・指令に準じる。

表－４ 避難情報発令の判断基準（土砂災害）

- 注意喚起は市内全域の土砂災害警戒区域（警戒すべき区域）に対して広報する。
- 発令基準を満たす土砂災害特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域が増加した場合、個別に避難情報を発令していると、避難情報の発令に遅れが生じる危険性があるため、表－５のとおり、避難情報の発令対象区域を状況に応じて変更する。

区分	気象状況等	現地の予兆等
注意喚起 （警戒レベル２）	１ 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ２ 時間雨量及び連続雨量がそれぞれ次の数値を超えた場合 （１）時間雨量 30mm、連続雨量 100mm （２）時間雨量 20mm、連続雨量 150mm （３）時間雨量 10mm、連続雨量 200mm	
高齢者等避難 （警戒レベル３）	１ 大雨警報（土砂災害）が発表され、兵庫県が提供する地域別土砂災害危険度を示される危険度推移図の「２時間後の予測危険度」が土砂災害警戒基準線（ＣＬ）を超えた場合 ２ 気象庁が発表する土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「警戒（赤）」が出現した場合（土壌雨量指数の実況値又は予測値で大雨警報（土砂災害）の基準以上となる場合） ３ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合
避難指示 （警戒レベル４）	１ 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度を示される危険度推移図の「１時間後の予測危険度」が土砂災害警戒基準線（ＣＬ）を超えた場合 ２ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「危険（紫）」が出現した場合（土壌雨量指数の実況値又は予測値で土砂災害警戒情報の基準以上となる場合） ３ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合

緊急安全確保 (警戒レベル5)	1 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 2 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において「災害切迫（黒）」が出現した場合（土壌雨量指数の実況値で大雨特別警報（土砂災害）の基準以上となる場合）	一部の地域で災害が発生し、現場に残留者がある場合
解除	大雨警報（土砂災害）が解除された場合	現地調査を行い、安全を確認した場合

※土砂災害警戒情報が宝塚市に発表されていない場合も、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の防災気象情報、地域別土砂災害危険度、市内の雨量観測点の雨量情報、近隣の災害発生状況、現地の予兆情報などから総合的に判断する。

表－５：発令対象区域

発令対象区域	対象区域の選定基準
個別（グループ単位）	地域別土砂災害危険度の１つのメッシュ（１ｋｍ）が発令基準を満たすとき
市内全域	市全域にわたり基準を満たすメッシュが複数あり、全域に避難を促す必要がある場合

情報の入手先・国土交通省 六甲砂防事務所（六甲山系）

TEL ０７８－８５１－０５３５

・兵庫県 県土整備部 土木局 砂防課

TEL ０７８－３６２－３５６５ 土砂災害対策係

・兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所

TEL ０７９７－８３－３２０３ 管理第二課

TEL ０７９７－８３－３１８０ 河川砂防課

・気象庁 神戸地方気象台

通常時の問い合わせ先（今後どうなるか等）

TEL ０７８－２２２－８９１５ 観測予報課

TEL ０７８－２２２－８９０７ 業務課

緊急時の問い合わせ先（ホットライン）

衛星電話 ８７－９８２－３３ 観測予報課

情報の報告先・兵庫県 企画県民部 災害対策局 災害対策課

TEL ０７８－３６２－９９８８ 防災係

兵庫県 阪神北県民局 総務企画室 総務防災課

TEL ０７９７－８３－３１２４

4 避難情報の伝達

(1) 伝達手段と方法

第Ⅰ編 水害編の4を参照のこと。

ただし、土砂災害に対する避難行動は「立ち退き避難」を原則とするため、避難情報を発令する場合には、安全に避難行動が実施できるような伝達方法及び内容とする。

また、土砂災害は浸水害等の他の風水害に比較し突発性が高く予測が困難なことから、高齢者等避難の発令段階から住民が自発的に避難を開始するような伝達方法及び内容とするよう配慮する

(2) 伝達内容・伝達先

避難情報の伝達内容については、本市地域防災計画関連図書「資料・様式編」第4部4-5の「災害時の広報」に基づくとともに、下記の例文を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

※例文は、発令グループ「北部01」を発令対象とする場合である。

※市内全域を対象区域とする場合には、「対象地域：市内全域」となる。

ア 警戒レベル3、高齢者等避難の伝達文(例)

土砂災害発生の危険性が高まっているため、以下の地域の土砂災害警戒区域に高齢者等避難を発令しました（●●●●●世帯、●●●●●人）。詳細については災害ポータルサイト等を確認し、避難行動をとってください。

対象地域：上佐曽利字北角

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

イ 警戒レベル4、避難指示の伝達文(例)

土砂災害発生の危険性が高まっているため、以下の地域の土砂災害警戒区域に避難指示を発令しました（●●●●●世帯、●●●●●人）。詳細については災害ポータルサイト等を確認し、避難行動をとってください。

対象地域：上佐曽利字北角

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

ウ 警戒レベル5、緊急安全確保の伝達文(例)

緊急安全確保。緊急安全確保。△△△△△△△△△△△△で土砂災害が発生しました。2次災害のおそれがありますので、土砂災害発生個所には近づかないようにしてください（●●●●●世帯、●●●●●人）。詳細については災害ポータルサイト等を確認してください。

対象地域：上佐曽利字北角

<https://www.takarazuka-bosai.jp/btakarazuka28/portal/html/home.html>

宝塚市災害対策本部(0797-71-1141)

資 料

【資料１】避難情報の特性

ここで対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりである。

	発令時の状況
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ※本市地域防災計画上では「気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を行うことが予想される場合」と記載
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ※本市地域防災計画上では「当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合」と記載
緊急安全確保	・人的被害の発生した状況 ※本市地域防災計画上では「状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現に災害が発生し、その現場に残留者がある場合」と記載

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難	・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難指示	・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。
緊急安全確保避難	・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1 への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2 を行う。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難情報の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

【資料 2】避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所、自主避難場所一覧

(1) 避難所

地区		避難所	所在地	電話	備考
第 1 地区	指定避難所	仁川小学校	仁川宮西町 1-25	0798-52-1166	
		良元小学校	小林 5 丁目 2-42	71-5511	
		末成小学校	末成町 1-1	71-5330	
		光明小学校	光明町 8-40	72-5586	
		高司小学校	高司 4 丁目 4-55	73-7348	浸水
		宝塚第一中学校	仁川うぐいす台 1-1	0798-51-1132	土砂
		高司中学校	高司 2 丁目 3-1	73-3297	
	予備避難所	くらんど人権文化センター	中野町 22-19	73-2222	
		共同利用施設 福井会館	福井町 9-6	72-5456	浸水
		〃 小林会館	小林 1 丁目 3-20	72-6503	
		〃 美幸会館	美幸町 9-20	72-2363	
		〃 亀井会館	亀井町 10-17	72-0198	浸水
		〃 鹿塩会館	鹿塩 1 丁目 4-36	0798-85-4160	
		〃 高司会館	高司 2 丁目 14-6	090-4305-9205	浸水
		〃 御所の前会館	御所の前町 7-14	71-7711	浸水
		〃 仁川会館	仁川北 3 丁目 2-3	0798-53-4552	
		地域利用施設 高松会館	高松町 7-6	090-7368-7882	
		〃 光明会館	光明町 10-24	74-5764	
		西公民館	小林 2 丁目 7-30	77-1200	
		さらら仁川公益施設	仁川北 2 丁目 5-1	0798-52-7686	
第 2 地区	指定避難所	宝塚第一小学校	野上 1 丁目 3-35	71-0492	
		西山小学校	野上 6 丁目 2-1	71-8451	
		逆瀬台小学校	逆瀬台 6 丁目 1-1	73-3305	土砂
		末広小学校	末広町 3-1	72-6581	浸水
		宝梅中学校	宝梅 3 丁目 4-20	71-8886	土砂
		光ガ丘中学校	光ガ丘 2 丁目 15-1	74-3448	
		県立宝塚高等学校	逆瀬台 2 丁目 2-1	71-0345	土砂
		県立宝塚西高等学校	ゆずり葉台 1 丁目 1-1	73-4035	土砂
	予備避難所	共同利用施設 伊子志会館	伊子志 1 丁目 6-27	74-7800	
		地域利用施設 南口会館	南口 2 丁目 14-5-3	73-5396	
		中央公民館	末広町 3-53	73-6600	浸水

地区		避難所	所在地	電話	備考
第3地区	指定避難所	宝塚小学校	川面1丁目 7-34	87-0451	
		売布小学校	売布ガ丘 1-20	84-2441	
		すみれガ丘小学校	すみれガ丘 1丁目 5-1	87-4405	
		御殿山中学校	御殿山 1丁目 3-1	86-7771	土砂
		県立宝塚北高等学校	すみれガ丘 4丁目 1-1	86-3291	土砂
	予備避難所	共同利用施設 売布会館	売布 1丁目 7-1	87-5314	
		〃 川面会館	川面 3丁目 12-10	090-7096-1624	
		〃 米谷会館	米谷 2丁目 17-23	84-9955	
		ピピアめふ公益施設	売布 2丁目 5-1	85-2274	
		市立文化施設ベガ・ホール	清荒神 1丁目 2-18	84-6192	
		花のみち 1番館・2番館 3階	栄町 1丁目 6-1 6-2	87-8741	
		地域利用施設 御殿山会館	御殿山 2丁目 1-81	81-6656	土砂
		宝塚市立売布北グラウンド管理棟	売布自由ガ丘 8-1	62-6511	
第4地区	指定避難所	小浜小学校	小浜 4丁目 7-10	87-0296	
		安倉小学校	安倉中 6丁目 1-1	84-8997	
		美座小学校	美座 2丁目 6-1	87-0019	浸水
		安倉北小学校	安倉北 5丁目 1-1	87-5744	
		宝塚中学校	美座 1丁目 1-20	87-0292	浸水
		安倉中学校	安倉中 6丁目 3-1	87-0091	浸水
		市立スポーツセンター(武道館)	小浜 1丁目 1-11	87-5911	浸水
	予備避難所	まいたに人権文化センター	今里町 5-1	84-4461	
		共同利用施設 安倉会館	安倉中 2丁目 2-1	87-1228	
		〃 小浜会館	小浜 5丁目 11-21	84-2463	
		〃 泉町会館	泉町 10-5	85-5515	浸水
		〃 旭町会館	旭町 2丁目 22-37	84-4301	
		〃 安倉西会館	安倉西 2丁目 1-3	86-0021	
		地域利用施設 美座会館	美座 2丁目 10-1	87-4385	浸水
第5地区	指定避難所	長尾小学校	山本東 1丁目 10-10	88-2031	
		長尾南小学校	山本南 2丁目 10-1	88-3137	
		丸橋小学校	山本丸橋 4丁目 13-1	89-4145	
		長尾中学校	長尾町 7-1	89-3010	浸水
		南ひばりガ丘中学校	南ひばりガ丘 2丁目 7-1	89-0224	浸水
	予備避難所	中山寺	中山寺 2丁目 11-1	87-0024	土砂
		ひらい人権文化センター	平井 6丁目 3-38	88-2795	土砂
		共同利用施設 中山寺会館	中山寺 2丁目 6-2	84-5050	
		〃 中筋会館	中筋 3丁目 61	88-2776	
		〃 長尾南会館	山本丸橋 2丁目 1-1	89-3740	
		〃 山本野里会館	山本野里 2丁目 5-29	89-9596	

		東公民館	山本南 2 丁目 5-2	89-1567	
第 6 地区	指定避難所	中山台小学校	中山桜台 4 丁目 25-1	88-6492	
		(旧) 中山五月台小学校	中山五月台 7 丁目 4-1	89-5412	土砂
		山手台小学校	山手台西 3 丁目 1-1	88-5322	土砂
		長尾台小学校	長尾台 1 丁目 1-1	072-757-8810	土砂
		中山五月台中学校	中山五月台 4 丁目 20-1	88-7512	
		山手台中学校	山手台西 1 丁目 4-1	88-1201	土砂
		県立宝塚東高等学校	中山五月台 1 丁目 12-1	89-3751	
		雲雀丘学園	雲雀丘 4 丁目 2-1	072-759-3000	
	予備避難所	共同利用施設 山本台会館	山本台 1 丁目 13-3	080-6126-1398	
		〃 松ガ丘会館	花屋敷松ガ丘 21-22	072-759-5845	
		中山台コミュニティセンター	中山桜台 5 丁目 15-2	89-9605	土砂
		地域利用施設 雲雀丘倶楽部 (雲雀丘サービスステーション)	雲雀丘 1 丁目 1-1	072-758-7680	
第 7 地区	指定	西谷小学校	大原野字石保 34-1	91-0324	
		西谷中学校	大原野字石保 46	91-0312	
	予備	宝塚自然の家	大原野字松尾 1	91-0303	
		武田尾公会堂	玉瀬字イヅリハ 1-88		土砂 浸水

※ 備考欄「浸水」：建物の 1 階部分が利用不可能になることがある。

※ 備考欄「土砂」：土砂災害時、施設が利用不可能になることがある。

地区	避難所	所在地	電話	備考
川西市	川西市立桜が丘小学校	川西市日高町 4-1	072-758-9450	
	川西市立川西中学校	川西市松が丘町 1-1	072-759-2473	

※ 花屋敷地域における緊急時避難所

(2) 福祉避難所

避難所	所在地	電話	備考
宝塚市総合福祉センター	安倉西 2 丁目 1-1	86-5000	
市立老人福祉センター (フレミラ宝塚)	売布東の町 12-8	85-3861	浸水
市立養護学校	安倉中 6 丁目 1-3	84-5686	
特別養護老人ホーム 花屋敷栄光園	切畑字長尾山 5-321	072-740-3388	土砂
特別養護老人ホーム 宝塚栄光園	ゆずり葉台 3 丁目 1-2	71-1151	
特別養護老人ホーム 宝塚ちどり	亀井町 10-30	73-0880	浸水
特別養護老人ホームケアホーム中山ちどり	中山桜台 1 丁目 7-1	82-0201	
安倉デイサービスセンター	安倉西 2 丁目 1-2	81-2030	
安倉西身体障害者支援センター	安倉西 2 丁目 1-2	81-2032	
介護老人保健施設ステップハウス宝塚	小浜 4 丁目 5-6	86-8823	

避難所	所在地	電話	備考
介護老人福祉施設 夢御殿山	御殿山 1 丁目 3-3	85-2951	土砂
特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑	中筋 2 丁目 10-18	80-4165	
特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ	大原野字南穴虫 1-253	83-5010	
介護老人保健施設 西谷憩いの家	大原野字波坂 2-7	91-1234	
介護老人保健施設 ケアヴィラ宝塚	亀井町 10-51	71-6510	浸水
小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	小浜 3 丁目 12-23	85-5003	浸水
特別養護老人ホーム 宝塚まどか園	美座 2 丁目 22-2	83-1175	浸水
介護老人保健施設 エスペランサ	山本丸橋 2 丁目 22 番 1 号	82-3338	浸水
特別養護老人ホーム 宝塚すみれ栄光園	弥生町 2 番 2 号	85-3656	
特別養護老人ホーム 星花苑	川面字長尾山 1 5-1 6	83-3001	
障害者支援施設 希望の家 グリーンホーム	玉瀬字田畠 1 0 番地	91-1800	
障害者支援施設 希望の家 サンホーム	玉瀬字田畠 9 番地	91-1045	土砂
障害者支援施設 希望の家 ワークセンター	安倉西 3 丁目 1 番 5 号	87-0141	浸水
障害福祉施設 ななくさ育成園	東洋町 3 丁目 1 5	26-7481	浸水

※ 特に介護が必要な方のために、必要な設備や人員を整備した専用の施設

(3) 指定緊急避難場所

地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地
第 1 地区	仁川小学校	仁川宮西町 1-25	○	
	良元小学校	小林 5 丁目 2-42	○	
	未成小学校	未成町 1-1	○	
	光明小学校	光明町 8-40	○	
	高司小学校	高司 4 丁目 4-55	○	
	宝塚第一中学校	仁川うぐいす台 1-1	○	
	高司中学校	高司 2 丁目 3-1	○	
	阪神競馬場	駒の町 1-1		○
	武庫川河川敷緑地			○
第 2 地区	宝塚第一小学校	野上 1 丁目 3-35	○	
	西山小学校	野上 6 丁目 2-1	○	
	逆瀬台小学校	逆瀬台 6 丁目 1-1	○	
	末広小学校	末広町 3-1	○	
	宝梅中学校	宝梅 3 丁目 4-20	○	
	光が丘中学校	光が丘 2 丁目 15-1	○	
	末広中央公園	末広町 3		○
	宝塚文化芸術センター及び花のみち・さくら橋公園	武庫川町 7-64、6-1		○

	宝塚ゴルフ倶楽部	蔵人字深谷 1391-1		○
	武庫川河川敷緑地			○

地区	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	避難地
第3地区	宝塚小学校	川面1丁目 7-34	○	
	売布小学校	売布が丘 1-20	○	
	すみれが丘小学校	すみれが丘1丁目 5-1	○	○
	御殿山中学校	御殿山1丁目 3-1	○	
	宝塚市立売布北グラウンド	売布自由が丘 8-1		○
	武庫川河川敷緑地			○
第4地区	小浜小学校	小浜4丁目 7-10	○	
	安倉小学校	安倉中6丁目 1-1	○	○
	美座小学校	美座2丁目 6-1	○	
	安倉北小学校	安倉北5丁目 1-1	○	○
	宝塚中学校	美座1丁目 1-20	○	
	安倉中学校	安倉中6丁目 3-1	○	○
	武庫川河川敷緑地			○
第5地区	長尾小学校	山本東1丁目 10-10	○	
	長尾南小学校	山本南2丁目 10-1	○	
	丸橋小学校	山本丸橋4丁目 13-1	○	○
	長尾中学校	長尾町 7-1	○	○
	南ひばりが丘中学校	南ひばりが丘2丁目 7-1	○	○
	中山寺及び周辺空地	中山寺2丁目 1 1 - 1		○
第6地区	中山台小学校	中山桜台4丁目 25-1	○	
	(旧) 中山五月台小学校	中山五月台7丁目 4-1	○	○
	山手台小学校	山手台西3丁目 1-1	○	
	長尾台小学校	長尾台1丁目 1-1	○	
	中山五月台中学校	中山五月台4丁目 20-1	○	
	山手台中学校	山手台西1丁目 4-1	○	
	宝塚市立花屋敷グラウンド	花屋敷荘園4丁目 2-35		○
	愛宕原ゴルフ倶楽部	切畑字長尾山 5-3		○
	宝塚けやきヒルカントリークラブ	切畑字長尾山 19-14		○
	雲雀丘ゴルフ倶楽部	雲雀丘山手 2-10-11		○
第7地区	西谷小学校	大原野字石保 34-1	○	
	西谷中学校	大原野字石保 46	○	
	旭国際宝塚カンツリー倶楽部	下佐曾利字大谷 4-12		○
	宝塚けやきヒルカントリークラブ	切畑字長尾山 19-14		○
	新宝塚カントリークラブ	切畑字剣見 1-2		○
	宝塚クラシックゴルフ倶楽部	切畑桜小場 19		○
	大宝塚ゴルフクラブ	切畑字長尾山 19		○
	太平洋クラブ宝塚コース	芝辻新田字花折 7-2		○
	宝塚高原ゴルフクラブ	切畑字長尾山 14		○

※「指定緊急避難場所」は被災後に避難者が一時期生活をするための「避難所」とは異なり、大規模火災などの災害発生直後に、緊急的に身の安全を確保するために一時的な避難に供する場所として、現在の「避難地」や学校のグラウンド、規模の大きな公共空間等を基本に指定する。

(4) 自主避難場所

地区	自主避難場所	所在地	電話	F A X
1	光明小学校	光明町 8-40	72-5586	71-1949
2	宝塚第一小学校	野上 1 丁目 3-35	71-0492	71-3594
3	宝塚小学校	川面 1 丁目 7-34	87-0451	84-0779
4	安倉小学校	安倉中 6 丁目 1-1	84-8997	81-0784
5	長尾南小学校	山本南 2 丁目 10-1	88-3137	89-0795
6	中山五月台中学校	中山五月台 7 丁目 4-1	89-5412	82-2105
7	西谷小学校	大原野字石保 34-1	91-0324	83-5008

【資料 3】土砂災害警戒区域

箇所 番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
1	芝 III	下佐曾利芝	急傾斜地	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 旭国際宝塚カンツリー倶楽部	57
2	芝 II	下佐曾利芝	急傾斜地		
3	大藪 II	下佐曾利大藪	急傾斜地		42
4	福本（1）II	下佐曾利福本	急傾斜地		43
5	福本（2）II	下佐曾利福本	急傾斜地		44
6	西川 I	下佐曾利西川	急傾斜地		31
7	角 II	下佐曾利角	急傾斜地		45
8	中山 II	下佐曾利中山	急傾斜地		46
9	山添 II	下佐曾利山添	急傾斜地		
10	道谷 I	長谷道谷	急傾斜地		33
11	北畑 II	長谷北畑	急傾斜地		47
12	道谷 II	長谷道谷	急傾斜地		48
13	岩坪 II	大原野岩坪	急傾斜地		63
14	大原野 II	大原野石風	急傾斜地	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 太平洋クラブ宝塚コース	49
15	大原野（5）II	大原野西田	急傾斜地		50
16	大原野（6）II	大原野西田	急傾斜地		51
17	大原野（3）II	大原野鳥ノ内	急傾斜地		67
18	大原野（4）II	大原野鳥ノ内	急傾斜地		52
19	大原野 I	大原野	急傾斜地		55
20	大原野（7）II	大原野林	急傾斜地		56
21	大原野（2）II	大原野馬形	急傾斜地		68
22	境野 I	境野	急傾斜地		71
23	境野（1）II	境野野手上	急傾斜地		115
24	境野（2）II	境野若下	急傾斜地		116
25	境野（3）II	境野浜居場	急傾斜地		118
26	境野（1）III	境野浜居場	急傾斜地	西谷小学校 西谷中学校	117
27	境野（2）III	境野大道南	急傾斜地		119
28	境野（3）III	境野	急傾斜地	宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 太平洋クラブ宝塚コース	59
29	玉瀬（2）III	玉瀬	急傾斜地	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ	120
30	玉瀬（3）III	玉瀬	急傾斜地		60
31	玉瀬（1）III	玉瀬前田	急傾斜地		61
32	前田 I	玉瀬前田	急傾斜地		32
33	平田 II	玉瀬平田	急傾斜地		121
34	津賀 II	玉瀬津賀	急傾斜地		122

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
35	細尾 I	玉瀬細尾	急傾斜地	新宝塚カントリークラブ	123
36	タワ I	玉瀬タワ	急傾斜地		
37	玉瀬 (5) III	玉瀬	急傾斜地		64
38	大岩谷 I	大岩谷	急傾斜地		124
39	玉瀬 (4) III	玉瀬	急傾斜地		126
40	堂山 III	切畑堂山	急傾斜地		127
41	奥ノ谷 III	切畑奥ノ谷	急傾斜地		62
42	奥ノ谷 II	切畑奥ノ谷	急傾斜地		128
43	切畑 III	切畑	急傾斜地		
44	奥ノ焼 II	切畑奥ノ焼	急傾斜地		131
45	検見 (1) II	切畑検見	急傾斜地		53
46	イヅリハ (1) I	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
47	イヅリハ (1) II	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		54
48	イヅリハ (2) II	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
49	検見 (3) II	切畑検見	急傾斜地		
50	検見 I	切畑検見	急傾斜地		
51	イヅリハ (4) I	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
52	イヅリハ (2) I	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		
53	イヅリハ (3) I	玉瀬イヅリハ	急傾斜地		133
54	鳥脇 (1) I	鳥ガ脇	急傾斜地	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 大宝塚ゴルフクラブ	4
55	鳥脇 (2) I	鳥ガ脇	急傾斜地		130
56	スリバチ谷川 II	上佐曽利	土石流	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 旭国際宝塚カンツリー倶楽部	
57	上佐曽利谷 1 II	上佐曽利	土石流		3
58	上佐曽利谷 2 II	上佐曽利	土石流		
59	上佐曽利谷 3 II	上佐曽利	土石流		
60	上佐曽利谷 4 II	上佐曽利	土石流		
61	皿池谷川 I	下佐曽利	土石流		
62	下佐曽利谷 II	下佐曽利	土石流		26
63	西部谷 1 II	大原野	土石流	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ	
64	波豆西部谷 2 II	大原野	土石流		
65	波豆西部谷 3 II	波豆	土石流		
66	天狗山東谷 II	大原野	土石流		
67	竜王山西谷 I	大原野	土石流		
68	原野川 I	大原野	土石流		

箇所 番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
69	安場川 I	大原野	土石流	太平洋クラブ宝塚コース	
70	穴虫川 I	大原野	土石流		
71	境野川 I	大原野	土石流		
72	玉瀬谷 II	玉瀬	土石流	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 新宝塚カントリークラブ	125
73	切畑上谷川 I	切畑	土石流		
74	切畑谷 1 II	切畑	土石流		
75	茶屋池谷 II	切畑	土石流		
76	奥之焼西谷 I	切畑	土石流		
77	検見東谷 I	切畑	土石流		132
78	立合新田谷 3 II	切畑	土石流		129
79	立合新田谷 2 II	切畑	土石流		
80	鳥脇谷川 I	切畑	土石流	西谷小学校 西谷中学校 宝塚自然の家 介護老人保健施設西谷憩いの家 特別養護老人ホーム 宝塚シニアコミュニティ 大宝塚ゴルフクラブ	
81	鳥脇川 I	切畑	土石流		
82	長尾山谷 II	切畑	土石流		
83	中山五月台(2) I	中山五月台七丁目	急傾斜地	中山桜台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム中山ちどり	90
84	中山五月台(1) III	中山五月台七丁目	急傾斜地		91
85	中山五月台(2) III	中山五月台七丁目	急傾斜地		92
86	切畑 I	中山五月台六丁目	急傾斜地		35
87	中山五月台(3) I	中山五月台七丁目	急傾斜地		34
88	中山桜台 III	中山桜台六丁目	急傾斜地		
89	中山桜台 II	中山桜台七丁目	急傾斜地		18
90	中山桜台(4) I	中山桜台六丁目	急傾斜地		10
91	中山桜台(2) I	中山桜台五丁目	急傾斜地		
92	中山桜台(3) I	中山桜台五丁目	急傾斜地		19
93	中山桜台(1) I	中山桜台三丁目	急傾斜地		11
94	中山台 I	中山台一丁目	急傾斜地		12
95	中山五月台(1) I	中山五月台二丁目	急傾斜地		
96	山手台西 I	山手台西二丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本会館	
97	中筋 I	中筋山手五丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑	87
98	中筋山手(2) I	山手台西一丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本会館	
99	中筋山手(3) I	山本台三丁目	急傾斜地		
100	山本台 I	山本台三丁目	急傾斜地		88

箇所 番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
101	山手台東(1)Ⅲ	山手台東一丁目	急傾斜地		
102	山手台東(2)Ⅲ	山手台東一丁目	急傾斜地		86
103	平井(4)Ⅰ	平井一丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑 共同利用施設中山寺会館	
104	平井(2)Ⅰ	平井一丁目	急傾斜地		58
105	平井(3)Ⅰ	平井一丁目	急傾斜地		84
106	平井山荘Ⅰ	平井山荘	急傾斜地		
107	平井山荘(2)Ⅰ	平井山荘	急傾斜地		
108	平井(1)Ⅰ	平井二丁目	急傾斜地		83
109	中筋山手Ⅰ	中筋山手三丁目	急傾斜地		
110	中山寺Ⅲ	中山寺二丁目	急傾斜地		65
111	ふじヶ丘(1)(2)Ⅰ	ふじヶ丘	急傾斜地		70
112	ふじヶ丘(2)(2)Ⅰ	ふじヶ丘	急傾斜地		
113	ふじヶ丘Ⅰ	ふじヶ丘	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ倶楽部	69
114	長尾台(2)(1)Ⅰ	長尾台二丁目	急傾斜地		73
115	長尾台(3)Ⅰ	長尾台二丁目	急傾斜地		
116	長尾台(5)Ⅰ	長尾台一丁目	急傾斜地		74
117	つつじヶ丘(3)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		37
118	つつじヶ丘(2)(1)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		
119	つつじヶ丘(2)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		8
120	長尾台(4)Ⅰ	長尾台一丁目	急傾斜地		76
121	雲雀丘山手(2)Ⅰ	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地		77
122	雲雀丘山手(2)(1)Ⅰ	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地		78
123	長尾台(2)Ⅰ	長尾台一丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 雲雀丘学園 雲雀丘サービスステーション 雲雀丘倶楽部 雲雀丘ゴルフクラブ	75
124	雲雀丘山手(3)Ⅰ	雲雀丘山手二丁目	急傾斜地		81
125	つつじヶ丘Ⅱ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		
126	つつじヶ丘(4)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地		79
127	松ヶ丘Ⅰ	花屋敷松が丘	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	72
128	荘園(1)Ⅰ	花屋敷荘園二丁目	急傾斜地	川西市立桜が丘小学校	1
129	荘園(2)Ⅰ	花屋敷荘園三丁目	急傾斜地	川西市立川西中学校 共同利用施設松ガ丘会館	2
130	雲雀丘(5)Ⅰ	雲雀丘二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	14
131	雲雀丘(2)Ⅰ	雲雀丘三丁目	急傾斜地	雲雀丘学園	99
132	雲雀丘(4)Ⅰ	雲雀丘一丁目	急傾斜地	雲雀丘サービスステーション 雲雀丘倶楽部 雲雀丘ゴルフクラブ	
133	すみれヶ丘(2)(2)Ⅰ	すみれガ丘三丁目	急傾斜地	すみれガ丘小学校	

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
134	すみれヶ丘(1)(2)Ⅲ	すみれガ丘三丁目	急傾斜地	御殿山中学校	
135	すみれヶ丘(1)(2)Ⅰ	すみれガ丘三丁目	急傾斜地	地域利用施設御殿山会館	
136	すみれヶ丘(4)(2)Ⅰ	すみれガ丘二丁目	急傾斜地	介護老人福祉施設夢御殿山	
137	すみれヶ丘(3)(2)Ⅲ	すみれガ丘二丁目	急傾斜地		
138	すみれヶ丘(4)(2)Ⅲ	すみれガ丘二丁目	急傾斜地		
139	すみれヶ丘(3)(2)Ⅰ	すみれガ丘三丁目	急傾斜地		
140	すみれヶ丘(2)(2)Ⅲ	すみれガ丘三丁目	急傾斜地		
141	すみれヶ丘(6)(2)Ⅰ	すみれガ丘四丁目	急傾斜地	すみれガ丘小学校	
142	すみれヶ丘(5)(2)Ⅰ	すみれガ丘三丁目	急傾斜地	御殿山中学校	
143	すみれヶ丘(2)Ⅱ	すみれガ丘二丁目	急傾斜地	地域利用施設御殿山会館 介護老人福祉施設夢御殿山	
144	御殿山(1)Ⅰ	御殿山四丁目	急傾斜地		96
145	御殿山(2)Ⅰ	御殿山四丁目	急傾斜地	宝塚小学校	
146	御殿山(2)(1)Ⅰ	御殿山四丁目	急傾斜地	御殿山中学校	21
147	桜ヶ丘(2)Ⅰ	川面	急傾斜地	地域利用施設御殿山会館	97
148	桜ヶ丘(1)Ⅰ	桜が丘	急傾斜地	介護老人福祉施設夢御殿山	98
149	川面Ⅰ	川面五丁目	急傾斜地		
150	米谷Ⅲ	米谷	急傾斜地		
151	米谷(2)Ⅱ	米谷	急傾斜地		
152	清荒神(2)Ⅱ	清荒神五丁目	急傾斜地	売布小学校	94
153	清荒神(3)Ⅱ	清荒神三丁目	急傾斜地	宝塚中学校	
154	清荒神Ⅰ	清荒神五丁目	急傾斜地	宝塚ベガホール	95
155	清荒神(1)Ⅱ	清荒神三丁目	急傾斜地	ピピア売布公益施設	
156	泉ヶ丘(2)Ⅰ	泉が丘	急傾斜地	市立老人福祉センター	20
157	売布きよしヶ丘Ⅰ	売布山手町	急傾斜地	(フレミラ宝塚)	93
158	売布ヶ丘Ⅱ	売布四丁目	急傾斜地	小規模多機能型居宅介護	
159	中山寺Ⅰ	売布四丁目	急傾斜地	事業所オアシス宝塚	6
160	中山荘園Ⅰ	中山荘園	急傾斜地		
161	中山荘園(2)Ⅰ	中山荘園	急傾斜地		
162	米谷Ⅰ	米谷一丁目	急傾斜地	小浜小学校	
163	米谷(1)Ⅱ	米谷一丁目	急傾斜地	介護老人保健施設 ステップハウス宝塚 共同利用施設小浜会館	
164	安倉西Ⅰ	安倉西二丁目	急傾斜地	安倉小学校 安倉中学校 宝塚市総合福祉センター	
165	長寿ヶ丘(3)Ⅰ	長寿が丘	急傾斜地	宝塚第一小学校	27
166	長寿ヶ丘(4)Ⅰ	長寿が丘	急傾斜地	宝梅中学校	28
167	長寿ヶ丘(5)Ⅰ	長寿が丘	急傾斜地	甲子園大学	
168	長寿ヶ丘(1)Ⅰ	長寿が丘	急傾斜地	地域利用施設南口会館	9

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
169	長寿ヶ丘(2)Ⅰ	長寿が丘	急傾斜地	宝塚第一小学校 宝梅中学校 地域利用施設南口会館	23
170	月見山(3)Ⅰ	長寿が丘	急傾斜地		
171	月見山(4)Ⅰ	月見山二丁目	急傾斜地		24
172	月見山(5)Ⅰ	月見山二丁目	急傾斜地		29
173	月見山Ⅲ	月見山二丁目	急傾斜地		66
174	月見山(2)Ⅰ	月見山一丁目	急傾斜地		
175	月見山Ⅰ	月見山一丁目	急傾斜地		30
176	武庫山Ⅰ	紅葉が丘	急傾斜地		39
177	紅葉ヶ丘(2)Ⅰ	紅葉が丘	急傾斜地		15
178	紅葉ヶ丘Ⅰ	紅葉が丘	急傾斜地		40
179	武庫山(2)Ⅰ	武庫山二丁目	急傾斜地		41
180	宝松苑Ⅰ	宝松苑	急傾斜地		100
181	光ヶ丘(1)Ⅰ	光が丘一丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部	
182	光ヶ丘(2)Ⅰ	光が丘一丁目	急傾斜地		
183	光ヶ丘Ⅱ	小林	急傾斜地		
184	ゆずり葉(3)Ⅰ	ゆずり葉台三丁目	急傾斜地		101
185	ゆずり葉(5)Ⅰ	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		22
186	ゆずり葉(2)Ⅰ	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		102
187	ゆずり葉(1)Ⅰ	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		
188	ゆずり葉(4)Ⅰ	ゆずり葉台二丁目	急傾斜地		
189	ゆずり葉Ⅲ	ゆずり葉台一丁目	急傾斜地		
190	青葉台Ⅰ	青葉台二丁目	急傾斜地		103
191	逆瀬台(2)Ⅰ	逆瀬台六丁目	急傾斜地		
192	逆瀬台Ⅰ	逆瀬台二丁目	急傾斜地		104
193	逆瀬台(3)Ⅰ	逆瀬台二丁目	急傾斜地		
194	逆瀬台(1)Ⅱ	逆瀬台二丁目	急傾斜地		105
195	逆瀬台(2)Ⅱ	逆瀬台二丁目	急傾斜地		
196	宝梅(1)Ⅰ	宝梅二丁目	急傾斜地		
197	宝梅Ⅱ	宝梅二丁目	急傾斜地		
198	宝梅(2)Ⅰ	宝梅二丁目	急傾斜地		
199	野上(3)Ⅰ	野上五丁目	急傾斜地		7
200	野上(2)Ⅰ	野上一丁目	急傾斜地		106
201	野上Ⅰ	野上二丁目	急傾斜地		
202	社町Ⅰ	小林一丁目	急傾斜地	西山小学校 良元小学校 西公民館 共同利用施設小林会館	
203	千種(1)Ⅰ	千種一丁目	急傾斜地	西山小学校	107
204	千種(4)Ⅰ	千種一丁目	急傾斜地	宝梅中学校	

箇所 番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
205	千種(5)Ⅰ	千種一丁目	急傾斜地	西公民館	
206	千種(2)Ⅰ	千種二丁目	急傾斜地	特別養護老人ホーム宝塚ちどり	108
207	千種(3)Ⅰ	千種二丁目	急傾斜地	介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚	109
208	塔の町Ⅰ	塔の町	急傾斜地	宝塚ゴルフ倶楽部	110
209	仁川うぐいす台(1)Ⅱ	仁川うぐいす台	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一中学校	
210	仁川うぐいす台(2)Ⅱ	仁川うぐいす台	急傾斜地		
211	仁川高丸(4)Ⅰ	仁川高丸一丁目	急傾斜地	仁川小学校	16
212	仁川高丸(1)Ⅰ	仁川高丸一丁目	急傾斜地	宝塚第一中学校	25
213	仁川高丸(2)Ⅰ	仁川高丸三丁目	急傾斜地	さらら仁川北館公益施設	
214	仁川宮西Ⅰ	仁川月見が丘	急傾斜地	共同利用施設仁川会館	
215	仁川高丸(3)Ⅰ	仁川高台一丁目	急傾斜地		
216	山本西Ⅰ	山本西一丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム 宝塚あいわ苑	89
217	山本台東(2)Ⅲ	山手台東一丁目	急傾斜地	山手台小学校 山手台中学校 共同利用施設山本会館	86
218	平井(5)Ⅰ	平井一丁目	急傾斜地	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑 共同利用施設中山寺会館	85
219	長尾台Ⅱ	長尾台二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	
220	つつじヶ丘(1)Ⅰ	花屋敷つつじヶ丘	急傾斜地	特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ倶楽部	38
221	売布ヶ丘(2)Ⅰ	清荒神四丁目	急傾斜地	売布小学校	
222	清荒神(2)Ⅰ	清荒神五丁目	急傾斜地	宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピア売布公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	
223	千種Ⅲ	千種一丁目	急傾斜地	西山小学校 宝梅中学校 西公民館 特別養護老人ホーム宝塚ちどり 介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚 宝塚ゴルフ倶楽部	

箇所 番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
224	中山桜台 (5) II	中山桜台七丁目	急傾斜地	中山桜台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム 中山ちどり	
225	売布きよしガ丘 (2) I	売布きよしガ丘	急傾斜地	売布小学校 宝塚中学校 宝塚ベガホール ピピア売布公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護 事業所オアシス宝塚	
226	中山台 (2) I	中山台一丁目	急傾斜地	中山桜台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム中山ちどり	13
227	平井 (6) I	平井四丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校	82
228	ふじヶ丘 (1) (2) I-1	ふじガ丘	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ倶楽部	
229	仁川うぐいす台 (3) II	仁川うぐいす台	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一中学校 さらら仁川北館公益施設 共同利用施設仁川会館	111
230	武庫山 (3) I	武庫山二丁目	急傾斜地	宝塚第一小学校	
231	月見山 I-2	月見山一丁目	急傾斜地	宝梅中学校	
232	武庫山 I-2	紅葉ガ丘	急傾斜地	地域利用施設南口会館	
233	中山谷川 I	切畑	土石流	中山桜台小学校 中山五月台中学校 県立宝塚東高等学校 特別養護老人ホーム 中山ちどり	
234	五月台西谷川 I	切畑	土石流		
235	五月谷 I	切畑	土石流		
236	五月東谷 I	切畑	土石流		
237	五月二ツ谷 I	切畑	土石流		
238	五月台西北谷 I	切畑	土石流		
239	五月台北谷 I	切畑	土石流		
240	向谷 I	切畑	土石流	長尾小学校 長尾中学校 特別養護老人ホーム宝塚あいわ苑 共同利用施設中山寺会館	
241	辰巳谷川 I	平井一丁目	土石流		
242	平井谷 I	切畑	土石流		
243	城丸川 I	切畑	土石流		
244	すみれが丘谷 I	すみれが丘三丁目	土石流	すみれガ丘小学校	

箇所 番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
				御殿山中学校 地域利用施設御殿山会館 介護老人福祉施設夢御殿山	
245	御殿山谷川Ⅰ	川面	土石流	宝塚小学校 御殿山中学校 地域利用施設御殿山会館	
246	荒神川Ⅰ	米谷	土石流	売布小学校	
247	荒神小谷Ⅰ	米谷	土石流	宝塚中学校	
248	荒神谷川Ⅰ	切畑	土石流	宝塚ベガホール ビピア売布公益施設 市立老人福祉センター (フレミラ宝塚) 小規模多機能型居宅介護事業所 オアシス宝塚	
249	平井西谷Ⅲ	山手台東四丁目	土石流	山手台小学校	
250	平井東谷Ⅲ	山手台東四丁目	土石流	山手台中学校 共同利用施設山本会館	
251	月見山谷Ⅰ	伊子志	土石流	宝塚第一小学校	
252	塩谷紅葉谷Ⅰ	伊子志	土石流	宝梅中学校	
253	支多々川Ⅰ	小林	土石流	地域利用施設南口会館	
254	小林谷Ⅰ	小林	土石流	宝塚第一小学校 西山小学校 光が丘中学校 地域利用施設南口会館 宝塚ゴルフ倶楽部	
255	武庫山北谷Ⅰ	伊子志	土石流	宝塚第一小学校	
256	武庫山南谷Ⅰ	伊子志	土石流	宝梅中学校 地域利用施設南口会館	
257	ナダウラ川Ⅰ	ゆずり葉台三丁目	土石流	宝塚第一小学校	
258	ゆずり葉の谷Ⅰ	ゆずり葉台三丁目	土石流	西山小学校	113
259	千石ズリ谷Ⅰ	小林	土石流	光が丘中学校	
260	白瀬川Ⅰ	ゆずり葉台一丁目	土石流	地域利用施設南口会館	
261	逆瀬川Ⅲ	小林	土石流	特別養護老人ホーム 宝塚栄光園	114
262	ゆずり葉台ⅠⅢ	小林	土石流	宝塚ゴルフ倶楽部	
263	長尾台(1)Ⅰ	長尾台一丁目 川西市満願寺町	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園	
264	長尾台(6)Ⅰ	長尾台二丁目 川西市満願寺町	急傾斜地	愛宕原ゴルフ倶楽部	36
265	雲雀丘山手(1)Ⅰ	雲雀丘山手一丁目 川西市花屋敷二丁目	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 雲雀丘学園	80

箇所番号	箇所名	所在地	自然現象	避難所等	備考
				雲雀丘サービスステーション 雲雀丘倶楽部 雲雀丘ゴルフクラブ	
266	荘園(2)(1)Ⅰ	花屋敷荘園三丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地	南ひばりガ丘中学校 川西市立桜が丘小学校	5
267	荘園(3)Ⅰ	花屋敷荘園三丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地	川西市立川西中学校 共同利用施設松ガ丘会館	17
268	満願寺西谷Ⅰ	切畑 川西市満願寺町	土石流	南ひばりガ丘中学校 特別養護老人ホーム花屋敷栄光園 愛宕原ゴルフ倶楽部	
269	花屋敷荘園Ⅰ	花屋敷荘園一丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地		112
270	花屋敷(1)Ⅰ	花屋敷荘園一丁目 川西市花屋敷1丁目	急傾斜地		
271	石切山北谷川Ⅲ	切畑 川西市南野坂一丁目	土石流	南ひばりガ丘中学校 川西市立桜が丘小学校	
272	石切山西谷川Ⅲ	切畑 川西市南野坂一丁目	土石流	川西市立川西中学校 共同利用施設松ガ丘会館	
273	仁川(2)Ⅰ	仁川高台二丁目 西宮市仁川町六丁目	急傾斜地	仁川小学校 宝塚第一小学校 さらら仁川北館公益施設 共同利用施設仁川会館	
274	観音谷川Ⅰ	長寿ヶ丘 西宮市宝生ヶ丘	土石流	宝塚第一小学校 宝梅中学校 地域利用施設南口会館	

注1)「自然現象」の項目の「急傾斜」は「急傾斜地の崩壊」を示す。

注2)「避難所等」の項目に記載する指定避難所、予備避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所については、当該土砂災害警戒区域が位置する校区の学校及び最寄りの施設とするが、これらの学校・施設が土砂災害警戒区域に存する場合は、近接する避難所等を記載する。

注3) 網掛け箇所は、その区域内に土砂災害特別警戒区域が指定されている箇所を示す。

注4) 令和5年度の水害危険予想箇所（山崖くずれ等による宅地危険箇所）に指定している箇所については、備考欄にその箇所番号を記載した。

※ 252 塩谷紅葉谷Ⅰには、土石流発生感知装置（ワイヤーセンサー）が設置されている。

この装置は、土石流によりワイヤーセンサーが切断されると、住民に知らせるためのサイレンが鳴り、宝塚市には防災センター(0797-74-1072)及び消防本部(0797-73-1141) に対して、電話により自動的に連絡が入る仕組みになっている。

【資料 4】武庫川洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内における福祉施設等

○水防法第 15 条第 1 項 3 号に定める要配慮者利用施設

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 2 項に定める要配慮者利用施設

	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	浸水	土砂
1	社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<あじさいホーム>	宝塚市安倉中 5 丁目 20 番 31 号	○	△
2	社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<安土夢ホーム 1・2>	宝塚市安倉南 1 丁目 7 番 20 号	○	△
3	社会福祉施設	障害者施設	ハート・ウォーム（株式会社 HMT）	宝塚市伊子志 3 丁目 13 番 6 号	○	△
4	社会福祉施設	障害者施設	ななくさ育成園	宝塚市東洋町 3 番 15 号	○	△
5	社会福祉施設	障害者施設	はんしん自立の家	宝塚市美幸町 11 番 16 号	○	△
6	社会福祉施設	障害者施設	春夏秋冬ハートフル	宝塚市高松町 16 番 13 号	○	△
7	社会福祉施設	障害者施設	カーネーション	宝塚市南口 2 丁目 1 番 39 号	○	△
8	社会福祉施設	障害者施設	希望の家サンホーム	宝塚市玉瀬字田畠 9 番地	△	○
9	社会福祉施設	障害者施設	ケアホーム花みづ木	宝塚市安倉南 2 丁目 3 番 16 号	○	△
10	社会福祉施設	障害者施設	わおん えがおの家	宝塚市南ひばりガ丘 1 丁目 4 番 9 号	○	△
11	社会福祉施設	障害者施設	自立の家きらら	宝塚市中州 1 丁目 5 番 22 号	○	△
12	社会福祉施設	障害者施設	さざんかグループホーム<安倉のぞみホーム>	宝塚市安倉中 2 丁目 13 番 7 号	○	△
13	社会福祉施設	障害者施設	宝塚いくせい会「安倉ホーム」	宝塚市安倉中 2 丁目 12 番 3 号	○	△
14	社会福祉施設	障害者施設	One's 合同会社	宝塚市安倉中 5 丁目 22 番 10 号	○	△
15	社会福祉施設	障害者施設	宝塚いくせい会「来夢」	宝塚市安倉中 2 丁目 5 番 16 号	○	△
16	社会福祉施設	障害者施設	ケアホーム ライムの木	宝塚市亀井町 9 番 44 号	○	△
17	社会福祉施設	障害者施設	ララ安倉中	宝塚市安倉中 4 丁目 14 番 14 号	○	△
18	社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム中野	宝塚市中野町 22 番 2 号	○	△
19	社会福祉施設	障害者施設	みんなの家（NPO 法人阪神・障害者人権ネットワーク）	宝塚市安倉南 2 丁目 17 番 3 号	○	△
20	社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム（えむつーびる）	宝塚市高司 2 丁目 17 番 33 号	○	△
21	社会福祉施設	障害者施設	ショートステイむーののうち	宝塚市山本丸橋 4 丁目 7 番 3-1 号	○	△
22	社会福祉施設	障害者施設	ライフエール宝塚向月町	宝塚市向月町 20 番 9 号	○	△
23	社会福祉施設	障害者施設	ケアホームころろ&つばさ	宝塚市光明町 26 番 16 号	○	△
24	社会福祉施設	障害者施設	コスモスホーム小林	宝塚市大吹町 1 番 31 号	○	△

	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	浸水	土砂
25	社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム（スインスィアフナコシ）	宝塚市小林 5 丁目 5 番 3 0 号	○	／
26	社会福祉施設	障害者施設	こむの事業所	宝塚市売布東の町 1 2 番 9 号	○	／
27	社会福祉施設	障害者施設	ケアホームころろ&つばさくひまわりガールズ>	宝塚市高司 1 丁目 8 番 2 5 号	○	／
28	社会福祉施設	障害者施設	希望の家ワークセンター	宝塚市安倉西 3 丁目 1 番 5 号	○	／
29	社会福祉施設	障害者施設	みんと（有限会社輝きケアサポート）	宝塚市亀井町 1 0 番 7 4 号	○	／
30	社会福祉施設	障害者施設	あにもの里	宝塚市宮の町 1 4 番 1 2 号	○	／
31	社会福祉施設	障害者施設	グループホームころろ	宝塚市川面 1 丁目 7 番 9 号	○	／
32	社会福祉施設	障害者施設	ふれも宝塚	宝塚市安倉中 2 丁目 1 1 番 1 4 号	○	／
33	社会福祉施設	障害者施設	エルケアグループホーム宝塚	宝塚市泉町 6 番 6 号	○	／
34	社会福祉施設	障害者施設	グループホームミューズ	宝塚市旭町 3 丁目 1 1 番 1 号	○	／
35	社会福祉施設	障害者施設	宝塚寿町がおたん	宝塚市寿町 5 番 2 1 号	○	／
36	社会福祉施設	障害者施設	そらいろホーム（メルヴィス）	宝塚市小林 5 丁目 5 番 2 6 号	○	／
37	社会福祉施設	障害者施設	ハウスクチーナマンマ	宝塚市売布東の町 2 0 番 6 号	○	／
38	社会福祉施設	障害者施設	グループホーム美桜	宝塚市末成町 3 6 番 5 号	○	／
39	社会福祉施設	障害者施設	ハウスクチーナマンマ五番館	宝塚市中山寺 1 丁目 7 番 2 号	○	／
40	社会福祉施設	障害者施設	ハウスクチーナマンマ八番館	宝塚市三笠町 7 番 5 号	○	／
41	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立わかくさ保育所	宝塚市高司 1 丁目 4 番 3 2 号	○	／
42	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立米谷保育所	宝塚市今里町 1 番 1 号	○	／
43	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立平井保育所	宝塚市平井 6 丁目 3 番 3 5 号	○	○
44	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚ひよこ福祉会 宝塚ひよこ保育園	宝塚市美座 2 丁目 5 番 7 号	○	／
45	社会福祉施設	児童福祉施設	第二あひる保育園	宝塚市安倉中 6 丁目 6 番 1 9 号	○	／
46	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人 宝塚さくら保育園	宝塚市高松町 1 3 番 2 号	○	／
47	社会福祉施設	児童福祉施設	すみかキッズたからづか	宝塚市高司 2 丁目 2 0 番 6 号	○	／
48	社会福祉施設	児童福祉施設	キンダーキッズインターナショナルスクール宝塚校	宝塚市栄町 3 丁目 5 番 4 号	○	／
49	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会 丸橋保育園	宝塚市山本丸橋 4 丁目 2 2 番 2 号	○	／
50	社会福祉施設	児童福祉施設	パディントンハウス	宝塚市山本丸橋 2 丁目 1 0 番	○	／
51	社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園分園	宝塚市長尾町 2 番 1 4 号	○	／

	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	浸水	土砂
52	社会福祉施設	児童福祉施設	クレア・サン保育園	宝塚市山本丸橋 2 丁目 1 1 7 番	○	／
53	社会福祉施設	児童福祉施設	やまぼうし保育園	宝塚市中筋 7 丁目 7 3 番 3 号	○	／
54	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚じあい保育園	宝塚市売布 1 丁目 1 7 番 7 号	○	／
55	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 山本南保育園	宝塚市山本南 1 丁目 3 3 番 5 号	○	／
56	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人宝塚すみれ福祉会 伊子志保育園	宝塚市伊子志 2 丁目 1 5 番 3 1 号	○	／
57	社会福祉施設	児童福祉施設	社会福祉法人あひる福祉会 あひる保育園	宝塚市安倉西 3 丁目 1 番 7 号	○	／
58	社会福祉施設	児童福祉施設	B L - K i d s 宝塚学園	宝塚市小林 3 丁目 1 3 番 3 7 号	○	／
59	社会福祉施設	児童福祉施設	はなみずき保育園分園	宝塚市南口 1 丁目 7 番 2 1 号	○	／
60	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚すみれ福祉会 丸橋保育園分園	宝塚市山本野里 2 丁目 9 番 1 1 号	○	／
61	社会福祉施設	児童福祉施設	宝山保育園	宝塚市山本東 3 丁目 7 番 1 9 号	○	／
62	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光保育園	宝塚市山本東 2 丁目 6 番 2 1 号	○	／
63	社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山ひかりの家	宝塚市御殿山 2 丁目 1 番 6 7 号	／	○
64	社会福祉施設	児童福祉施設	近畿中央ヤクルト東宝塚センター	宝塚市安倉南 4 丁目 1 番 1 6 号	○	／
65	社会福祉施設	児童福祉施設	キッズルーム リトルベア	宝塚市湯本町 4 番 2 5 号	○	／
66	社会福祉施設	児童福祉施設	保育ルーム宝塚ちいさなCOCO RO	宝塚市中筋 8 丁目 1 2 番 4 0 号	○	／
67	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚いろのま園	宝塚市旭町 3 丁目 9 番 1 号	○	／
68	社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポプラー宝塚あくら園	宝塚市安倉南 1 丁目 2 4 番 1 1 号	○	／
69	社会福祉施設	児童福祉施設	かたつむりランド宝塚南口園	宝塚市南口 2 丁目 1 1 番 2 号	○	／
70	社会福祉施設	児童福祉施設	保育所かたつむりランド宝塚第 2 園	宝塚市売布東の町 2 0 番 5 号	○	／
71	社会福祉施設	児童福祉施設	すみれの花保育園	宝塚市南口 2 丁目 1 4 番 2 号	○	／
72	社会福祉施設	児童福祉施設	都市型保育園ポプラー宝塚山本園	宝塚市山本東 3 丁目 8 番 1 6 号	○	／
73	社会福祉施設	児童福祉施設	英光保育園宝塚駅南	宝塚市湯本町 9 番 1 8 号	○	／
74	社会福祉施設	児童福祉施設	日中一時支援ピノキオ (安倉デイサービスセンター)	宝塚市安倉西 2 丁目 1 番 2 号	○	／
75	社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山あゆみ保育園	宝塚市御殿山 2 丁目 1 番 7 0 号	／	○
76	社会福祉施設	児童福祉施設	野上あゆみ保育園	宝塚市野上 2 丁目 3 番 3 8 号	○	○
77	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立高司小学校地域児童育成会	宝塚市高司 4 丁目 4 番 5 5 号	○	／
78	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立光明小学校地域児童育成会	宝塚市光明町 8 番 4 0 号	○	／

	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	浸水	土砂
79	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末成小学校地域児童育成会	宝塚市末成町 1 番 1 号	○	／
80	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立末広小学校地域児童育成会	宝塚市末広町 3 番 1 号	○	／
81	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立美座小学校地域児童育成会	宝塚市美座 2 丁目 6 番 1 号	○	／
82	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉小学校地域児童育成会	宝塚市安倉中 6 丁目 1 番 1 号	○	／
83	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立安倉北小学校地域児童育成会	宝塚市安倉北 5 丁目 1 番 1 号	○	／
84	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立長尾南小学校地域児童育成会	宝塚市山本南 2 丁目 1 0 番 1 号	○	／
85	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立宝塚第一小学校地域児童育成会	宝塚市野上 1 丁目 3 番 3 5 号	○	／
86	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立逆瀬台小学校地域児童育成会	宝塚市逆瀬台 6 丁目 1 番 1 号	／	○
87	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚市立長尾台小学校地域児童育成会	宝塚市長尾台 1 丁目 1 番 1 号	／	○
88	社会福祉施設	児童福祉施設	はなみきっずクラブ	宝塚市南口 1 丁目 7 番 2 1 号	○	／
89	社会福祉施設	児童福祉施設	みるくつくキッズクラブ逆瀬川	宝塚市中州 1 丁目 3-3 1 道上ビル 1 0 1 号室	○	／
90	社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ山本	宝塚市平井 5 丁目 1 番 4 3-2 号	○	／
91	社会福祉施設	児童福祉施設	宝塚仏光放課後児童クラブ	宝塚市山本東 2 丁目 6 番 2 1	○	／
92	社会福祉施設	児童福祉施設	こころんクラブ長尾南	宝塚市山本南 1 丁目 3 3 番 2 5 号	○	／
93	社会福祉施設	児童福祉施設	御殿山ちどり放課後児童クラブ	宝塚市御殿山 2 丁目 1 番 1 号	／	○
94	社会福祉施設	児童福祉施設	のがみっこくらぶ	宝塚市野上 2 丁目 3 番 3 8 号	○	○
95	社会福祉施設	児童福祉施設	東宝塚さとう病院チャイルドルーム	宝塚市中筋 7 丁目 7 3 番地 1	○	／
96	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚まどか園	宝塚市美座 2 丁目 2 2 番 2 号	○	／
97	社会福祉施設	高齢者施設	ケアヴィラ宝塚	宝塚市亀井町 1 0 番 5 1 号	○	／
98	社会福祉施設	高齢者施設	コミュニティ宝塚	宝塚市美座 2 丁目 1 4 番 1 2 号	○	／
99	社会福祉施設	高齢者施設	結いホーム宝塚	宝塚市弥生町 2 番 1 号	○	／
100	社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚	宝塚市安倉南 2 丁目 1 0 番 2 2 号	○	／
101	社会福祉施設	高齢者施設	ホームホスピス宝塚つ・む・ぐの家	宝塚市宮の町 5 番 1 9 号	○	／
102	社会福祉施設	高齢者施設	そんぼの家 GH 宝塚山本	宝塚市山本丸橋 1 丁目 1 6 番 3 号	○	／
103	社会福祉施設	高齢者施設	ベストスマイル山本丸橋	宝塚市山本丸橋 1 丁目 1 4 番 1 号	○	／
104	社会福祉施設	高齢者施設	リアンレーヴ宝塚	宝塚市南ひばりガ丘 2 丁目 9 番 2 2 号	○	／
105	社会福祉施設	高齢者施設	やさしい手 ライブガーデン宝塚	宝塚市泉町 1 番 2 2 号	○	／

	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	浸水	土砂
106	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘	宝塚市安倉西 3 丁目 1 番 5 号	○	／
107	社会福祉施設	高齢者施設	なごみの家 宝塚旭町	宝塚市旭町 2 丁目 1 2 番 2 1 号	○	／
108	社会福祉施設	高齢者施設	めぐみの里	宝塚市小林 4 丁目 7 番 3 7 - 1 号	○	／
109	社会福祉施設	高齢者施設	フォーユー宝塚Ⅱ	宝塚市安倉南 2 丁目 5 番 2 6 号	○	／
110	社会福祉施設	高齢者施設	グランダ逆瀬川宝塚	宝塚市伊子志 2 丁目 8 番 2 号	○	／
111	社会福祉施設	高齢者施設	サニーライフ宝塚	宝塚市福井町 3 2 番 2 3 号	○	／
112	社会福祉施設	高齢者施設	hanare 宝塚(ハナレ) metoo 宝塚(メイト)	宝塚市福井町 3 2 番 3 3 号	○	／
113	社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家仁川	宝塚市鹿塩 2 丁目 1 3 番 1 9 号	○	／
114	社会福祉施設	高齢者施設	そんぼの家 S 宝塚小林	宝塚市中野町 9 番 2 8 号	○	／
115	社会福祉施設	高齢者施設	ほたるの里 宝塚南口	宝塚市南口 1 丁目 2 番 1 9 号	○	／
116	社会福祉施設	高齢者施設	たのしい家中山寺	宝塚市今里町 1 番 1 5 号	○	／
117	社会福祉施設	高齢者施設	エイジフリーハウス宝塚中山	宝塚市今里町 1 番 3 8 号	○	／
118	社会福祉施設	高齢者施設	夢御殿山	宝塚市御殿山 1 丁目 3 番 3 号	／	○
119	社会福祉施設	高齢者施設	プレゼンメゾン宝塚山本	宝塚市平井 3 丁目 1 5 番 2 4 号	／	○
120	社会福祉施設	高齢者施設	トラストガーデン宝塚	宝塚市花屋敷つつじガ丘 4 番 1 1 号	／	○
121	社会福祉施設	高齢者施設	サンシティ宝塚	宝塚市宝梅 2 丁目 6 番 2 6 号	／	○
122	社会福祉施設	高齢者施設	エクセレント宝塚ガーデンヒルズ	宝塚市平井 5 丁目 4 番 1 号	○	○
123	社会福祉施設	高齢者施設	アリア宝塚	宝塚市野上 2 丁目 3 番 4 4 号	○	○
124	社会福祉施設	高齢者施設	オリーブ・宝塚	宝塚市光明町 3 0 番 1 2 号	○	／
125	社会福祉施設	高齢者施設	オアシス宝塚小規模多機能型居宅介護支援事業所	宝塚市小浜 3 丁目 1 2 番 2 3 号	○	／
126	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚すみれ栄光園・ケアハウス宝塚	宝塚市弥生町 2 番 2 号	○	／
127	社会福祉施設	高齢者施設	ライフケアサービスこころ	宝塚市泉町 7 番 8 号	○	／
128	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚ちどり	宝塚市亀井町 1 0 番 3 0 号	○	／
129	社会福祉施設	高齢者施設	介護老人保健施設ステップハウス宝塚	宝塚市小浜 4 丁目 5 番 6 号	○	／
130	社会福祉施設	高齢者施設	グループホームはる逆瀬川	宝塚市伊子志 3 丁目 1 5 番 5 2 号	○	／
131	社会福祉施設	高齢者施設	彩那テラス中山寺	宝塚市三笠町 6 番 2 1 号	○	／
132	社会福祉施設	高齢者施設	宝塚エデンの園	宝塚市ゆずり葉台 3 丁目 1 番 1 号	／	○

	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	浸水	土砂
133	社会福祉施設	高齢者施設	花屋敷栄光園	宝塚市切畑字長尾山 5 番 3 2 1 号	／	○
134	社会福祉施設	高齢者施設	和幸 PREMIUM 宝塚	宝塚市伊子志 3 丁目 1 4 番 4 7 号	○	／
135	社会福祉施設	高齢者施設	アルファリビング宝塚御殿山	宝塚市御殿山 2 丁目 3 1 番 1 2 号	／	○
136	社会福祉施設	高齢者施設	ポシブル宝塚中山寺	宝塚市三笠町 4 番 1 7 号	○	／
137	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉幼稚園	宝塚市安倉中 6 丁目 1 番 2 号	○	／
138	学校施設	学校施設	宝塚市立丸橋幼稚園	宝塚市山本丸橋 4 丁目 1 3 番 2 号	○	／
139	学校施設	学校施設	宝塚市立末成幼稚園	宝塚市末成町 1 番 2 号	○	／
140	学校施設	学校施設	学校法人喜多川記念学園 宝塚南口幼稚園	宝塚市南口 2 丁目 4 番 4 号	○	／
141	学校施設	学校施設	学校法人宝塚ふたば学園 宝塚ふたば幼稚園	宝塚市星の荘 6 番 1 8 号	○	／
142	学校施設	学校施設	学校法人宝塚厚生幼稚園	宝塚市旭町 1 丁目 2 番 3 5 号	○	／
143	学校施設	学校施設	認定こども園 自然幼稚園	宝塚市川面 5 丁目 1 5 番 9 号	○	／
144	学校施設	学校施設	認定こども園 めぐみ学園幼稚園	宝塚市小林 3 丁目 7 番 4 5 号	○	／
145	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾幼稚園	宝塚市山手台東 1 丁目 3 番 1 号	／	○
146	学校施設	学校施設	学校法人宝塚武庫山幼稚園	宝塚市武庫山 1 丁目 1 番 1 7 号	／	○
147	学校施設	学校施設	宝塚市立美座小学校	宝塚市美座 2 丁目 6 番 1 号	○	／
148	学校施設	学校施設	宝塚市立高司小学校	宝塚市高司 4 丁目 4 番 5 5 号	○	／
149	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一小学校	宝塚市野上 1 丁目 3 番 3 5 号	○	／
150	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉小学校	宝塚市安倉中 6 丁目 1 番 1 号	○	／
151	学校施設	学校施設	宝塚市立末広小学校	宝塚市末広町 3 番 1 号	○	／
152	学校施設	学校施設	宝塚市立末成小学校	宝塚市末成町 1 番 1 号	○	／
153	学校施設	学校施設	宝塚市立光明小学校	宝塚市光明町 8 番 4 0 号	○	／
154	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾南小学校	宝塚市山本南 2 丁目 1 0 番 1 号	○	／
155	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉北小学校	宝塚市安倉北 5 丁目 1 番 1 号	○	／
156	学校施設	学校施設	関西学院初等部	宝塚市武庫川町 6 番 2 7 号	○	／
157	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾中学校	宝塚市長尾町 7 番 1 号	○	／
158	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚中学校	宝塚市美座 1 丁目 1 番 2 0 号	○	／
159	学校施設	学校施設	宝塚市立安倉中学校	宝塚市安倉中 6 丁目 3 番 1 号	○	／
160	学校施設	学校施設	宝塚市立高司中学校	宝塚市高司 2 丁目 3 番 1 号	○	／

	施設区分 1	施設区分 2	施設名	所在地	浸水	土砂
161	学校施設	学校施設	宝塚市立南ひばりガ丘中学校	宝塚市南ひばりガ丘 2 丁目 7 番 1 号	○	△
162	学校施設	学校施設	宝塚市立養護学校	宝塚市安倉中 6 丁目 1 ー 3	○	△
163	学校施設	学校施設	宝塚市立逆瀬台小学校	宝塚市逆瀬台 6 丁目 1 番 1 号	△	○
164	学校施設	学校施設	学校法人聖心女子学院 小林聖心女子学院	宝塚市塔の町 3 番 1 1 3 号	△	○
165	学校施設	学校施設	宝塚市立宝塚第一中学校	宝塚市仁川うぐいす台 1 番 1 号	△	○
166	学校施設	学校施設	宝塚市立御殿山中学校	宝塚市御殿山 1 丁目 3 番 1 号	△	○
167	学校施設	学校施設	宝塚市立宝梅中学校	宝塚市宝梅 3 丁目 4 番 2 0 号	△	○
168	学校施設	学校施設	宝塚市立長尾台小学校	宝塚市長尾台 1 丁目 1 番 1 号	△	○
169	学校施設	学校施設	宝塚市立山手台小学校	宝塚市山手台西 3 丁目 1 番 1 号	△	○
170	医療施設	医療施設	宝塚市立病院	宝塚市小浜 4 丁目 5 番 1 号	○	△
171	医療施設	医療施設	ザ・タカラヅカテラス (サンタクルス)	宝塚市武庫川町 6 番 2 2 号	○	△
172	医療施設	医療施設	医療法人愛心会 東宝塚さとう病院	宝塚市長尾町 2 番 1 号	○	△
173	医療施設	医療施設	双愛整形外科	宝塚市末広町 2 番 8 号	○	△
174	医療施設	医療施設	宝塚第一病院	宝塚市向月町 1 9 番 5 号	○	△
175	医療施設	医療施設	宝塚リハビリテーション病院	宝塚市鶴の荘 2 2 番 2 号	○	△
176	医療施設	医療施設	宝塚磯病院	宝塚市伊子志 4 丁目 3 番 1 号	○	△
177	医療施設	医療施設	平野マタニティクリニック	宝塚市山本東 3 丁目 1 4 番 5 号	○	△
178	医療施設	医療施設	コウヤクリニックビル (森迫脳神経外科)	宝塚市平井 5 丁目 1 番 8 号	○	△
179	医療施設	医療施設	医療法人それいゆ会こだま病院	宝塚市御殿山 1 丁目 3 番 2 号	△	○
180	医療施設	医療施設	医療法人回生会 宝塚病院	宝塚市野上 2 丁目 1 番 2 号	△	○

※水防法第 15 条第 1 項第 3 号：浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

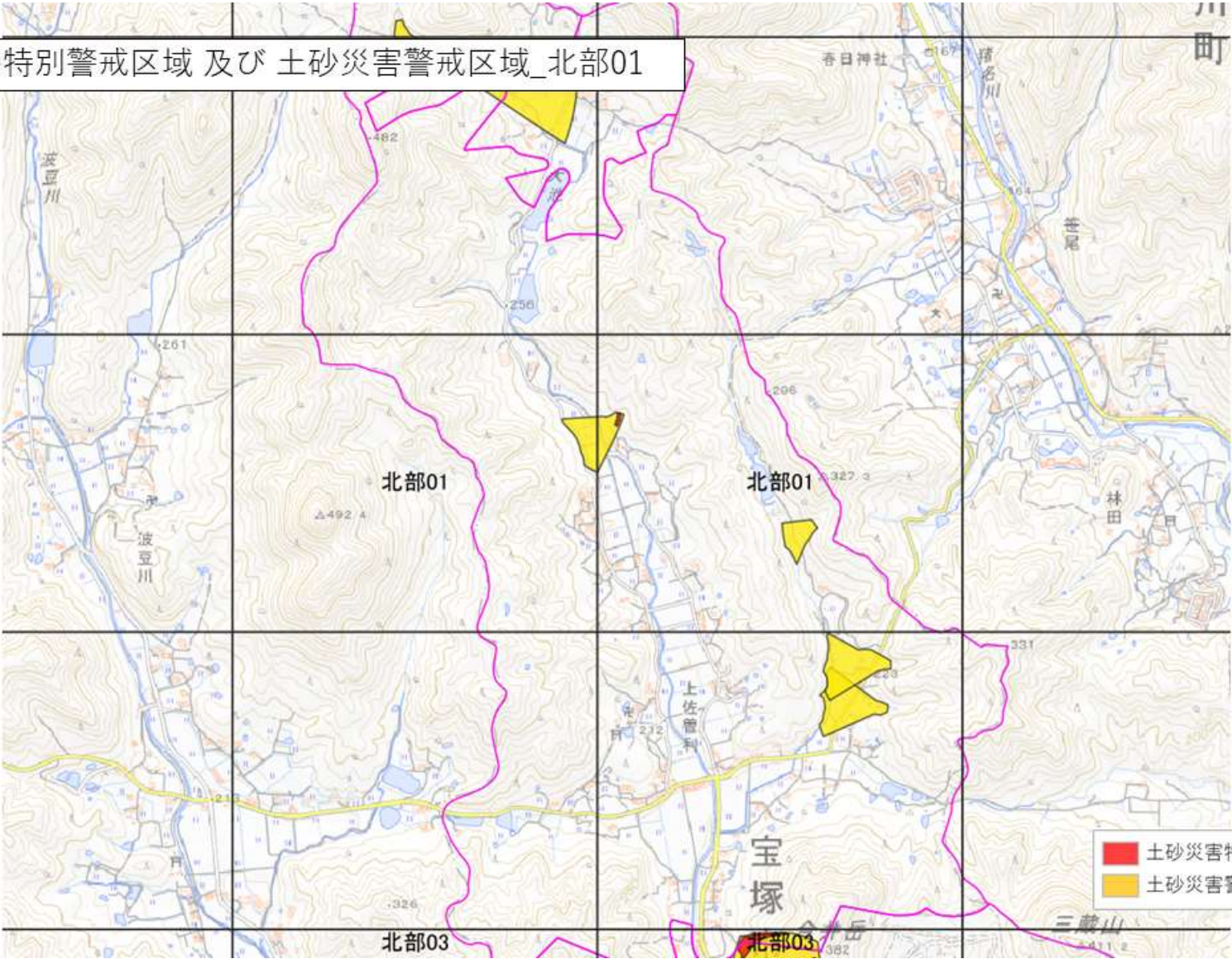
※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 2 項：市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

【資料 5】用語解説

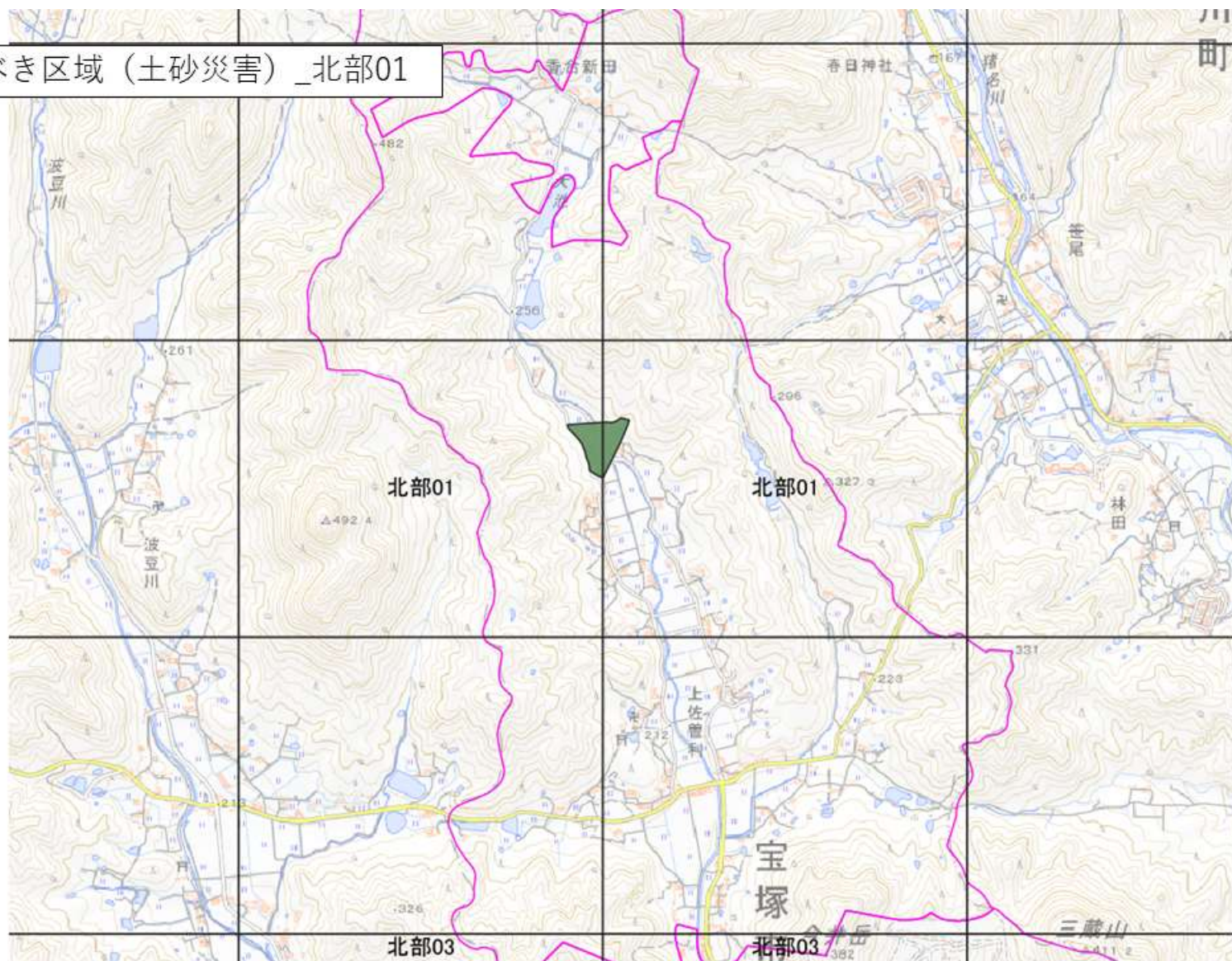
項 目	内 容
連続降雨量	1 2 時間以上降雨がない時、降り始めとして降雨を累積した降雨量
時間雨量	1 時間の降雨量
土砂災害警戒区域	土石流等が発生した場合に、人家が存在し、若しくは将来住宅等が新規に立地する可能性があると考えられ、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域 （急傾斜地の崩壊とは、傾斜度が 30 度以上である土地が崩壊する自然現象、土石流とは、山腹が崩壊して生じた土石又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）
土砂災害警戒情報	兵庫県砂防課と神戸地方気象台が共同して発表する、市町単位の防災情報 大雨警報発表後に大雨により土砂災害の危険度が高まったとき、その市町を特定して発表される。
特別警報	予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい旨を警告する防災情報。 現象の種類には、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震（地震動）がある。 特別警報は市町単位で発表されるが、府県程度の広範囲で基準値を超えると予想される場合に、ある程度まとまった市町に発表される。
水害危険予想箇所	水害の発生の危険性が高いと予想される箇所として、ア道路途絶予想箇所、イ特に警戒を要するため池、ウ宅地危険箇所、エ低地帯、オ河川危険区域、カ山崖くずれ等による宅地危険箇所に区分し、各区分ごとに毎年「宝塚市水害危険予想箇所指定会議」により指定される箇所。
C L	土砂災害発生危険基準線（Critical Line の略）のことで、過去の災害発生履歴等のデータ分布により設定され、雨の状態により土砂災害発生の危険が高くなる領域と比較的低い領域を区分する境界線

【資料6】避難すべき区域・箇所図（土砂災害） ※避難すべき区域（水害）は宝塚市ハザードマップ参照

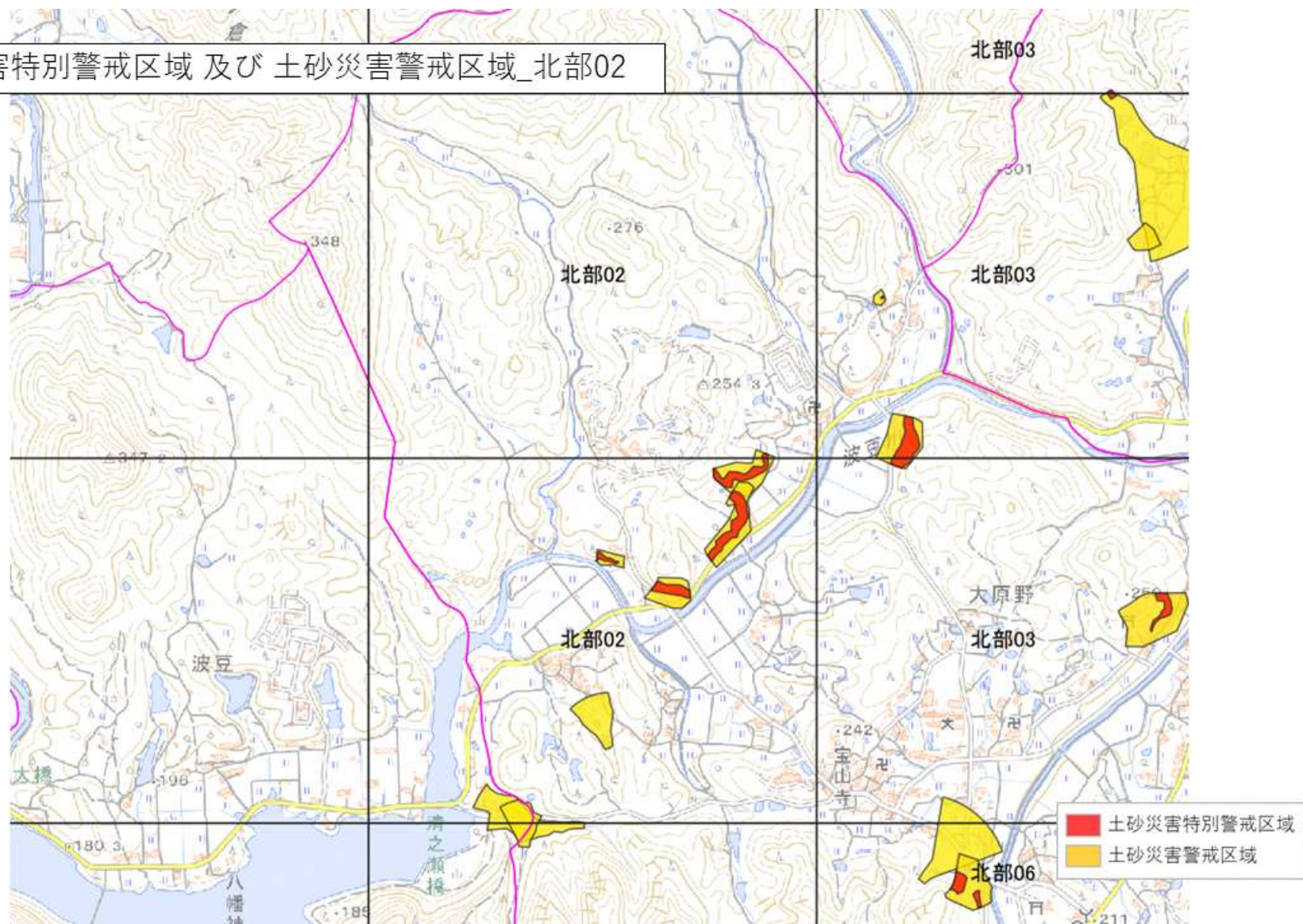
01_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部01



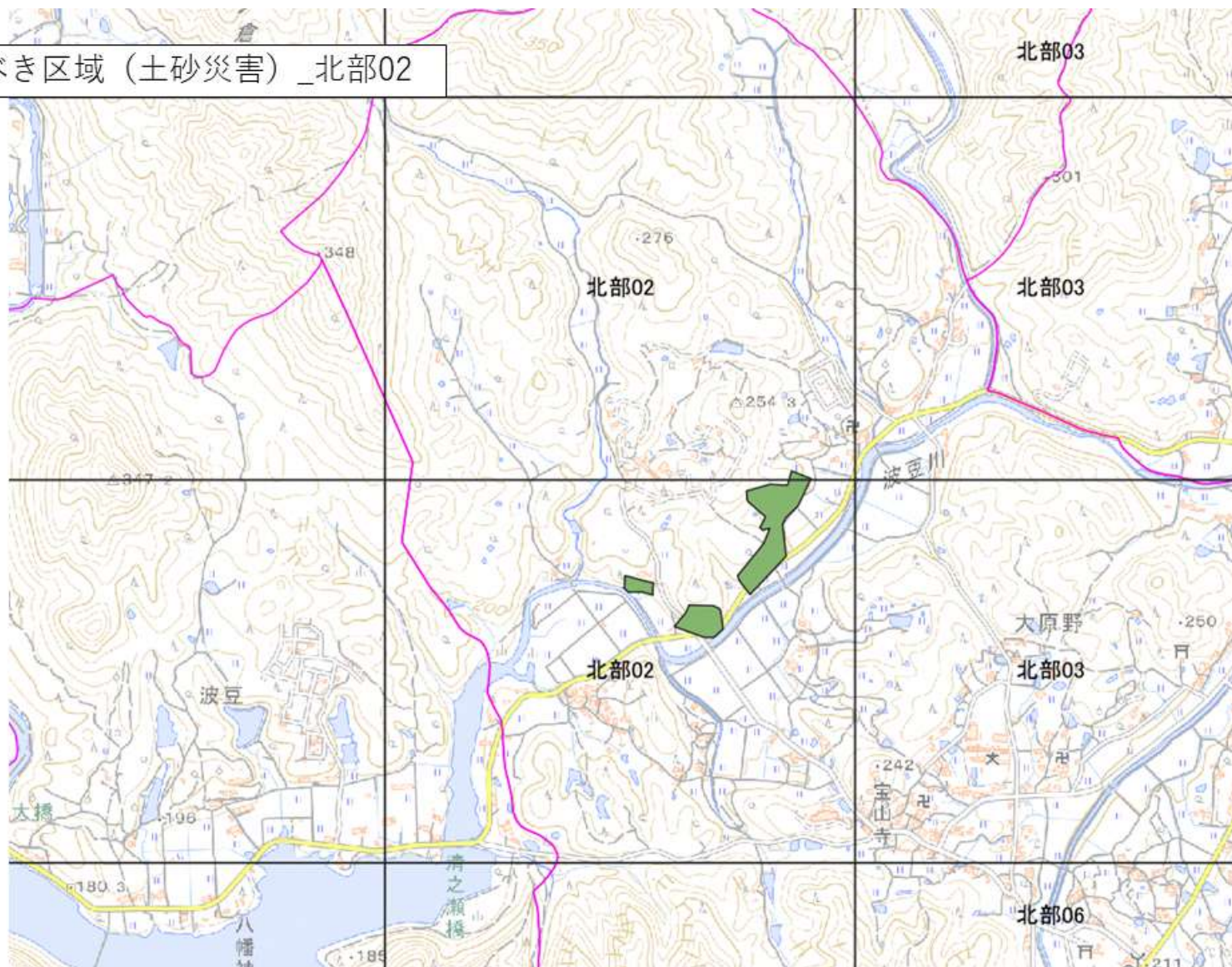
01_避難すべき区域（土砂災害）_北部01



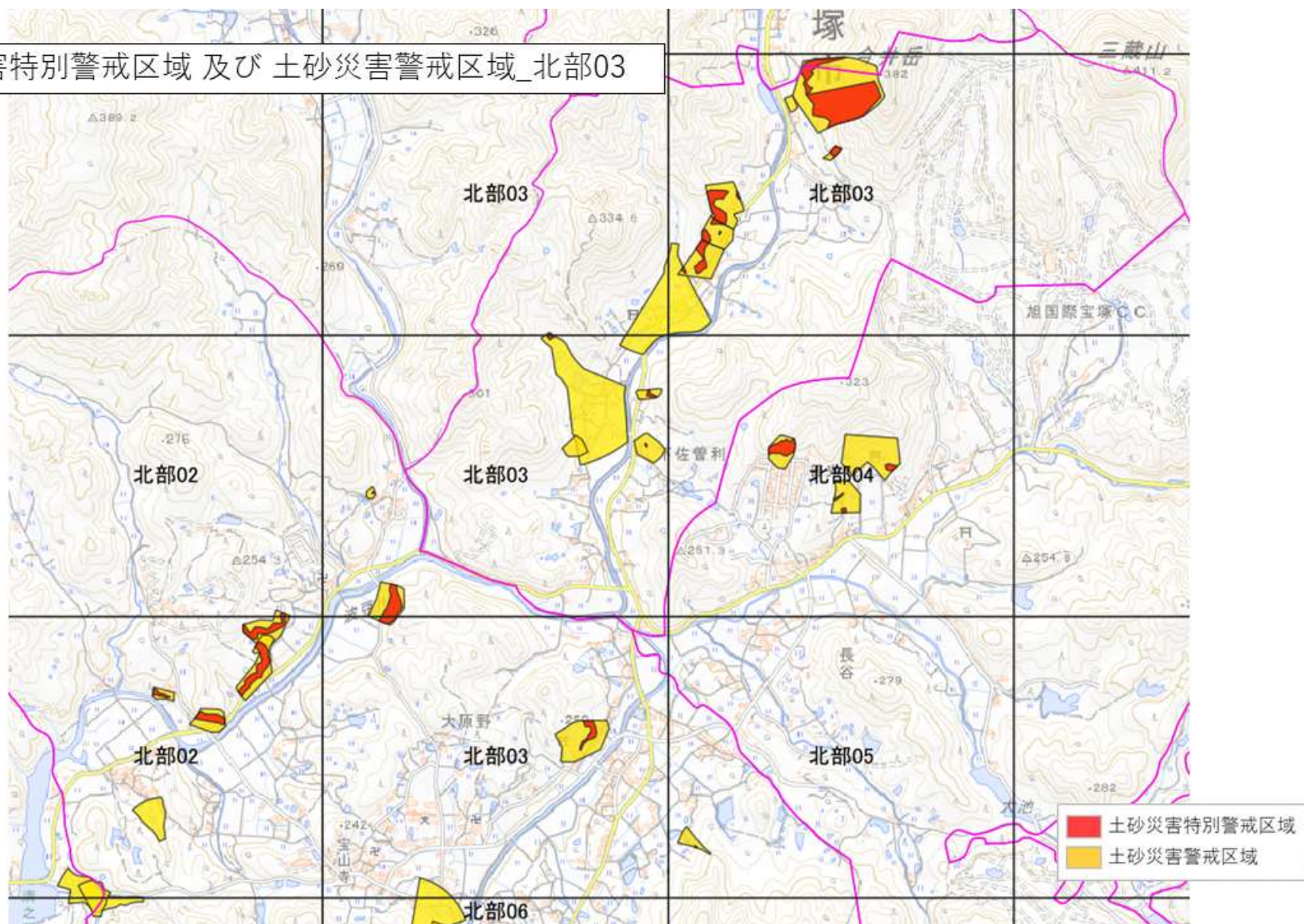
02_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部02



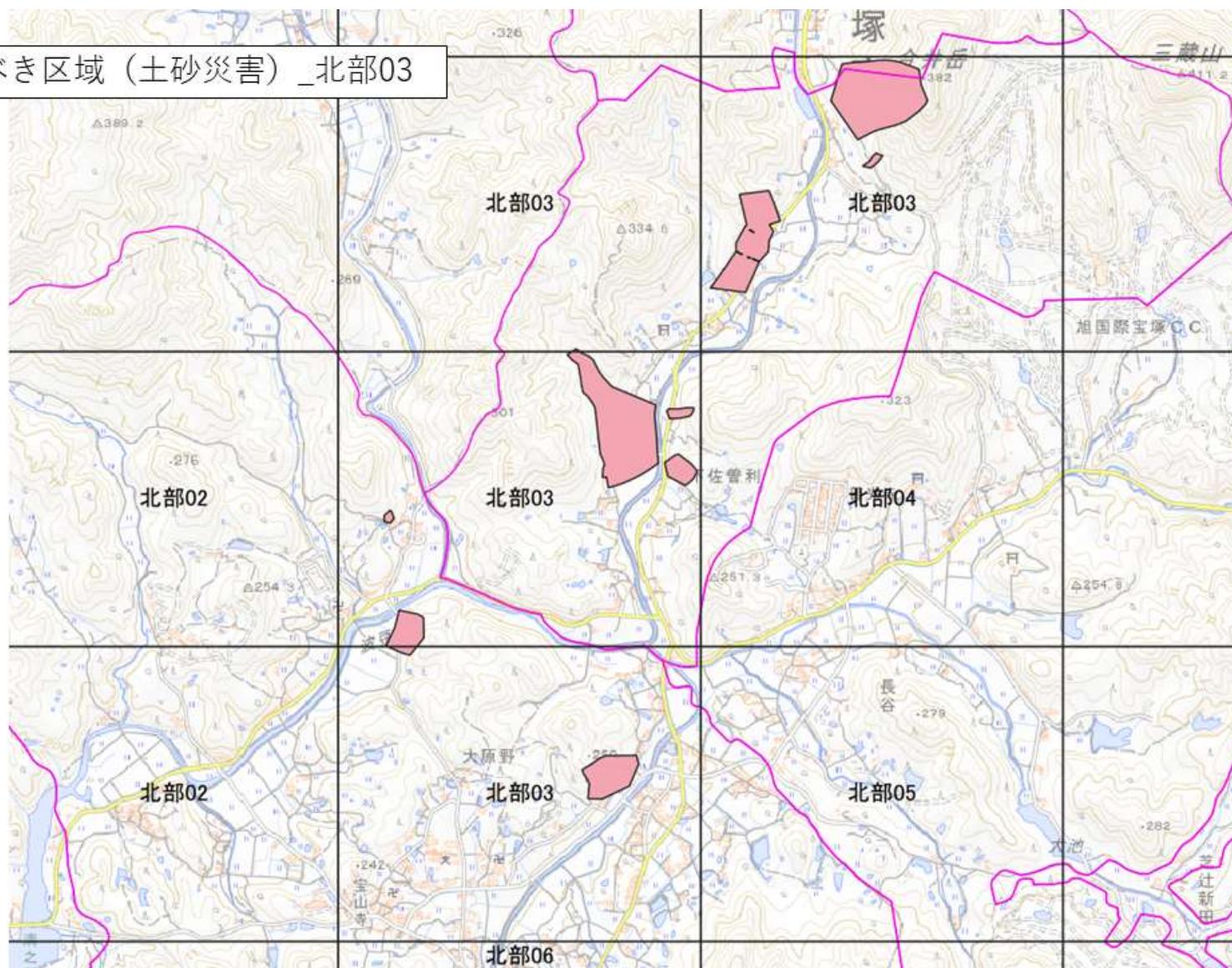
02_避難すべき区域（土砂災害）_北部02



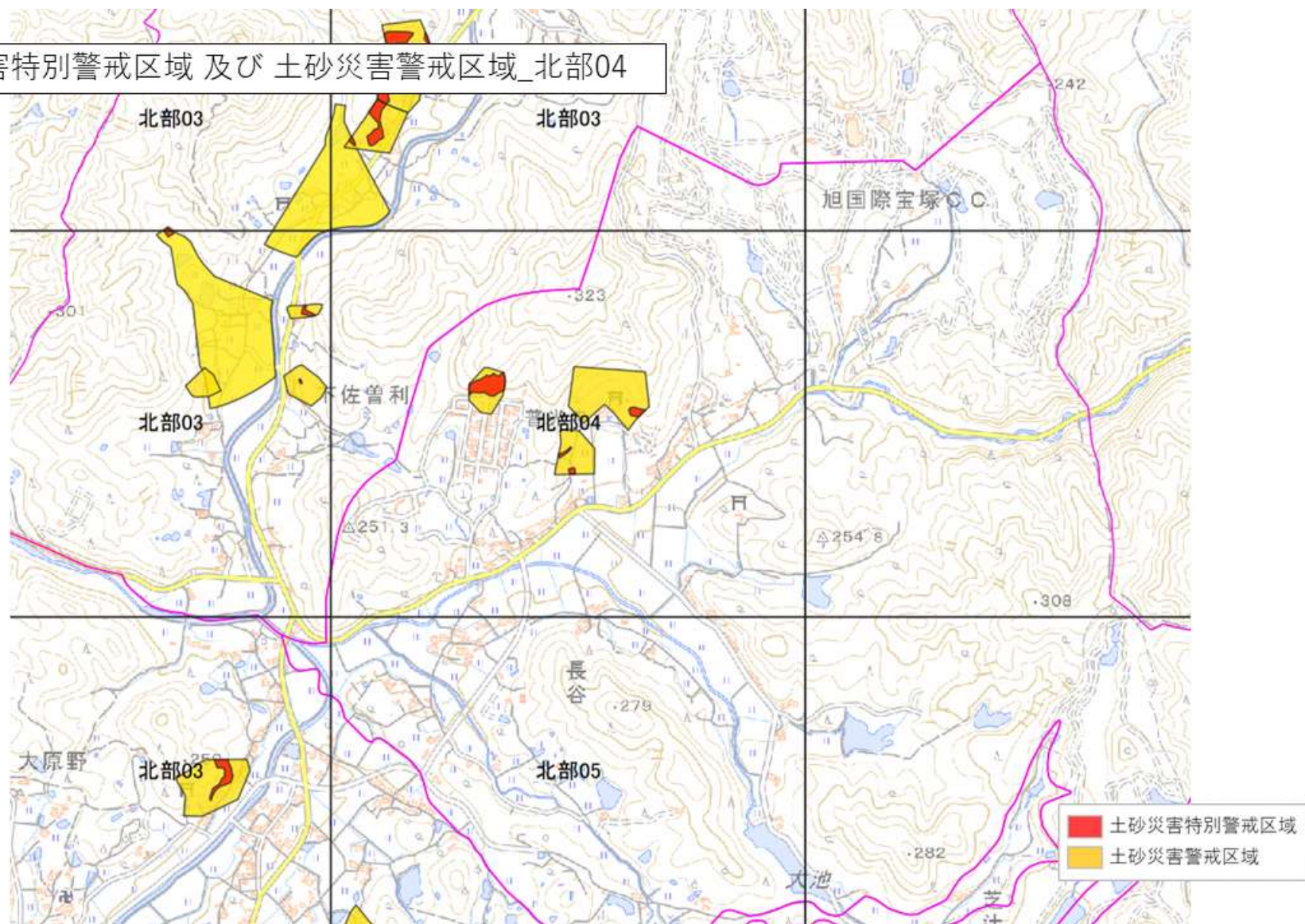
03_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部03



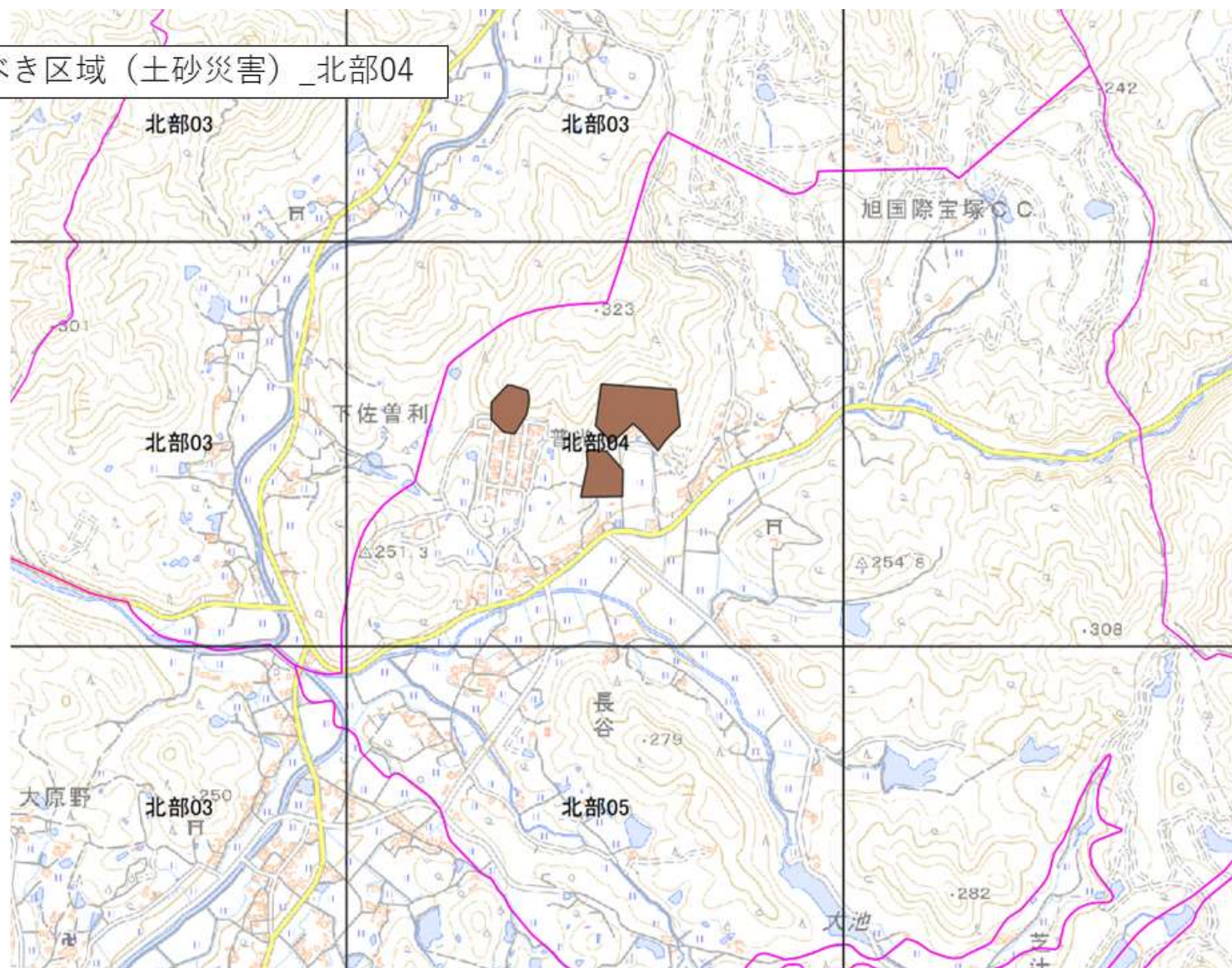
03_避難すべき区域（土砂災害）_北部03



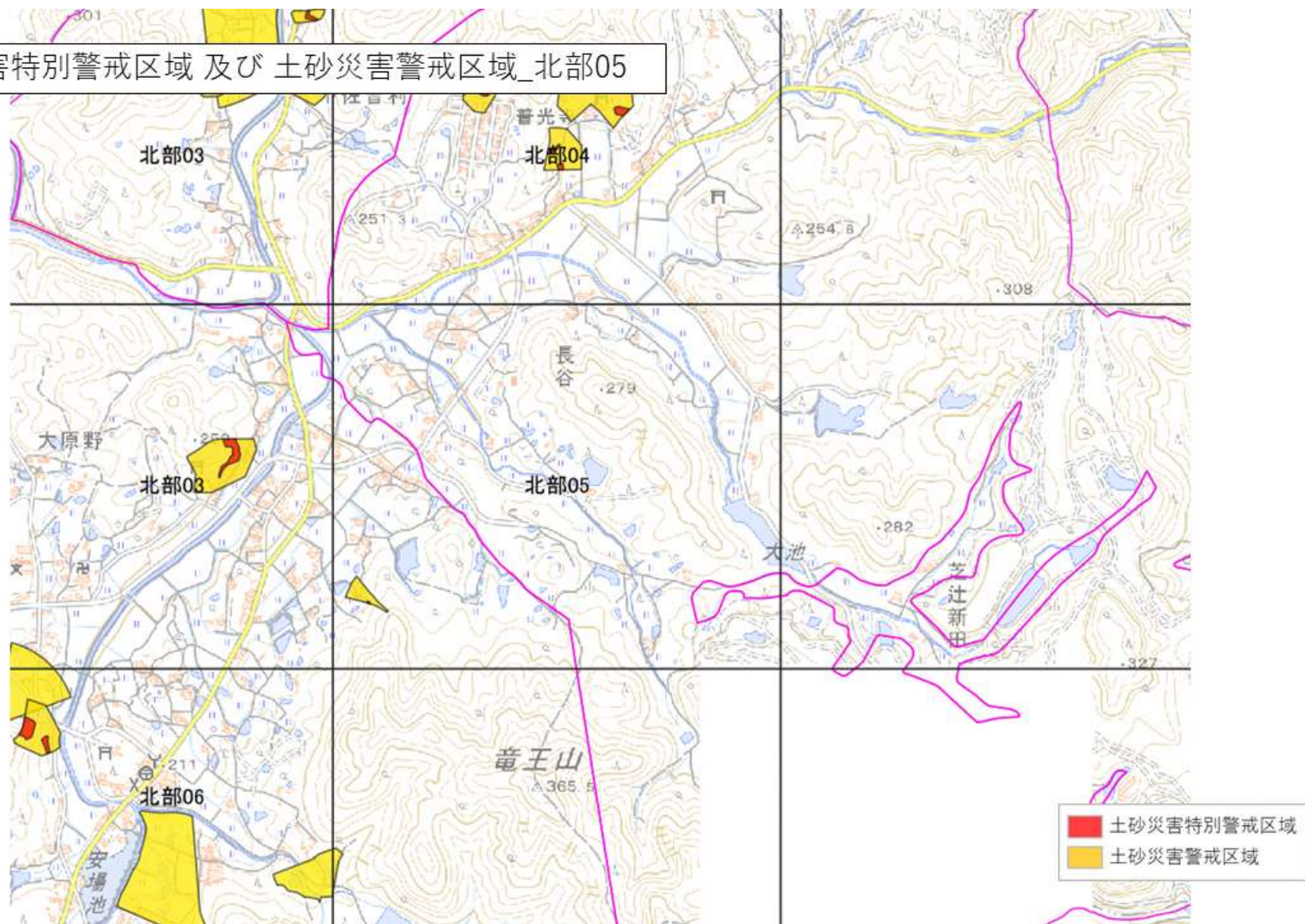
04_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部04



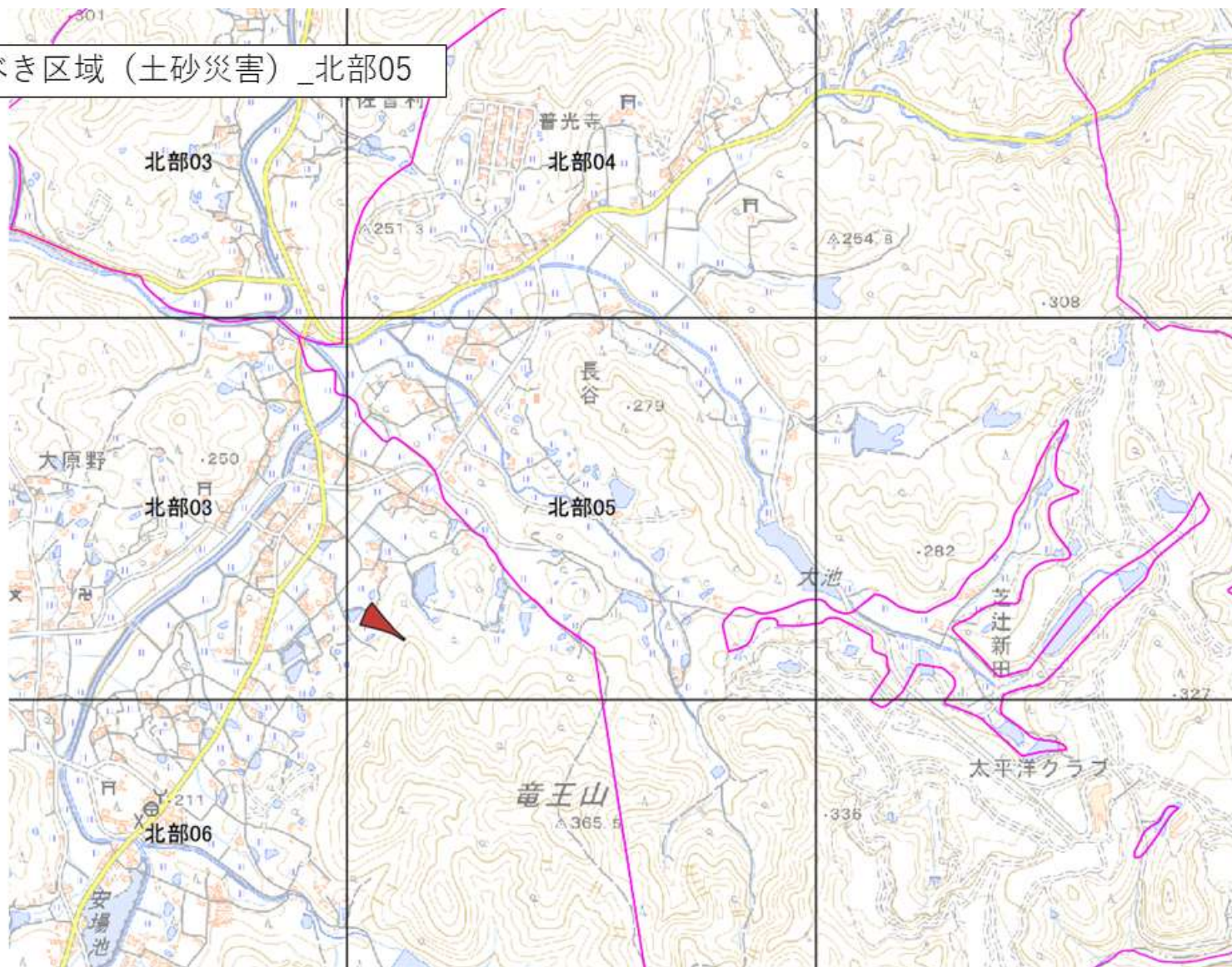
04_避難すべき区域（土砂災害）_北部04



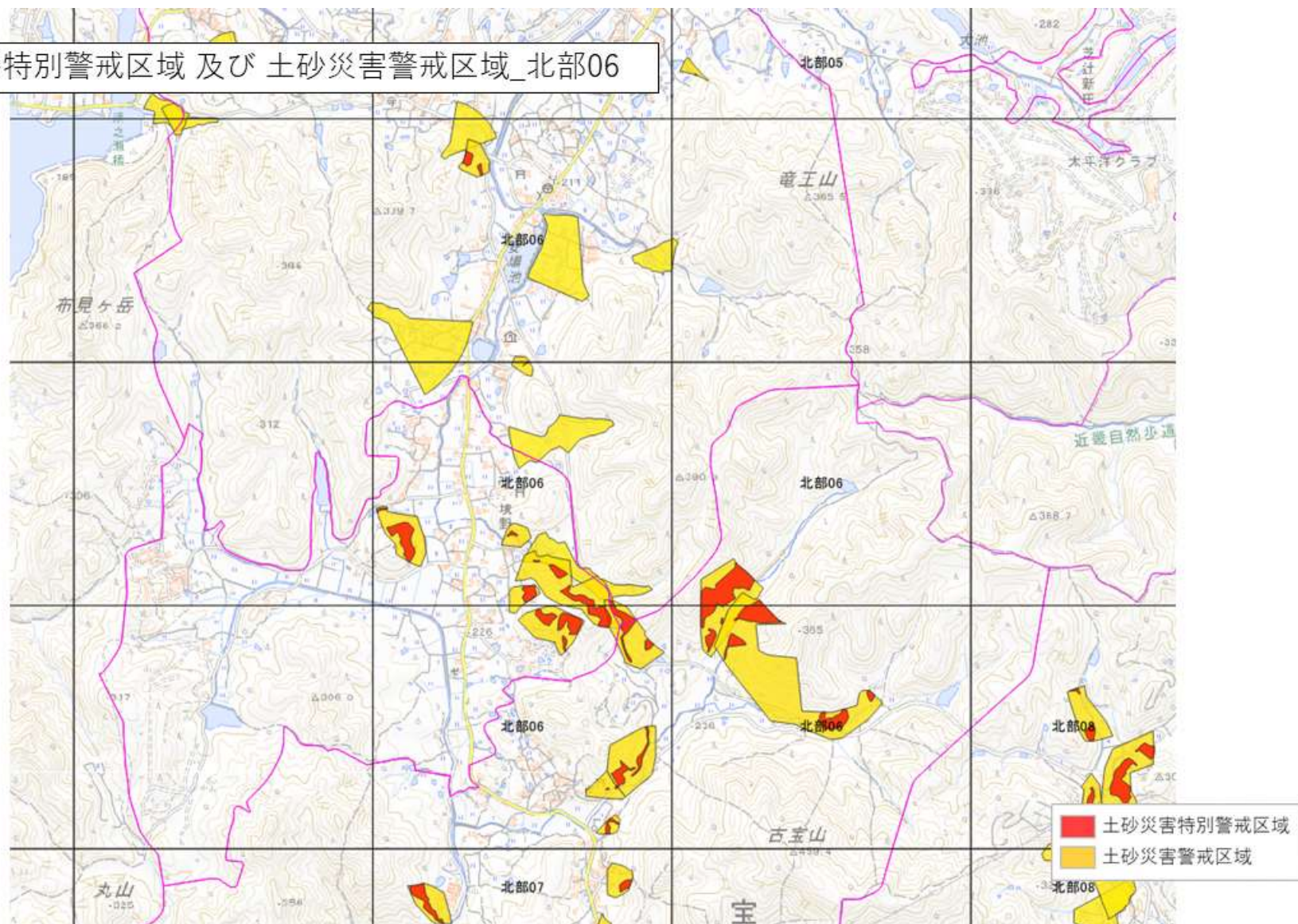
05_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部05



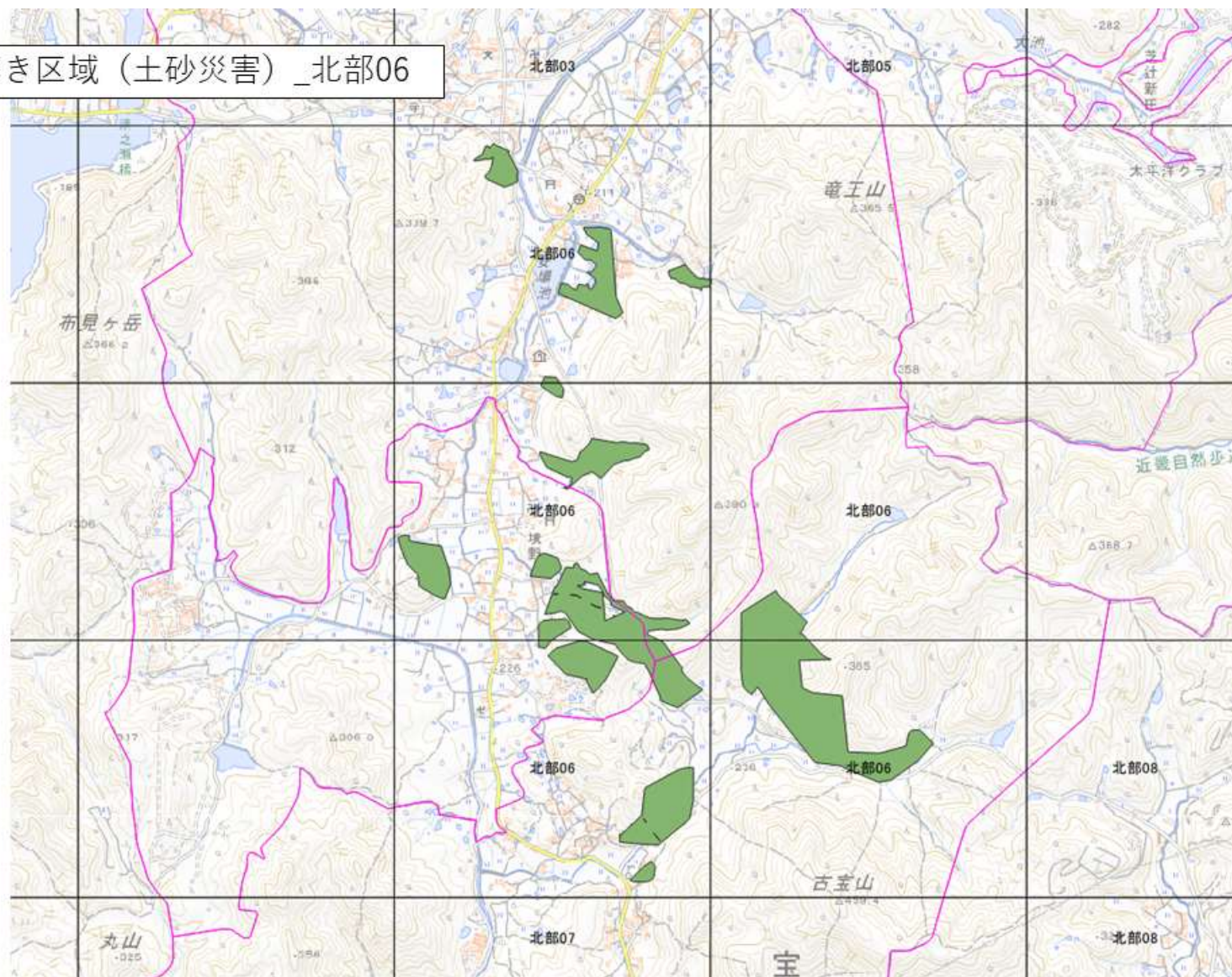
05_避難すべき区域（土砂災害）_北部05



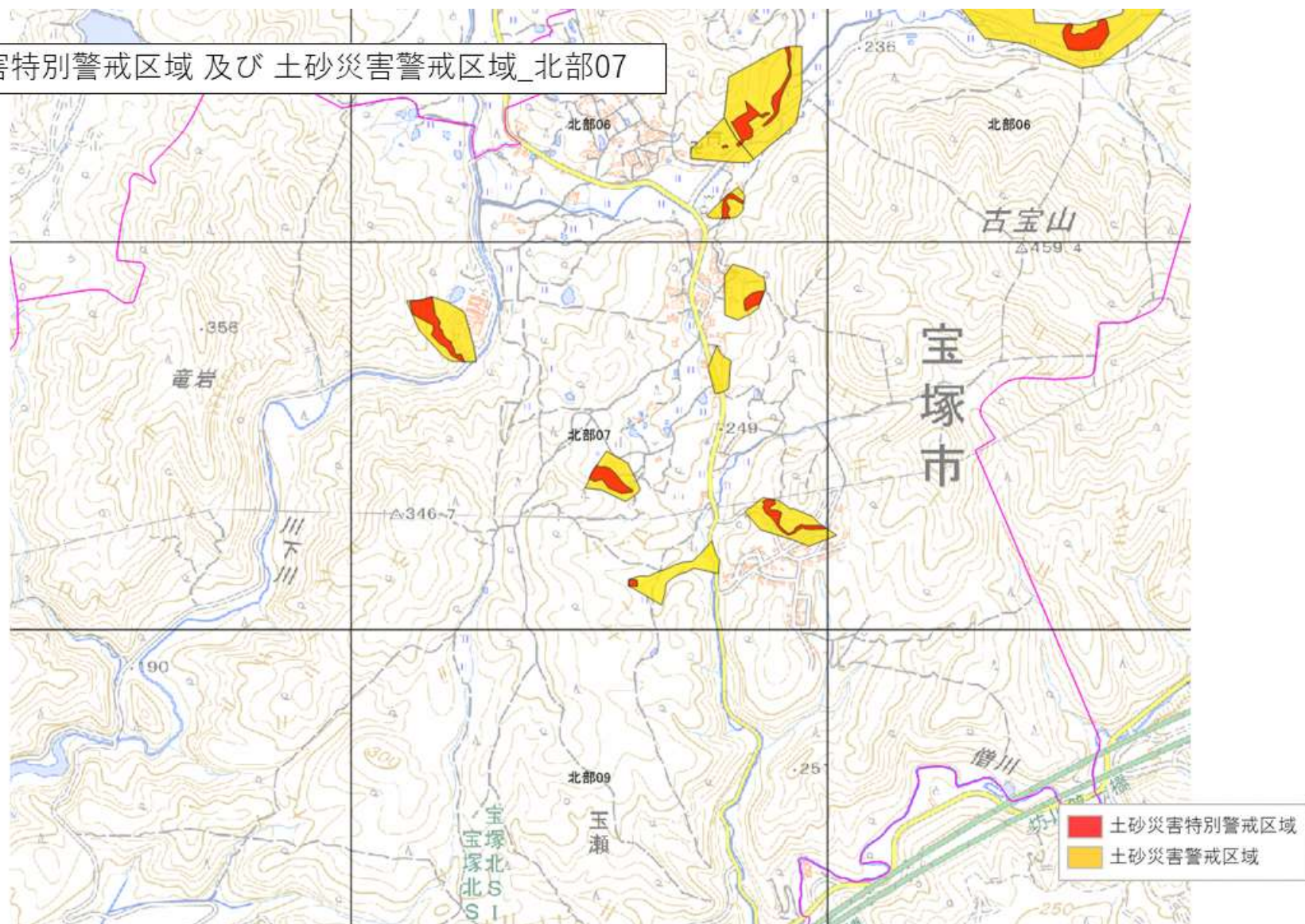
06_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部06



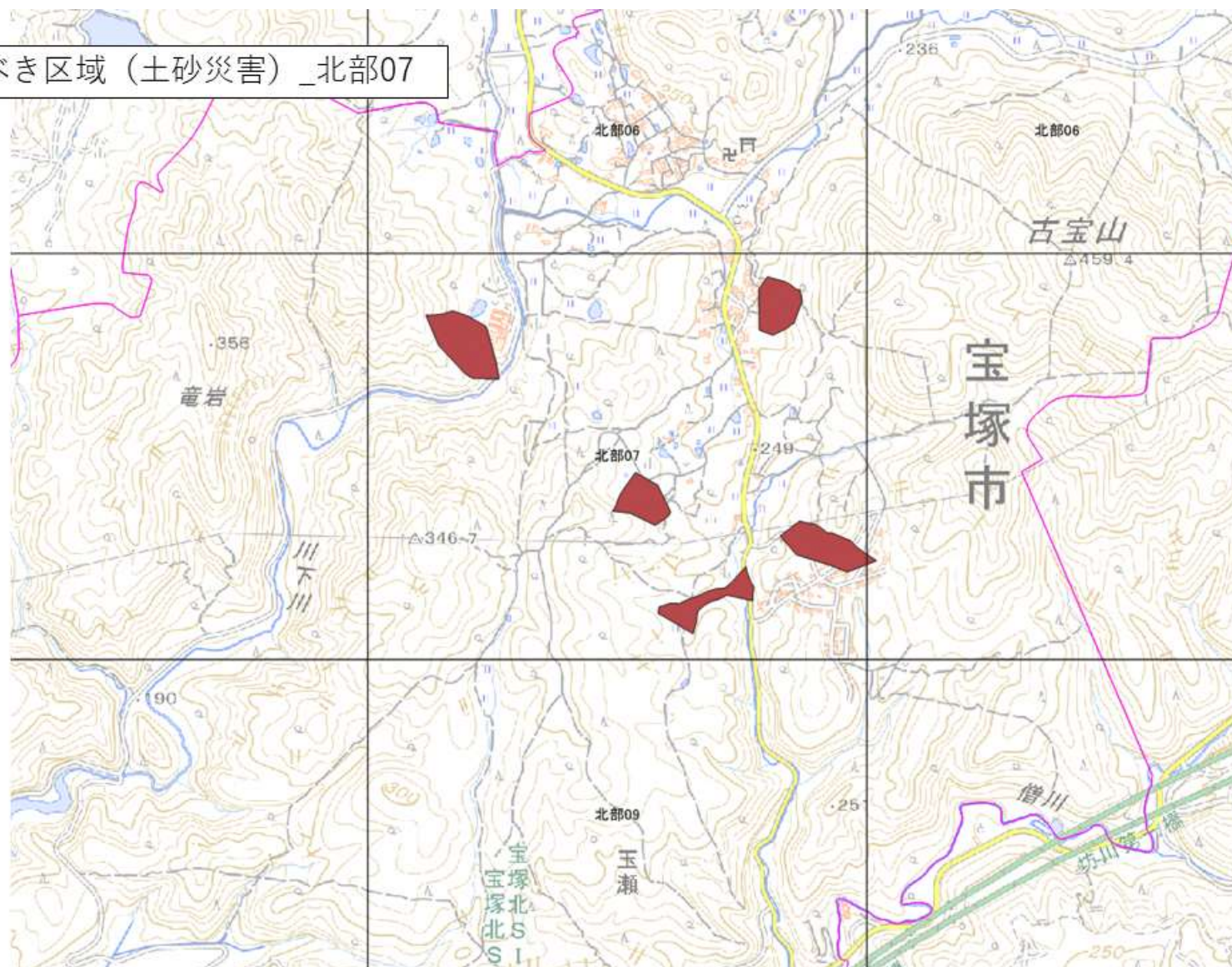
06_避難すべき区域（土砂災害）_北部06



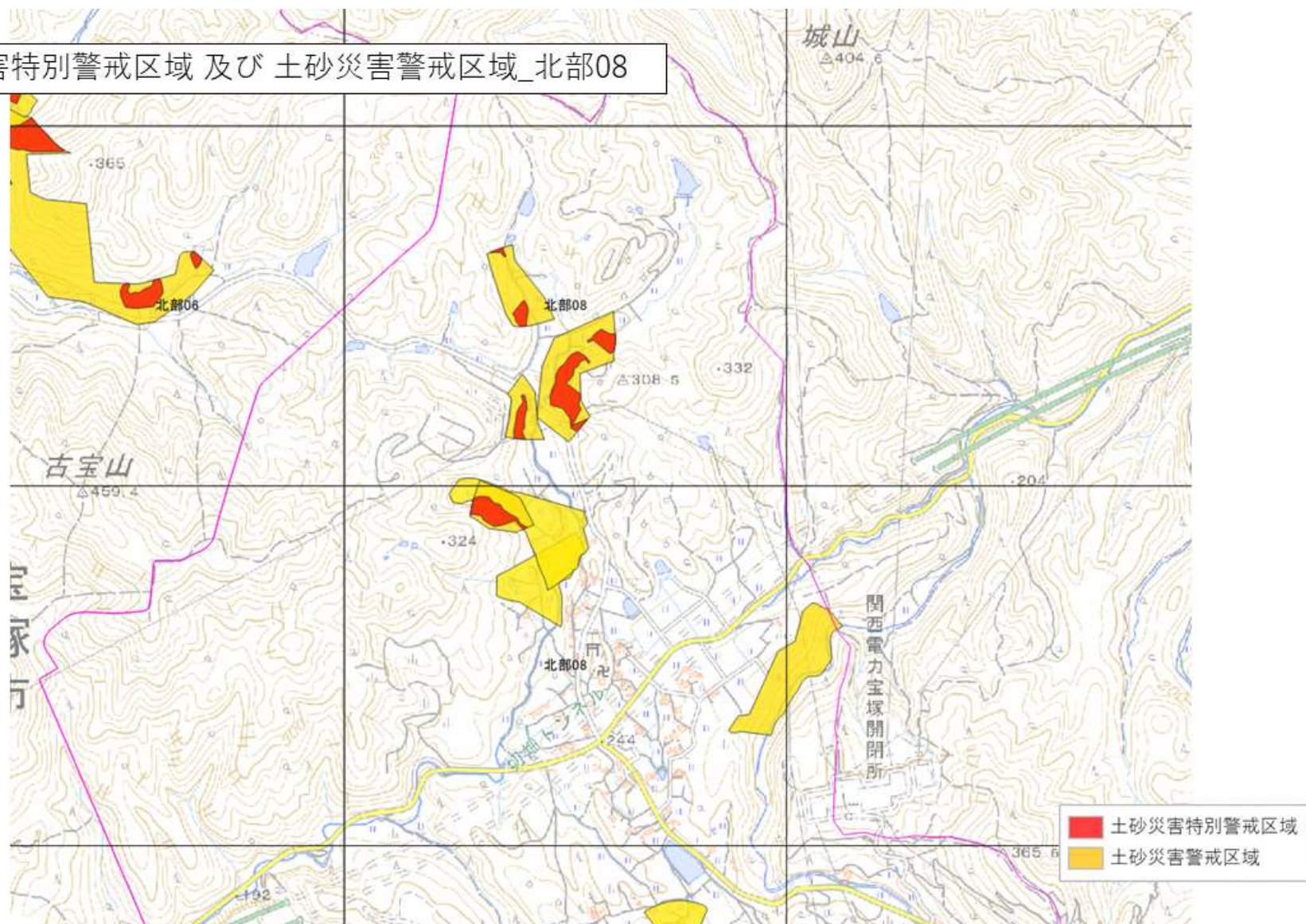
07_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部07



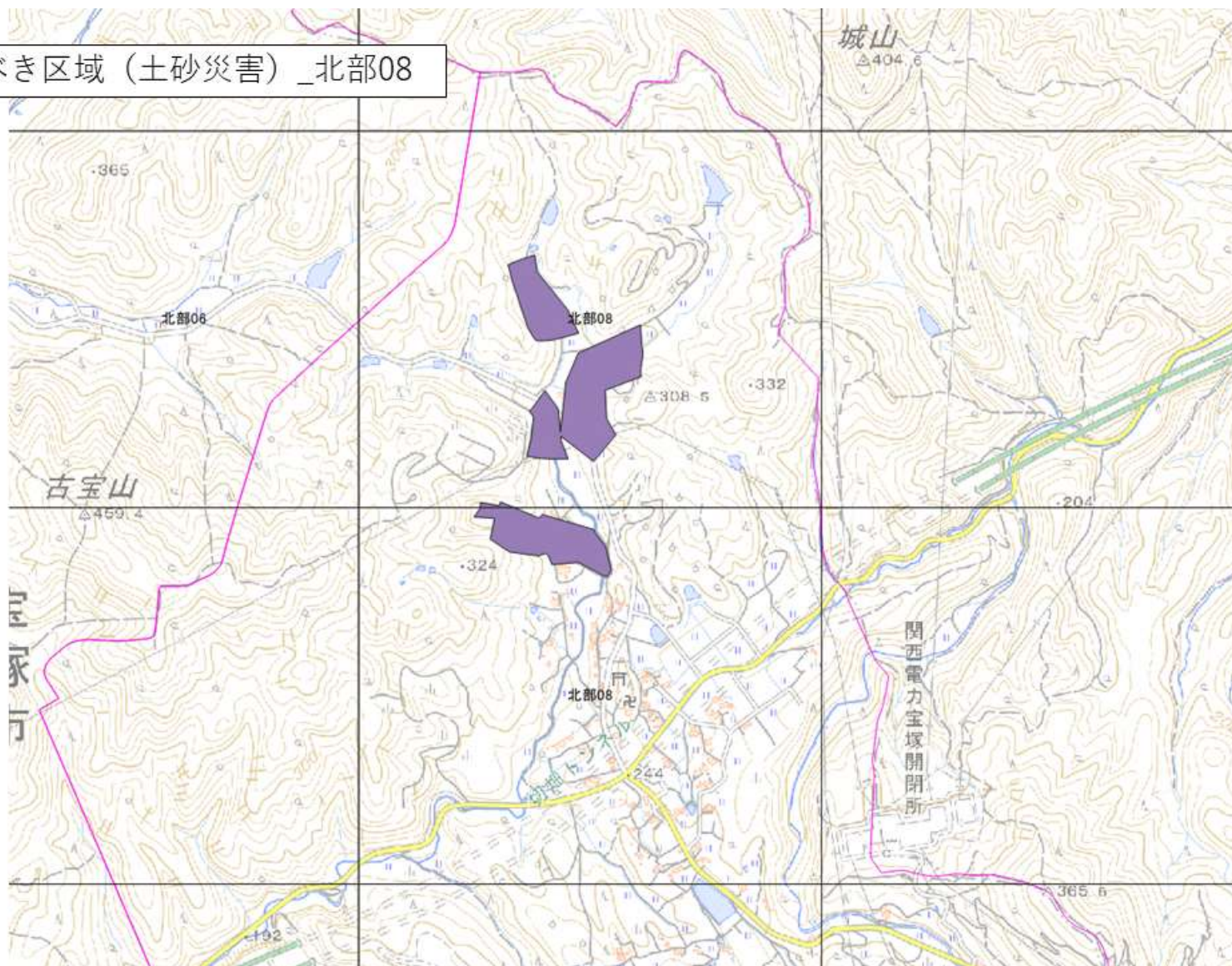
07_避難すべき区域（土砂災害）_北部07



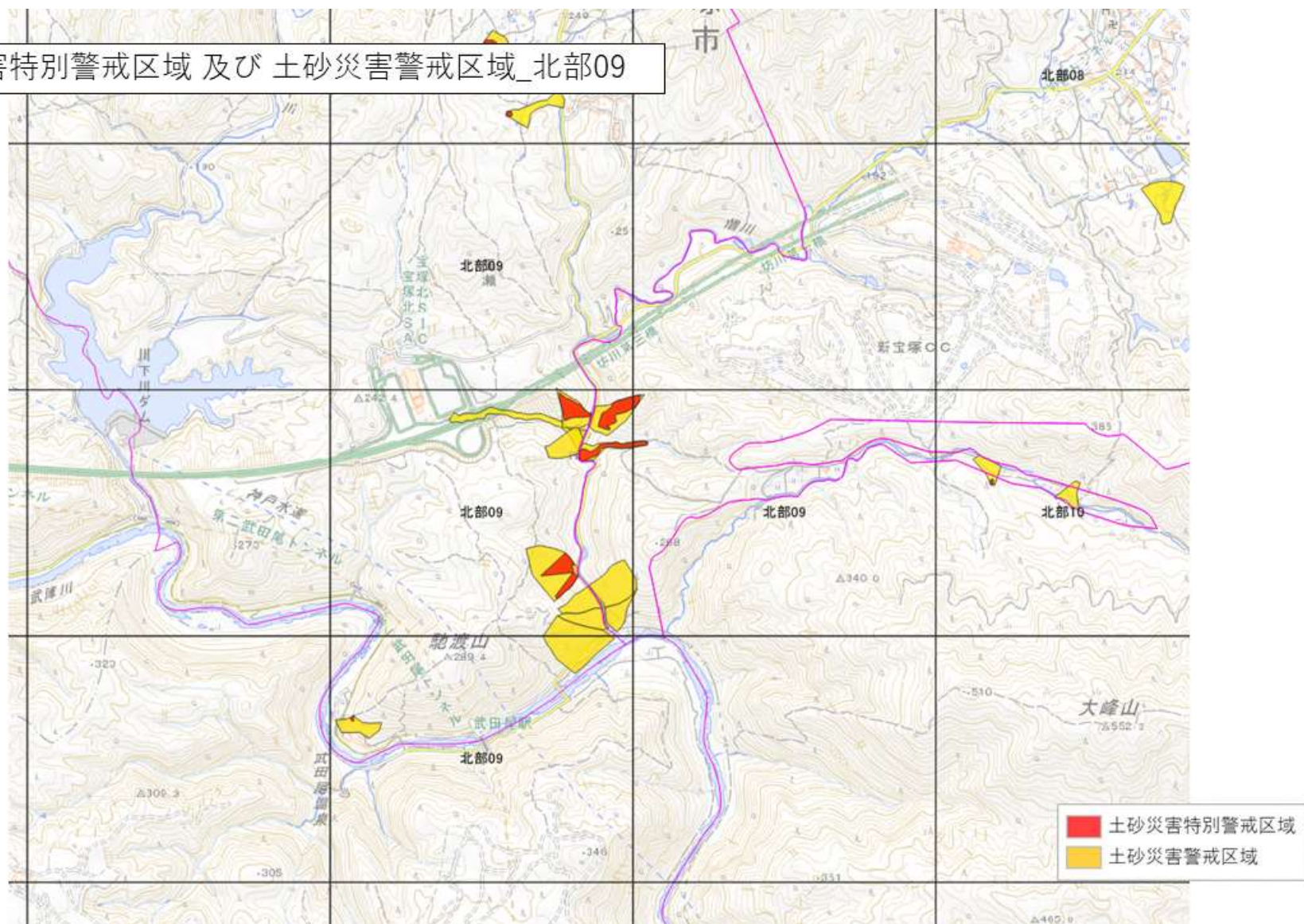
08_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部08



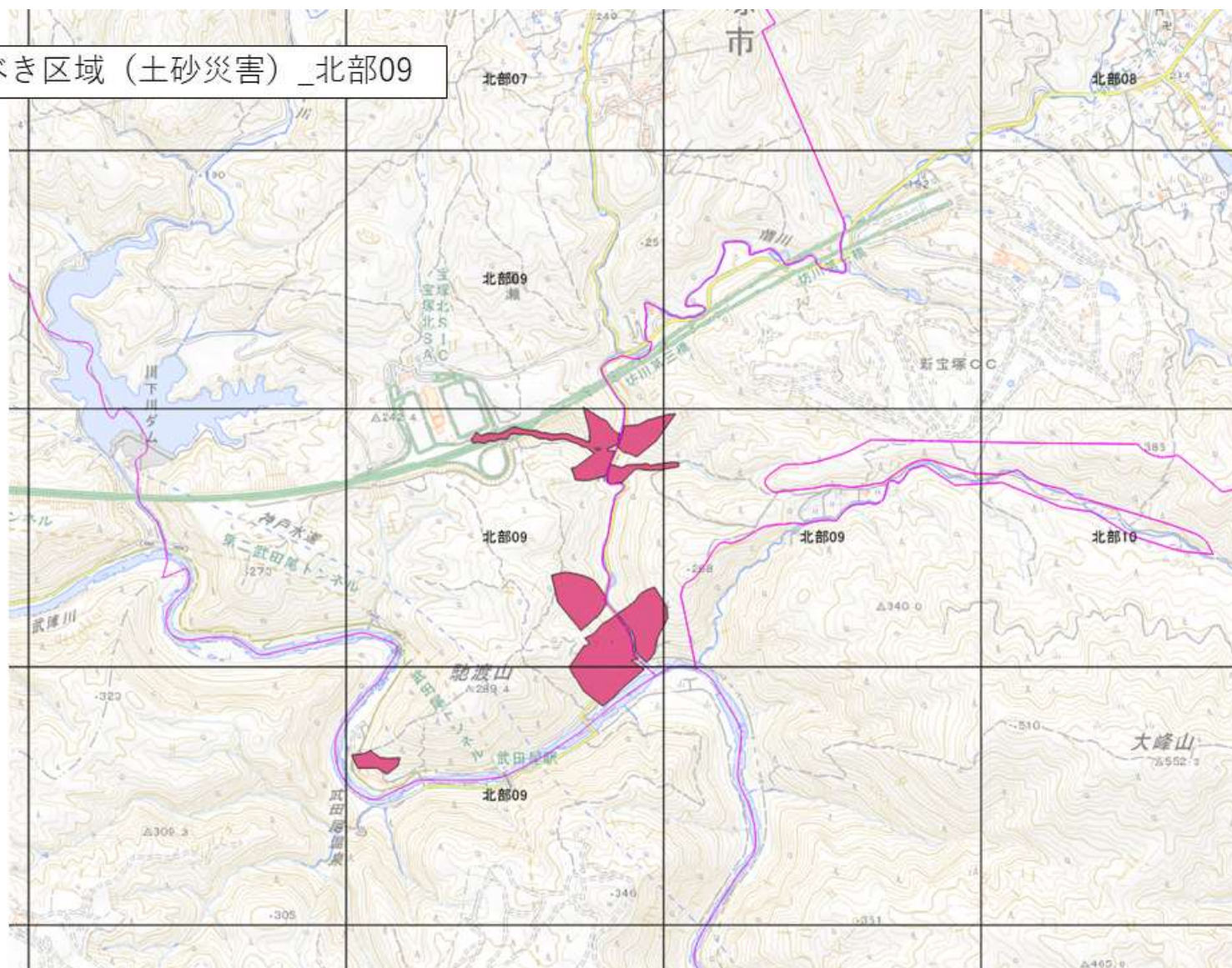
08_避難すべき区域（土砂災害）_北部08

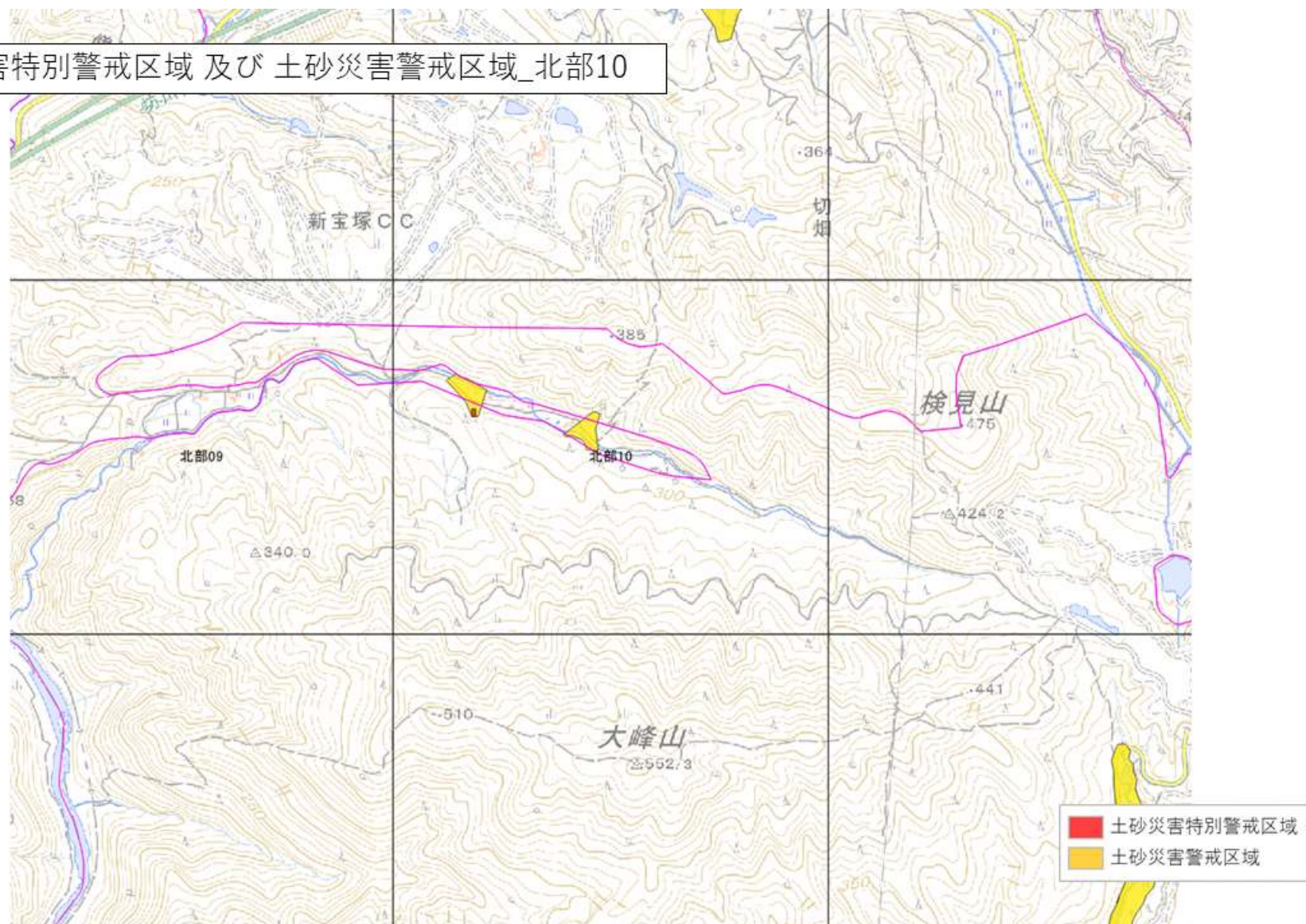


09_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部09

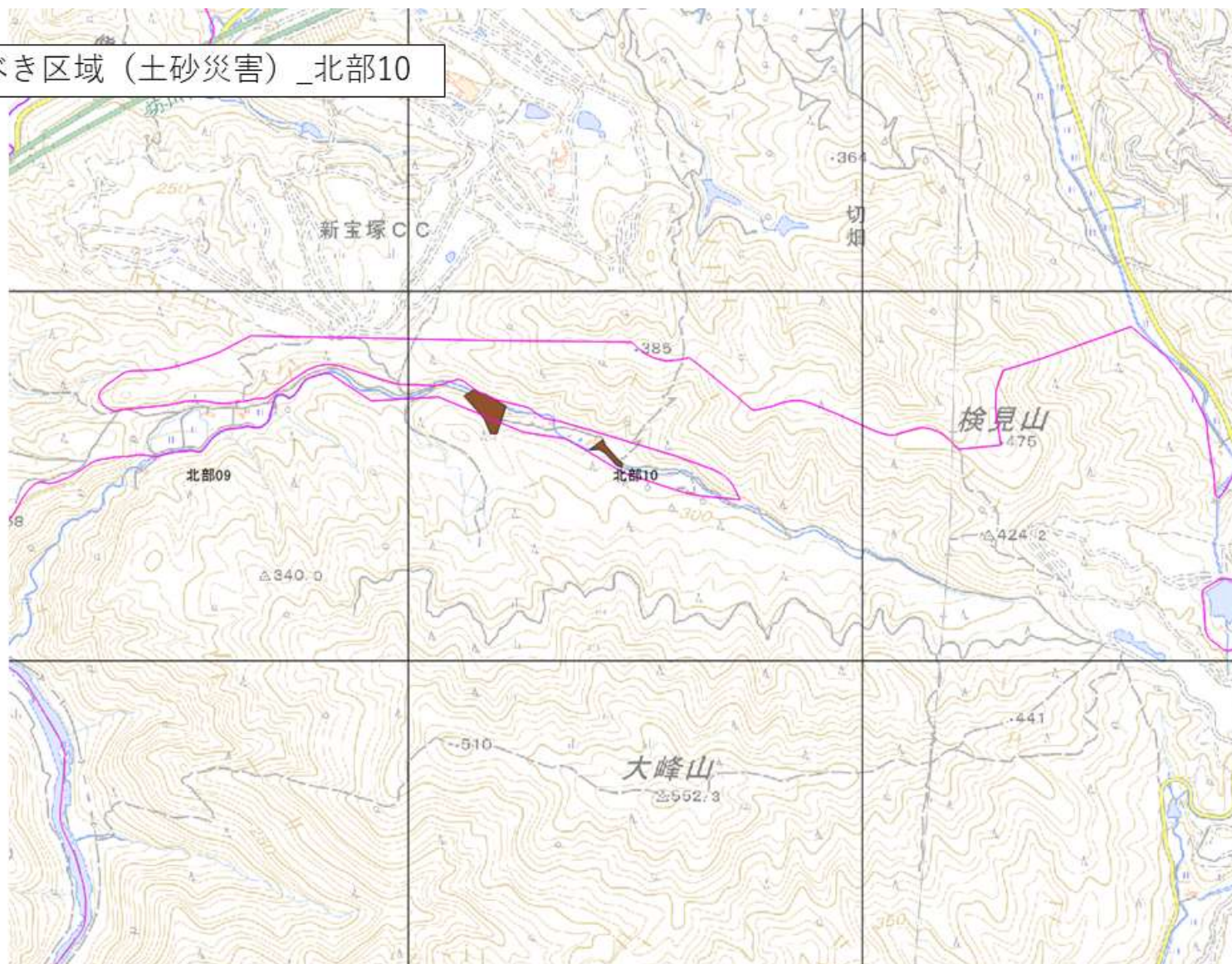


09_避難すべき区域（土砂災害）_北部09

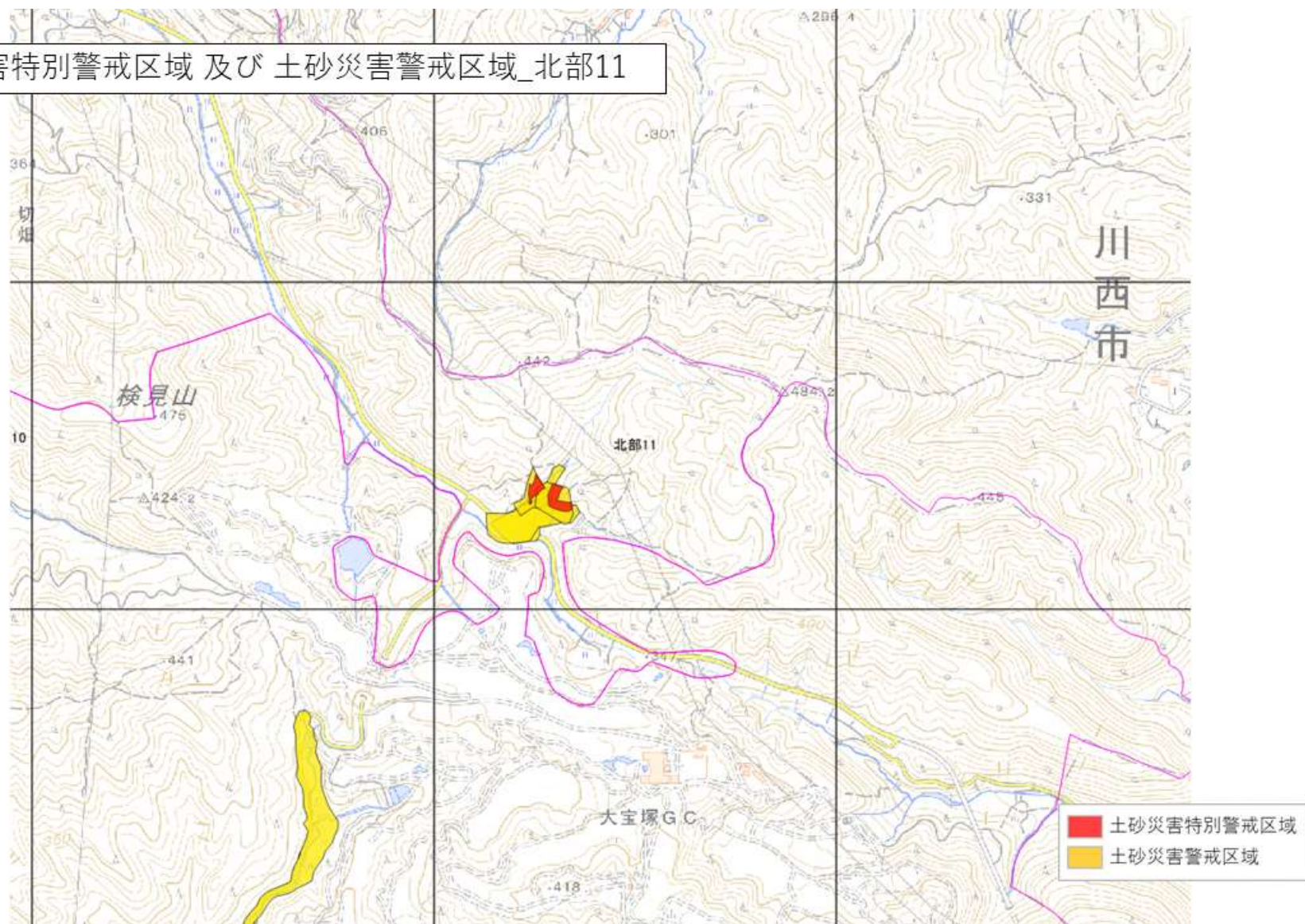




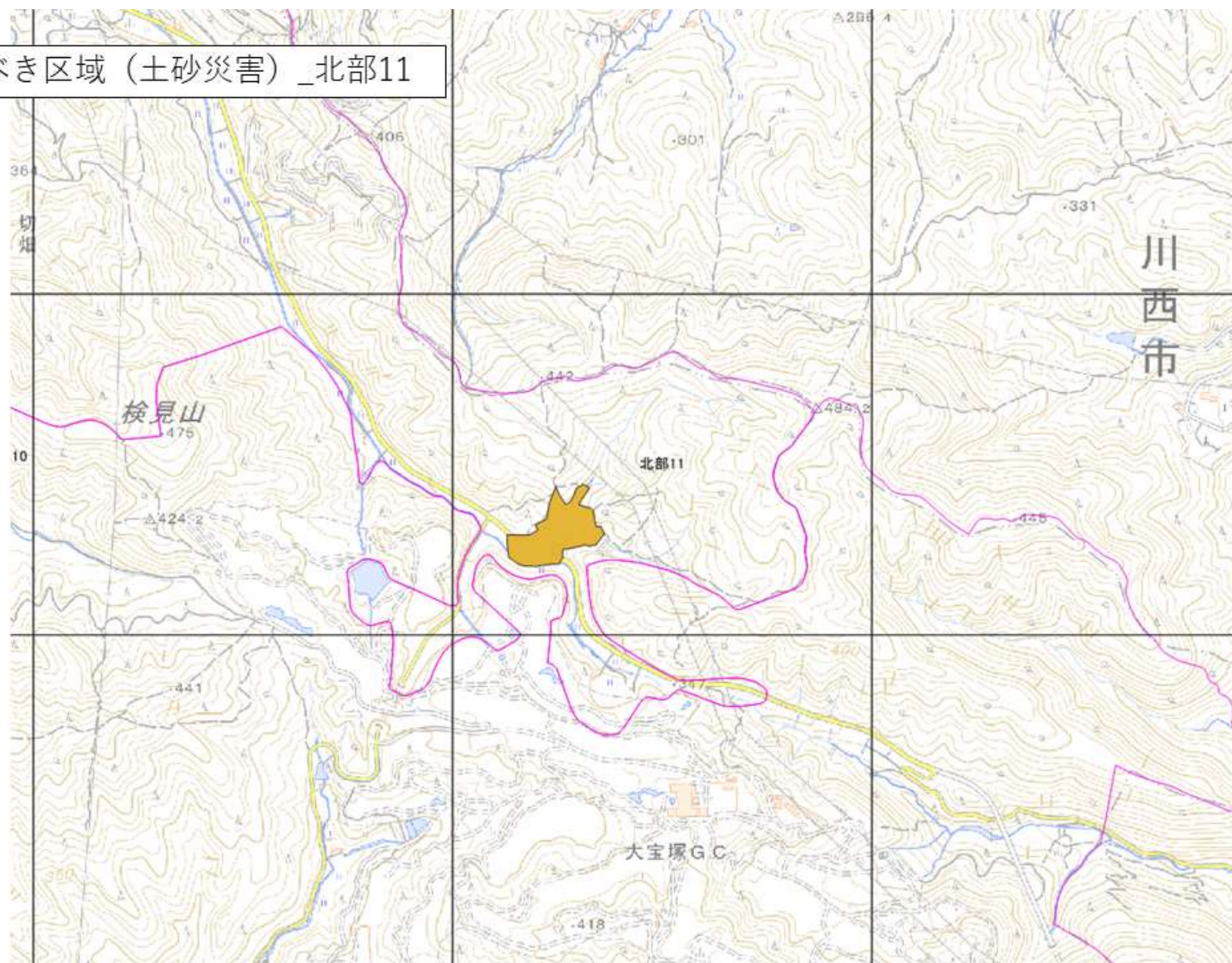
10_避難すべき区域（土砂災害）_北部10



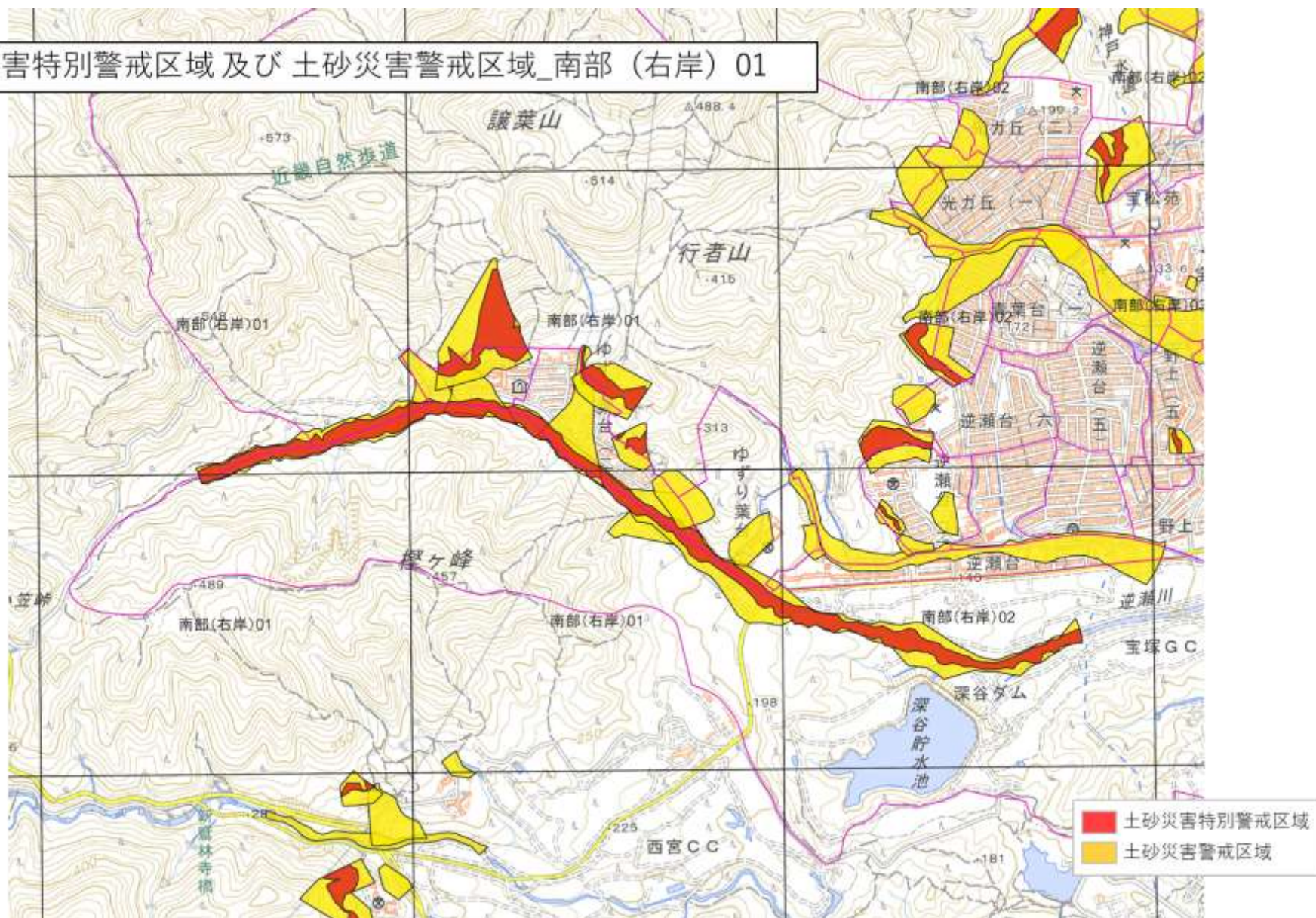
11_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_北部11



11_避難すべき区域（土砂災害）_北部11



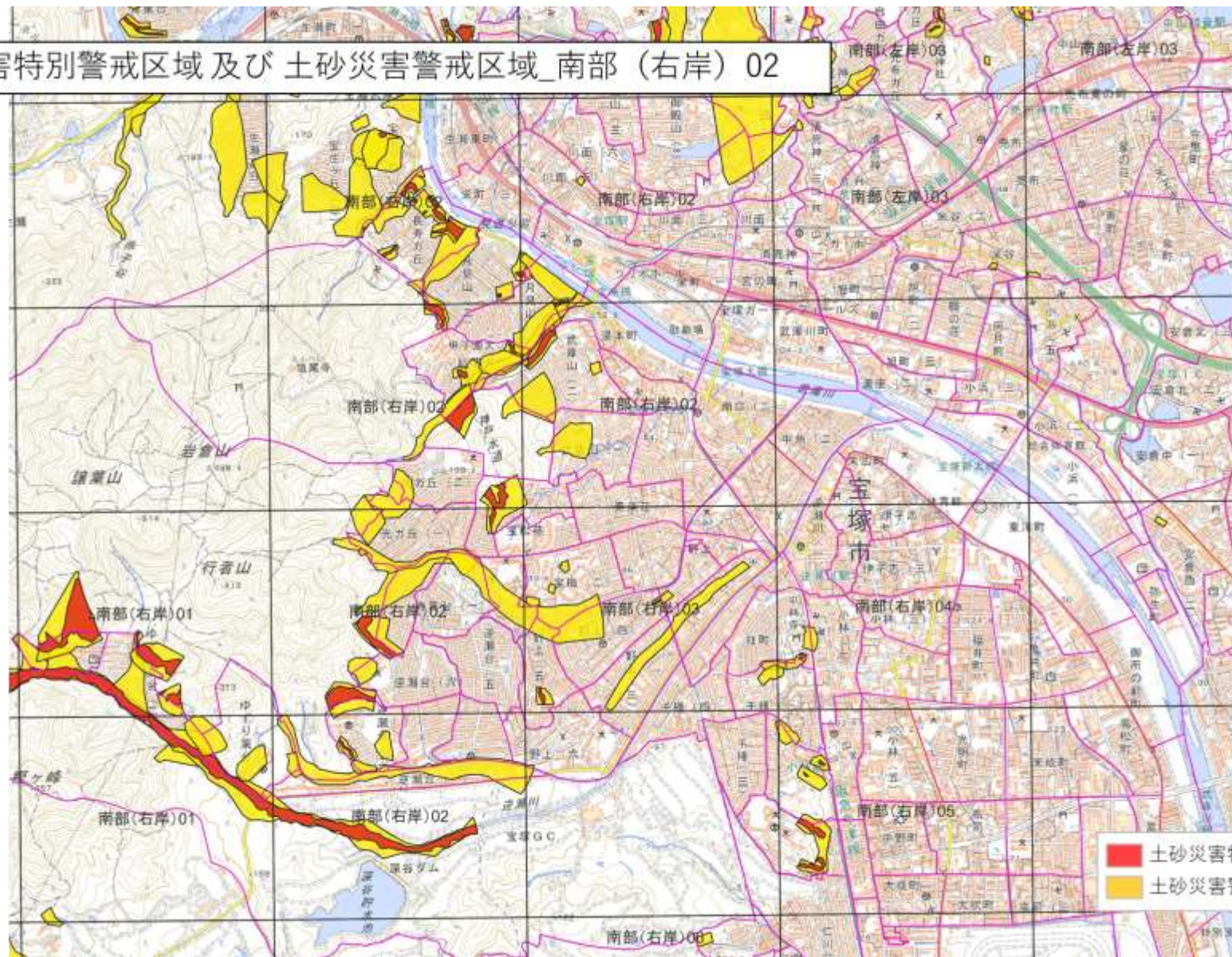
12_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（右岸） 01



12_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）01



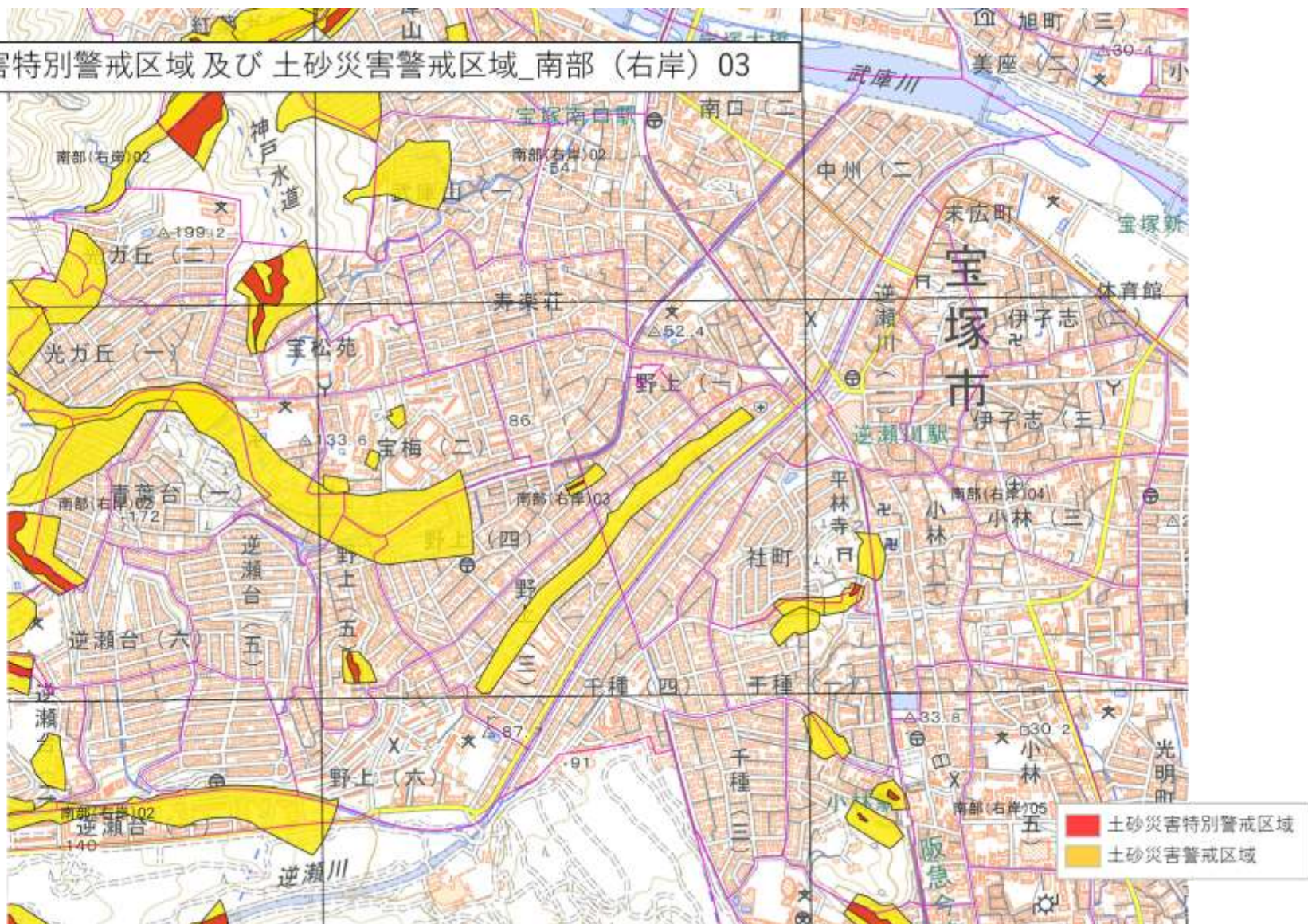
13_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部 (右岸) 02



13_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）02



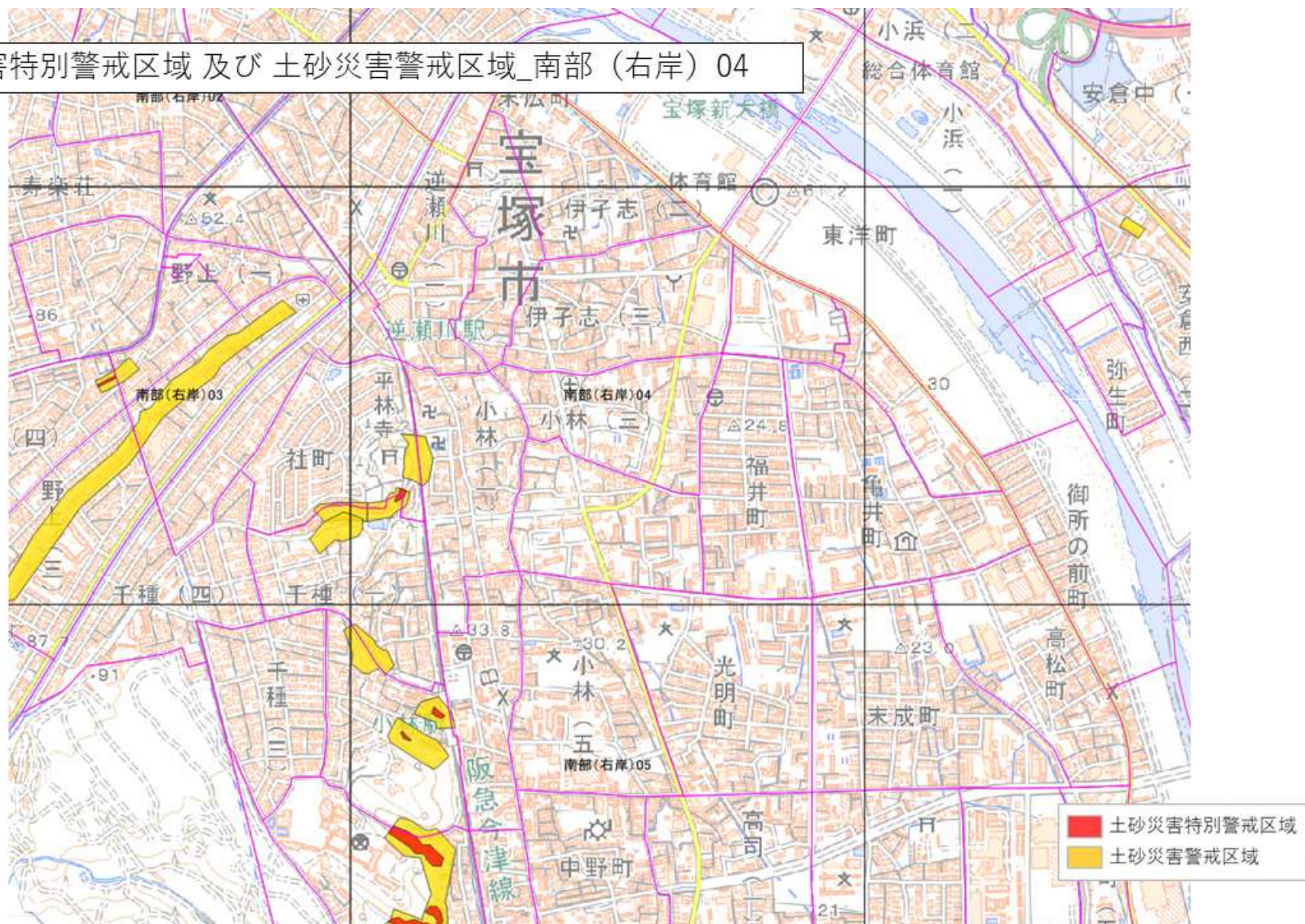
14_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部 (右岸) 03



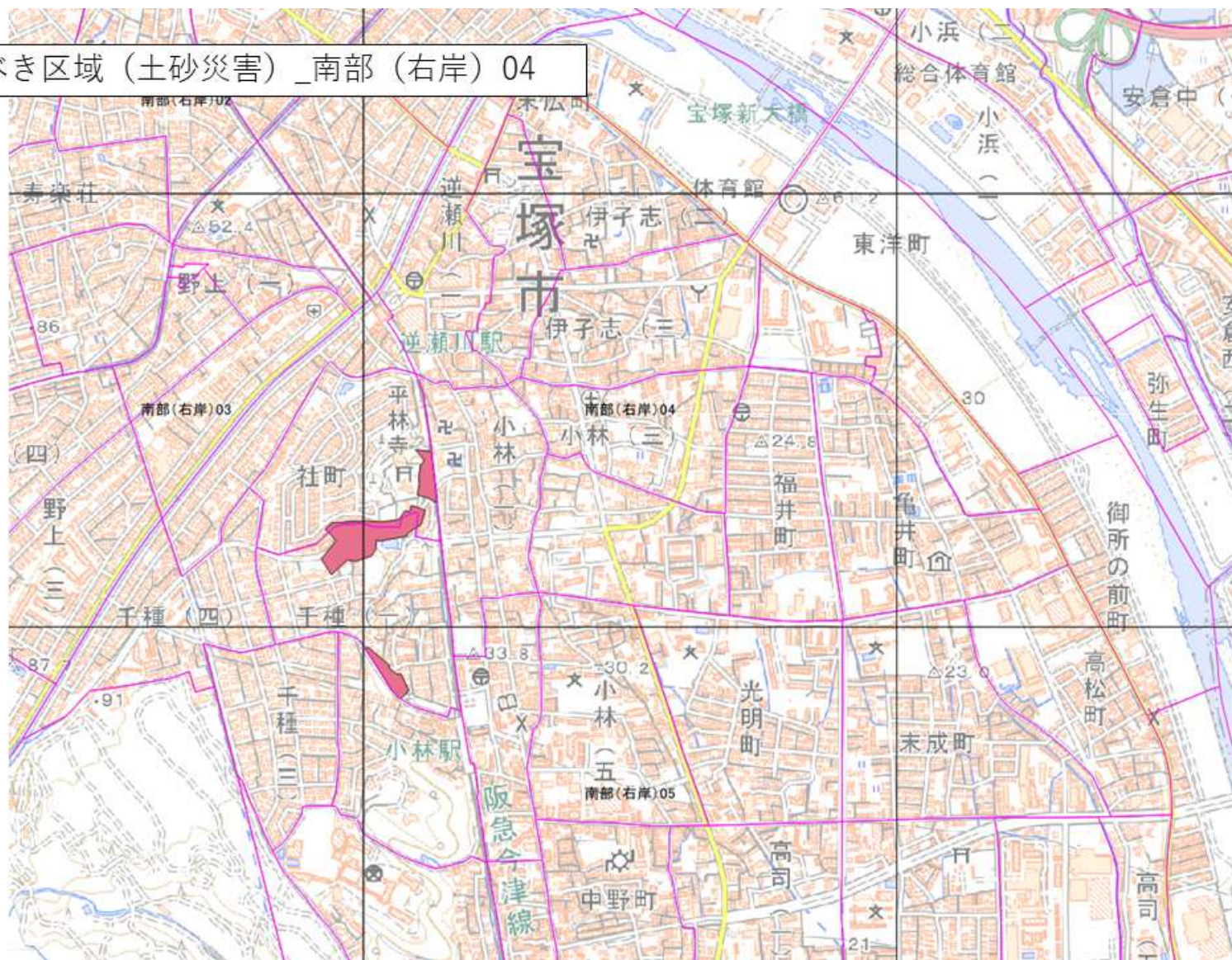
14_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）03

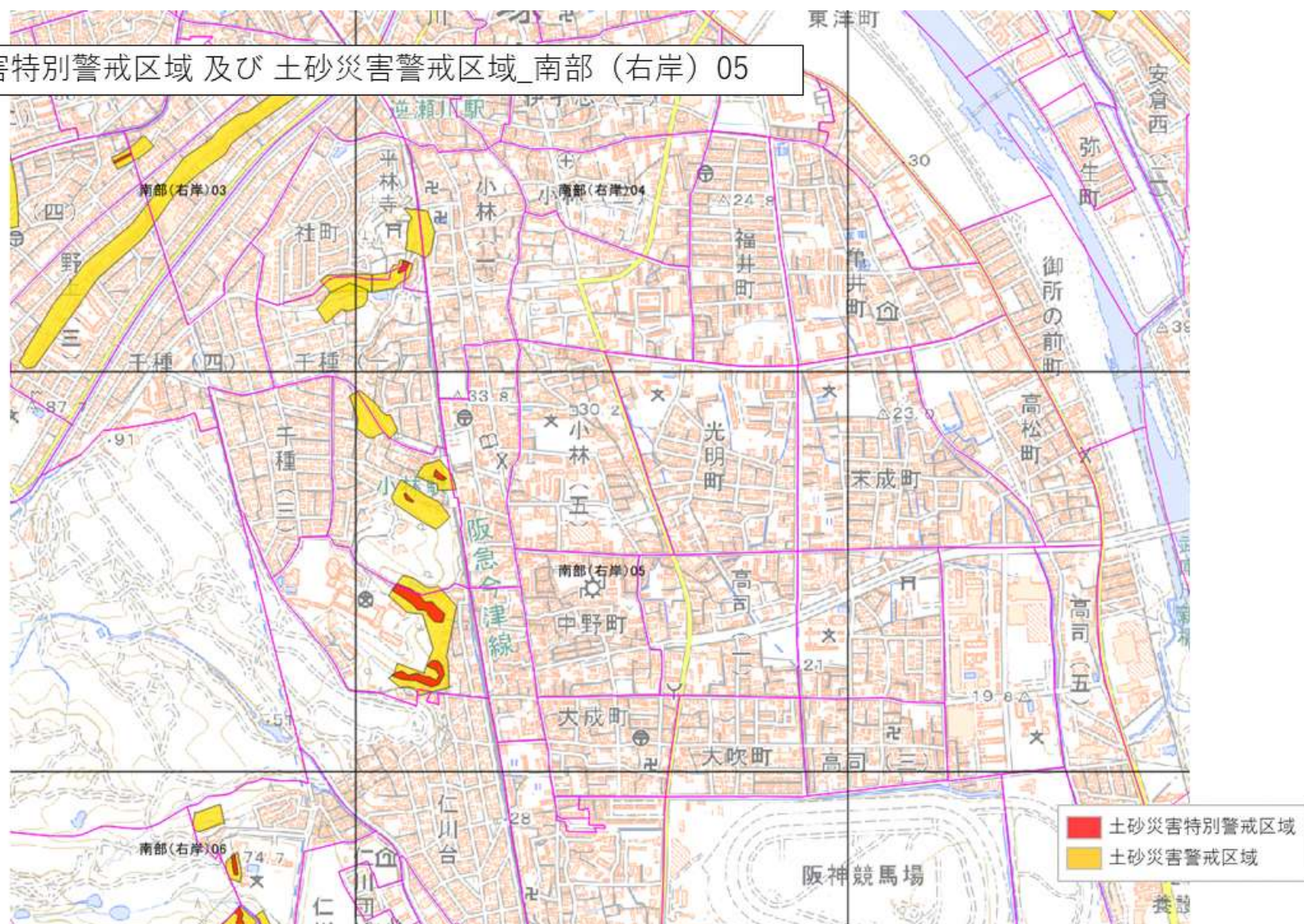


15_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（右岸） 04

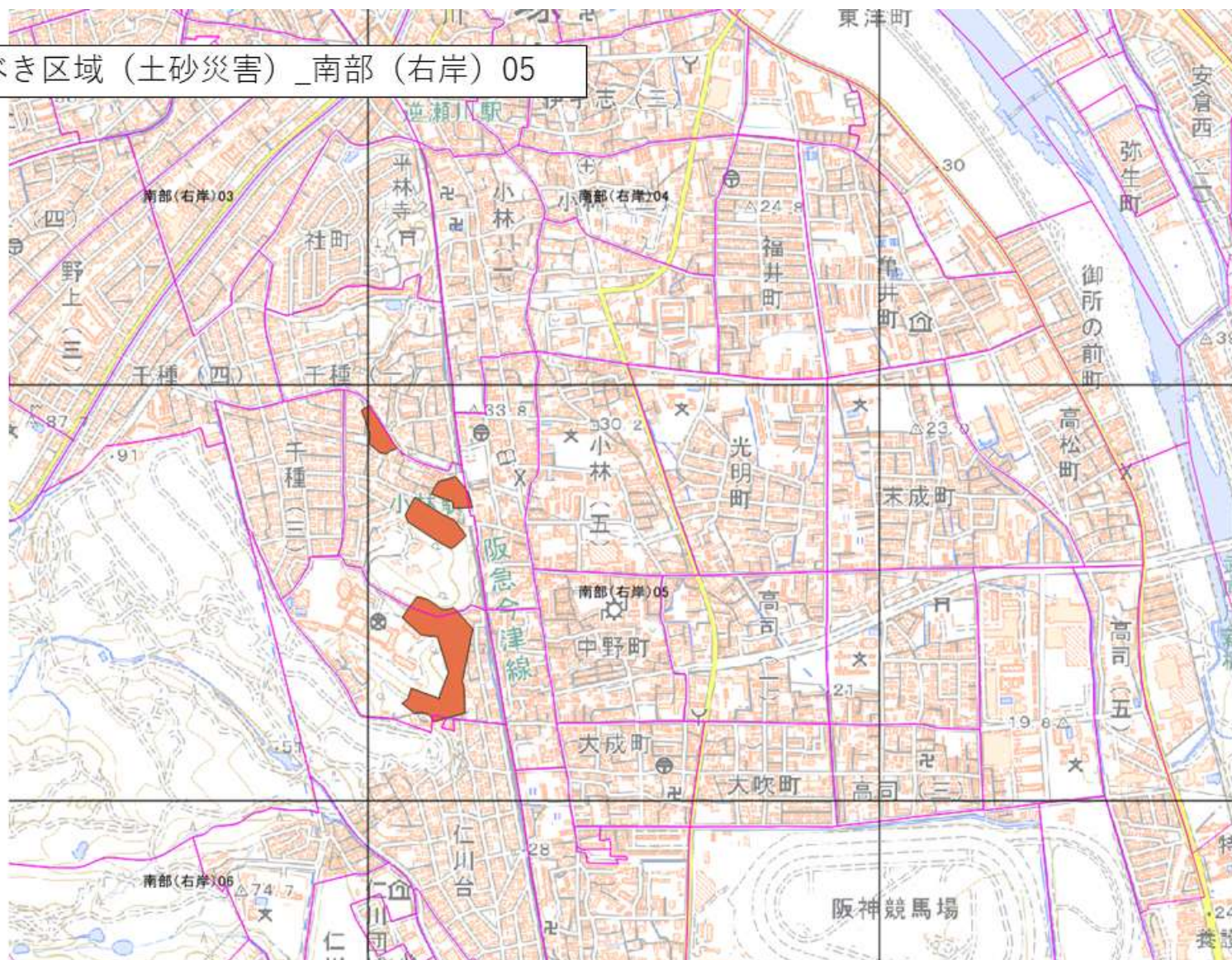


15_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）04

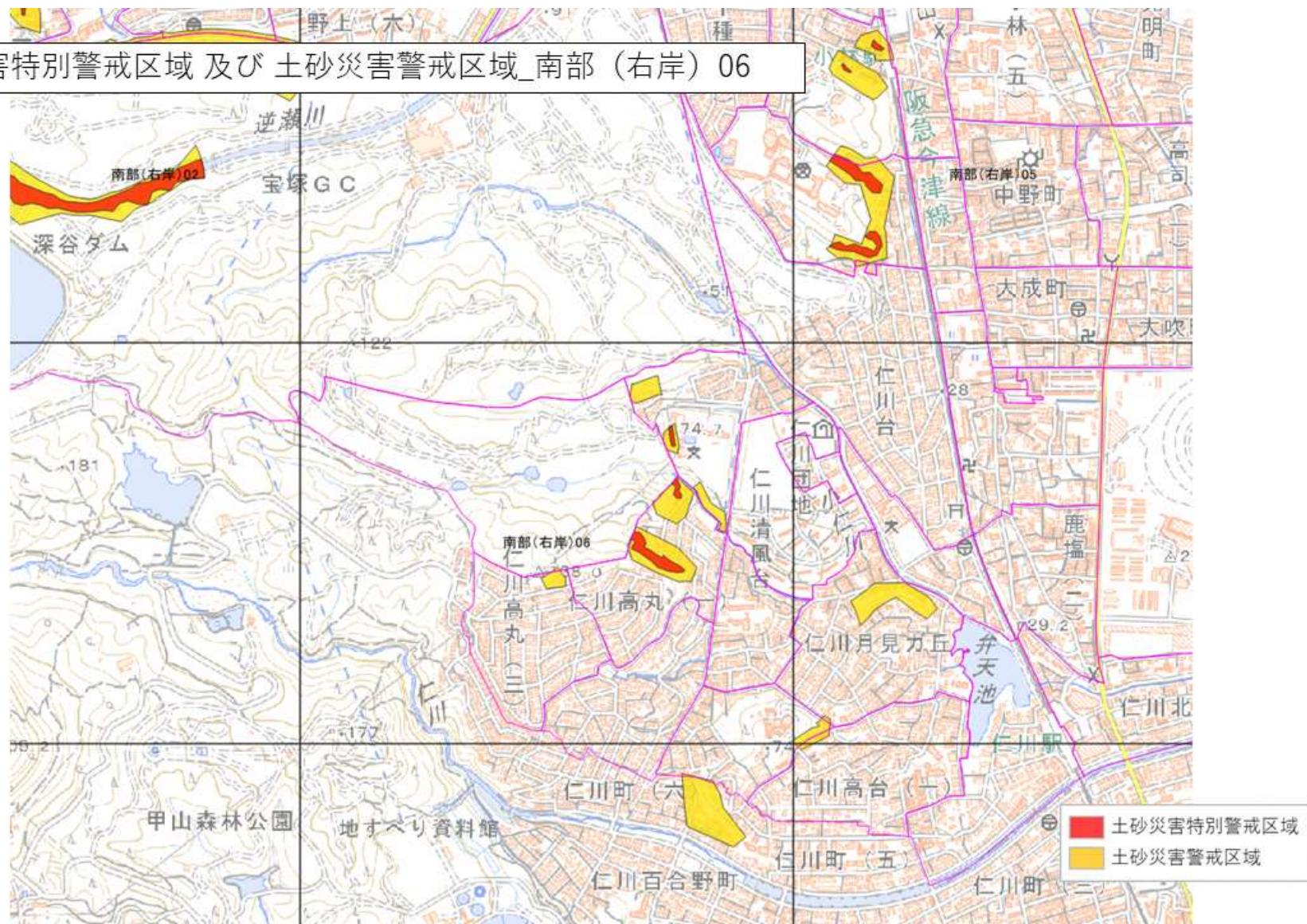




16_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）05

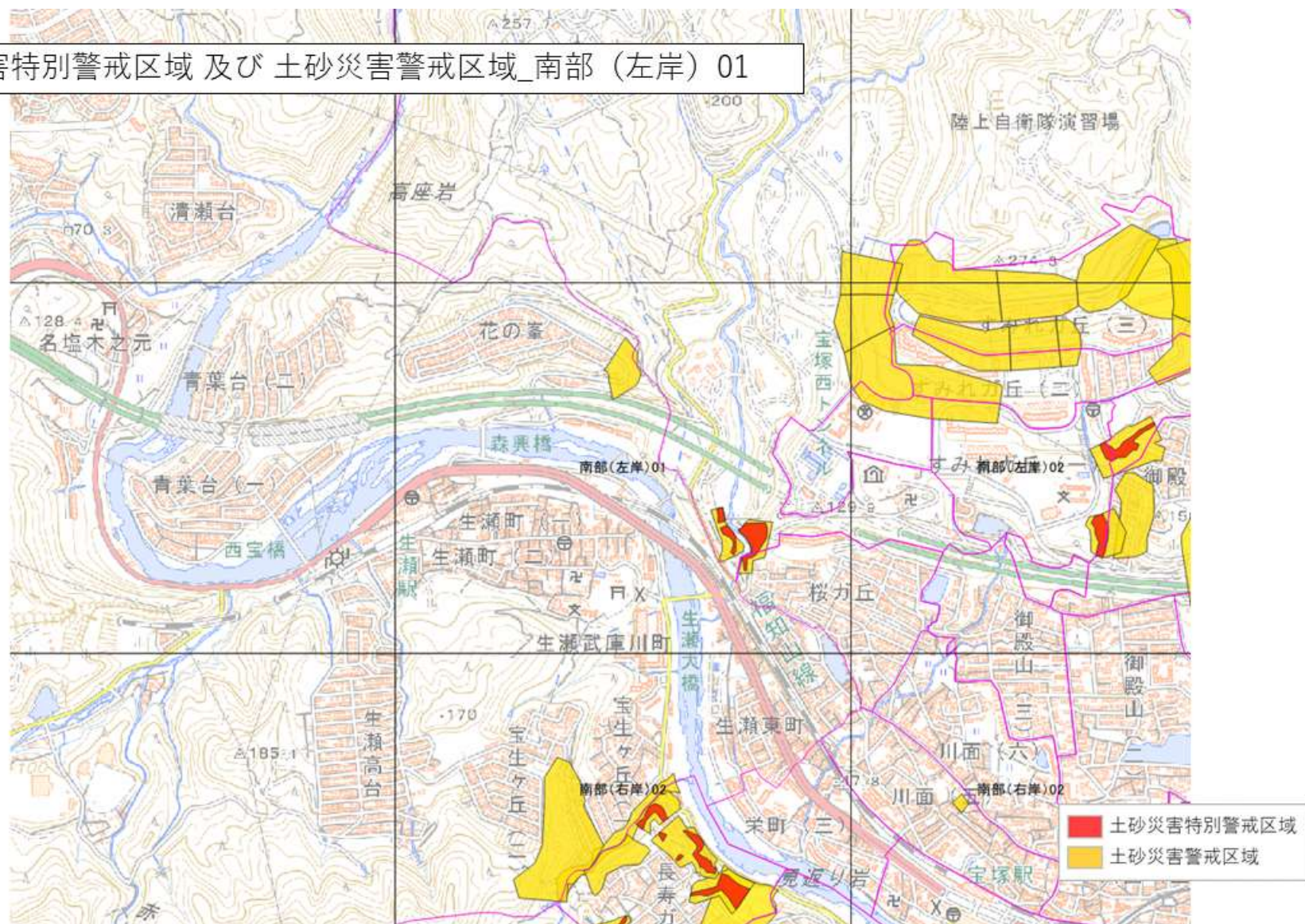


17_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（右岸）06



17_避難すべき区域（土砂災害）_南部（右岸）06

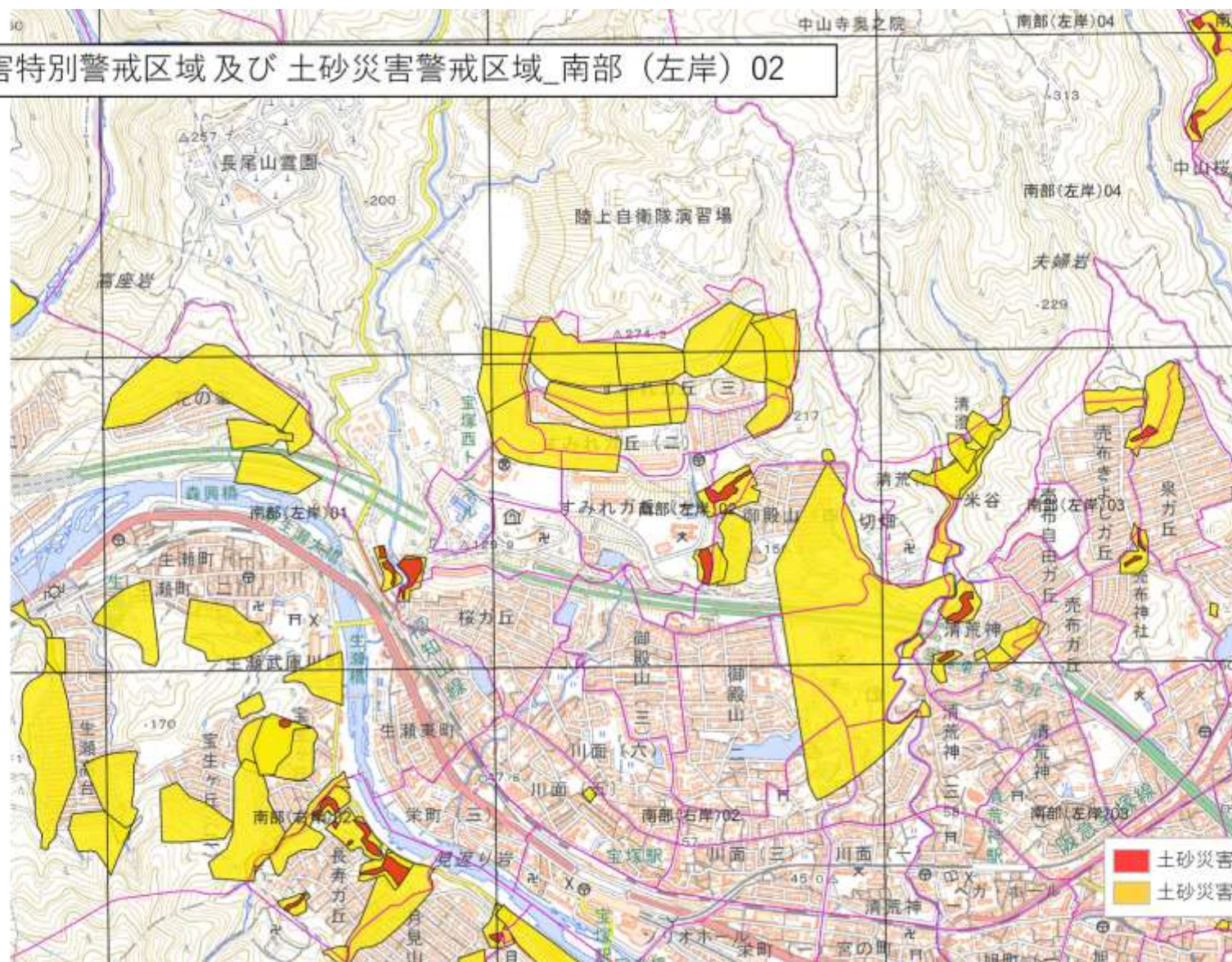




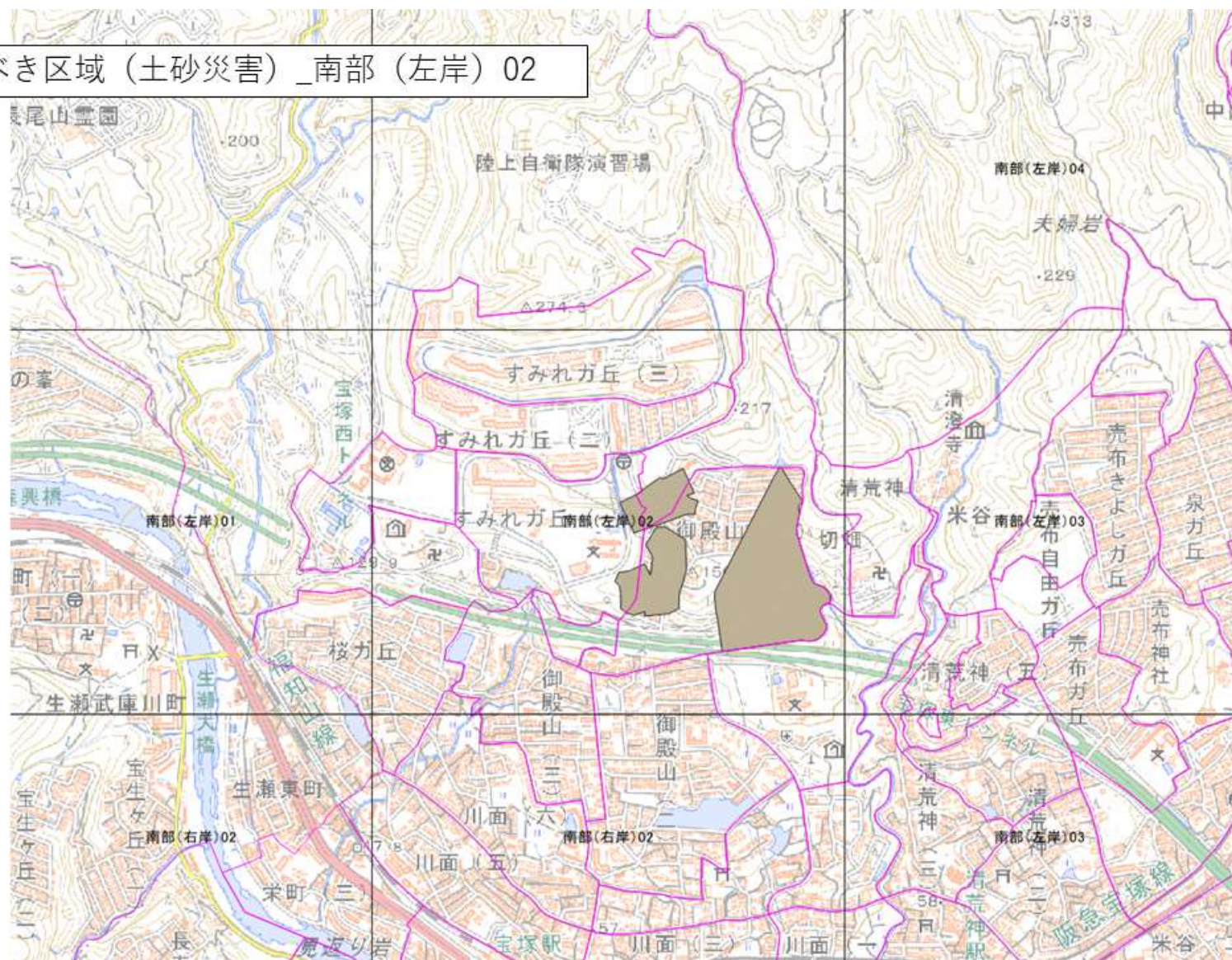
18_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）01



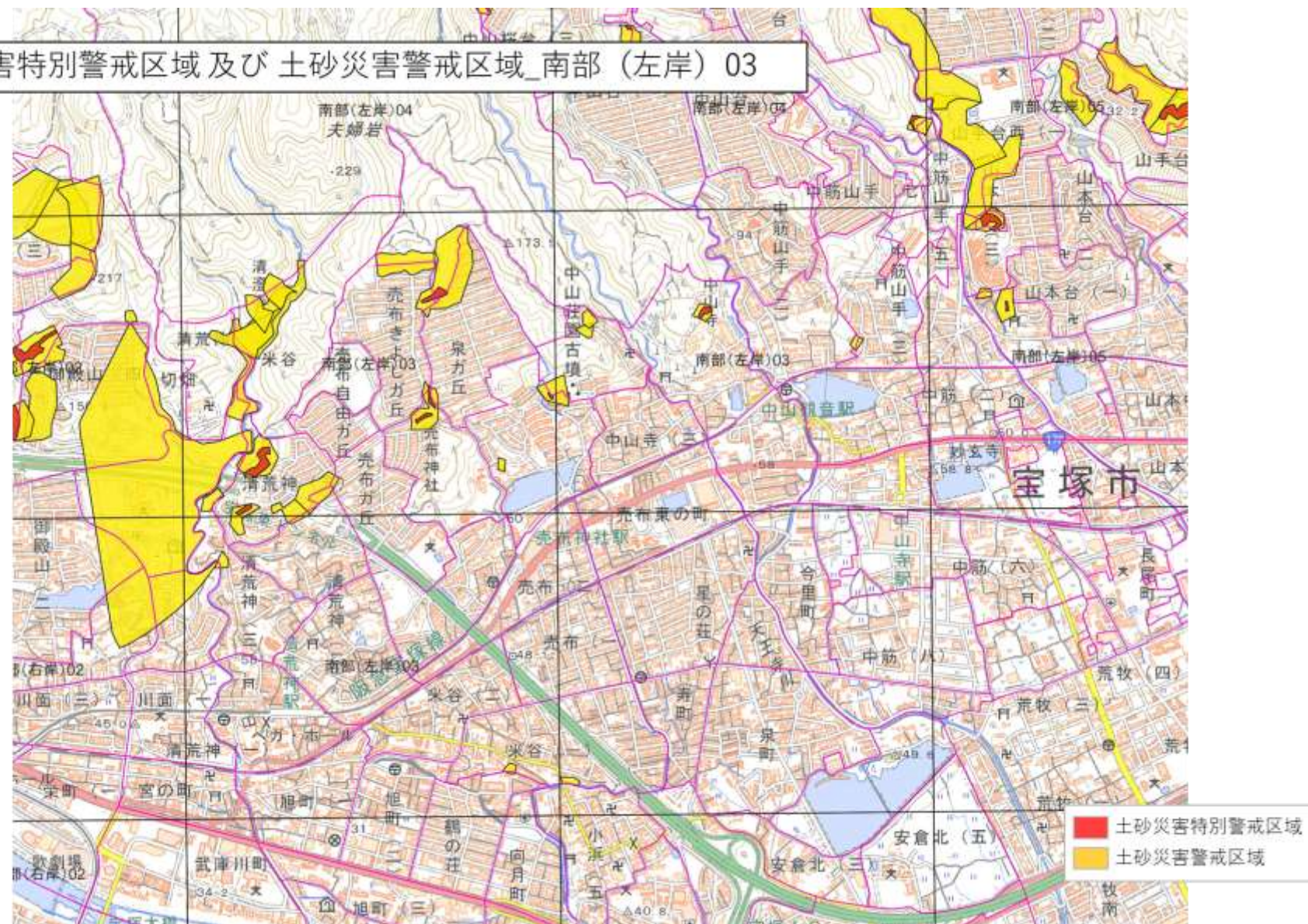
19_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸） 02



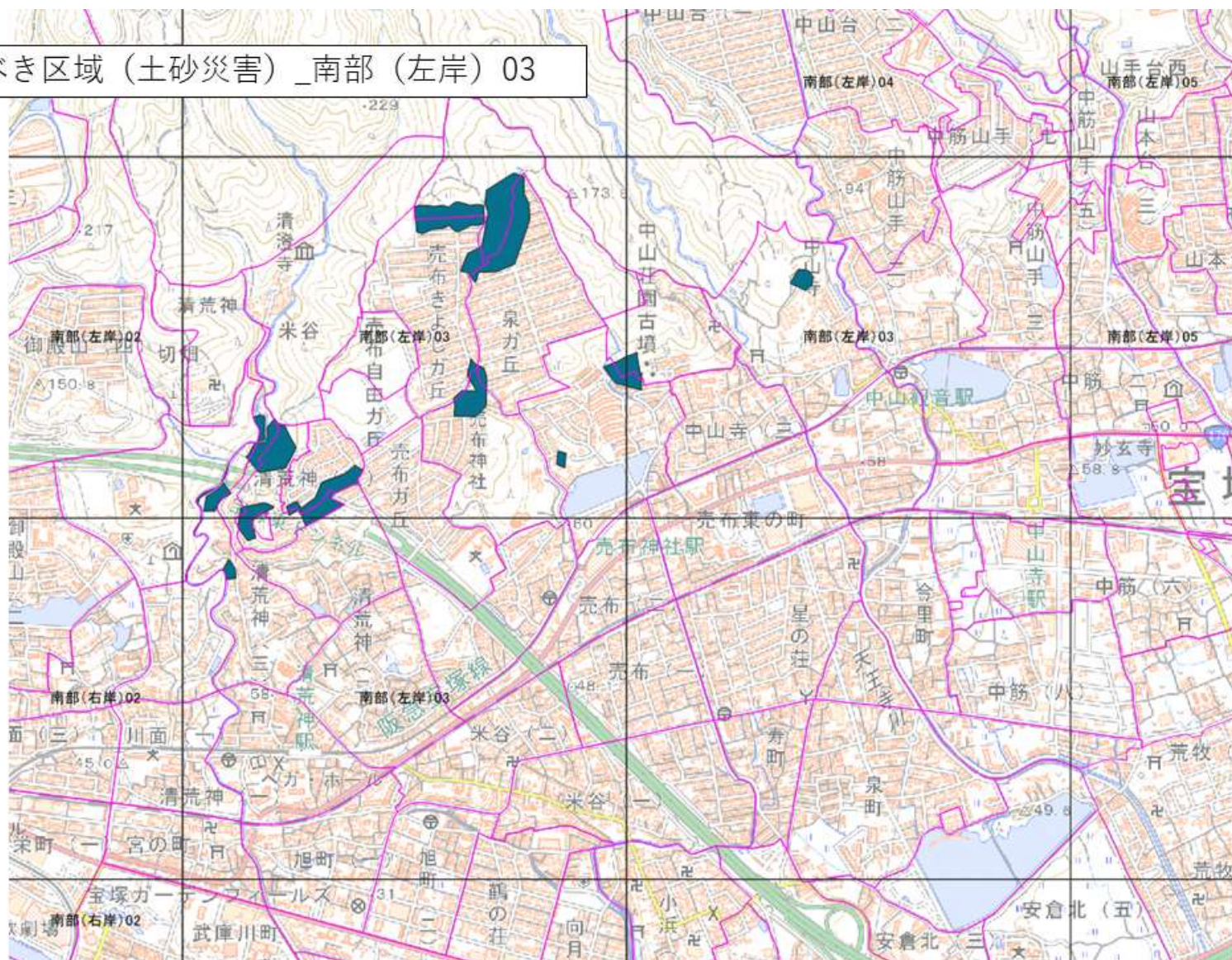
19_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）02



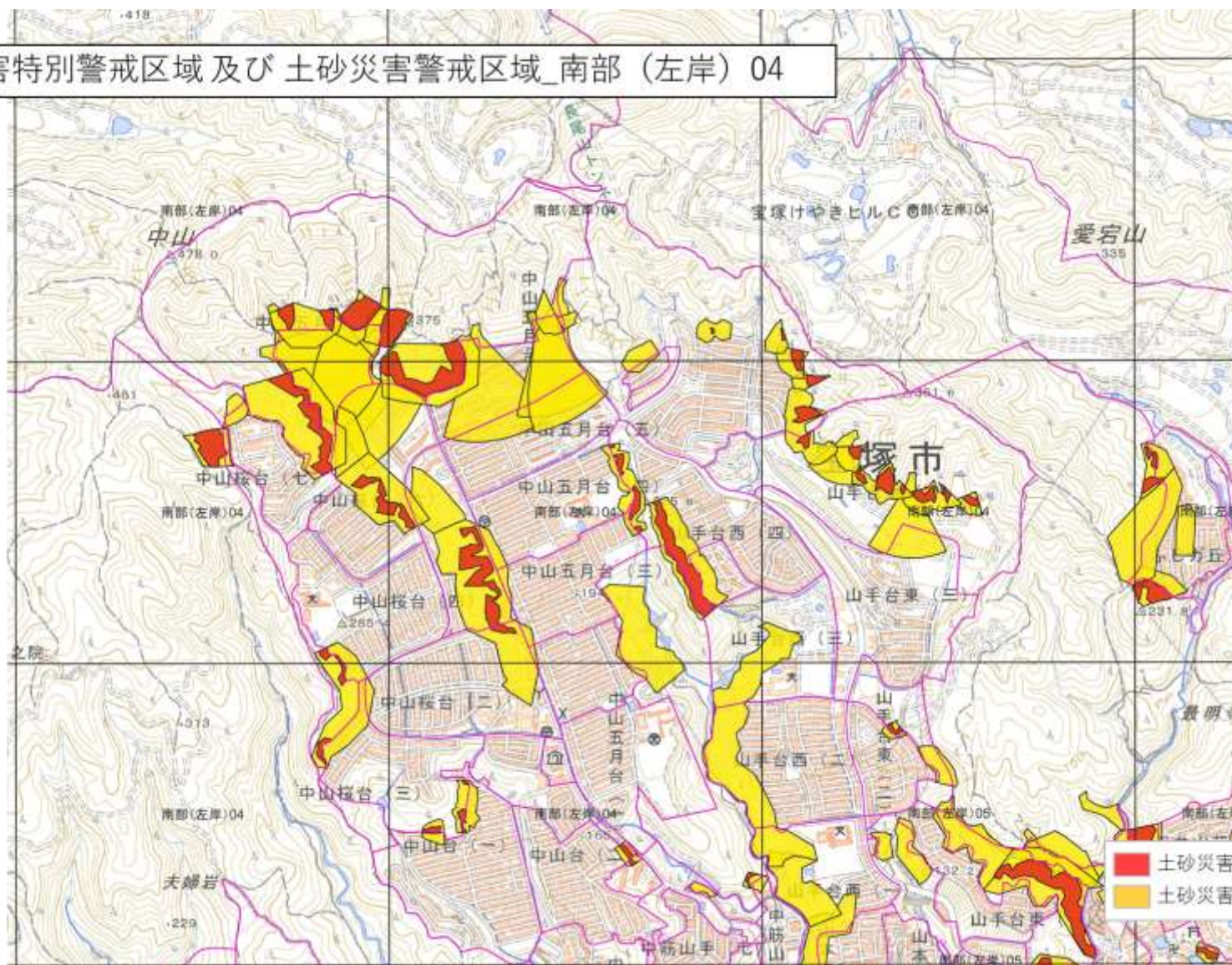
20_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部 (左岸) 03

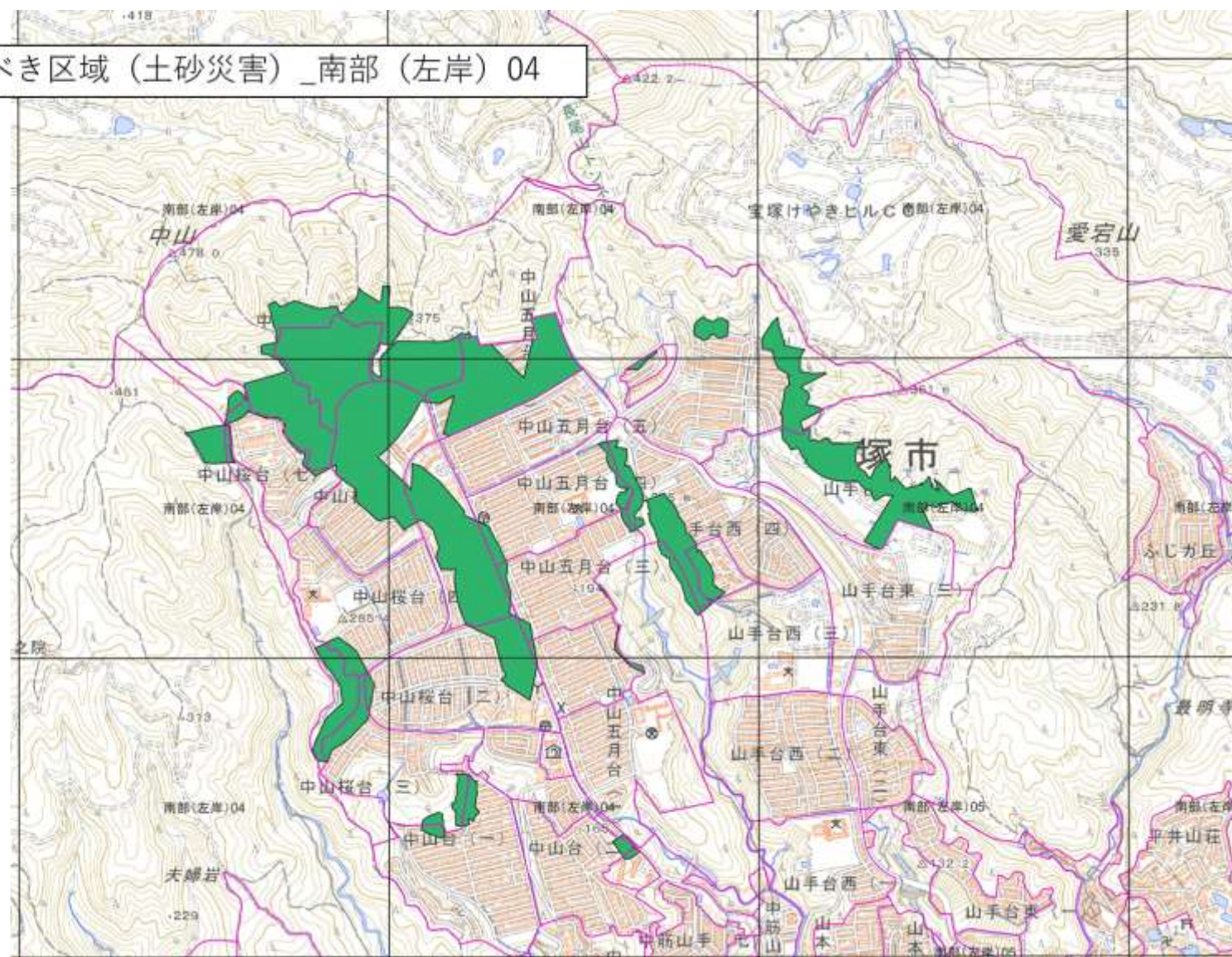


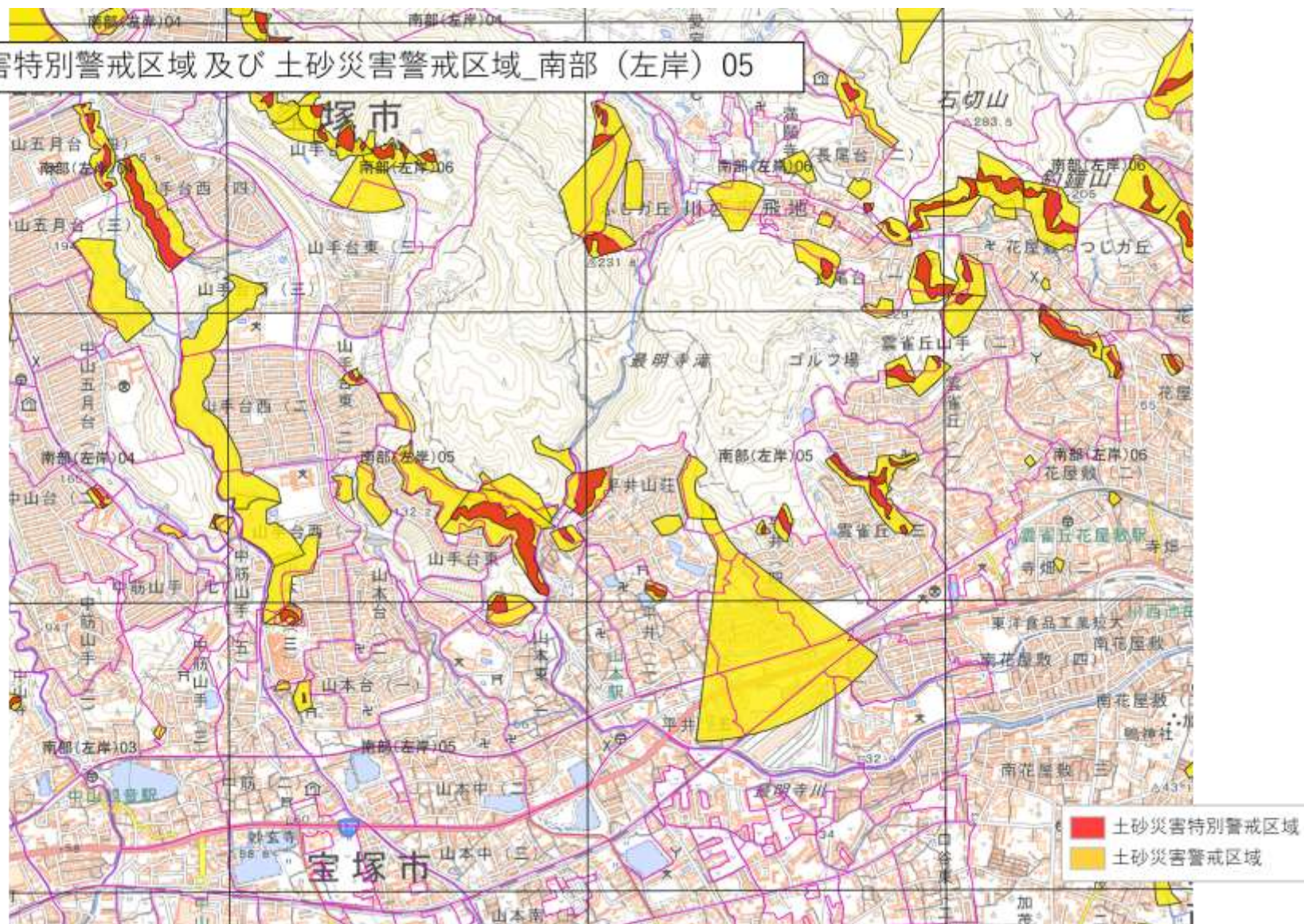
20_避難すべき区域 (土砂災害)_南部 (左岸) 03



21_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸）04



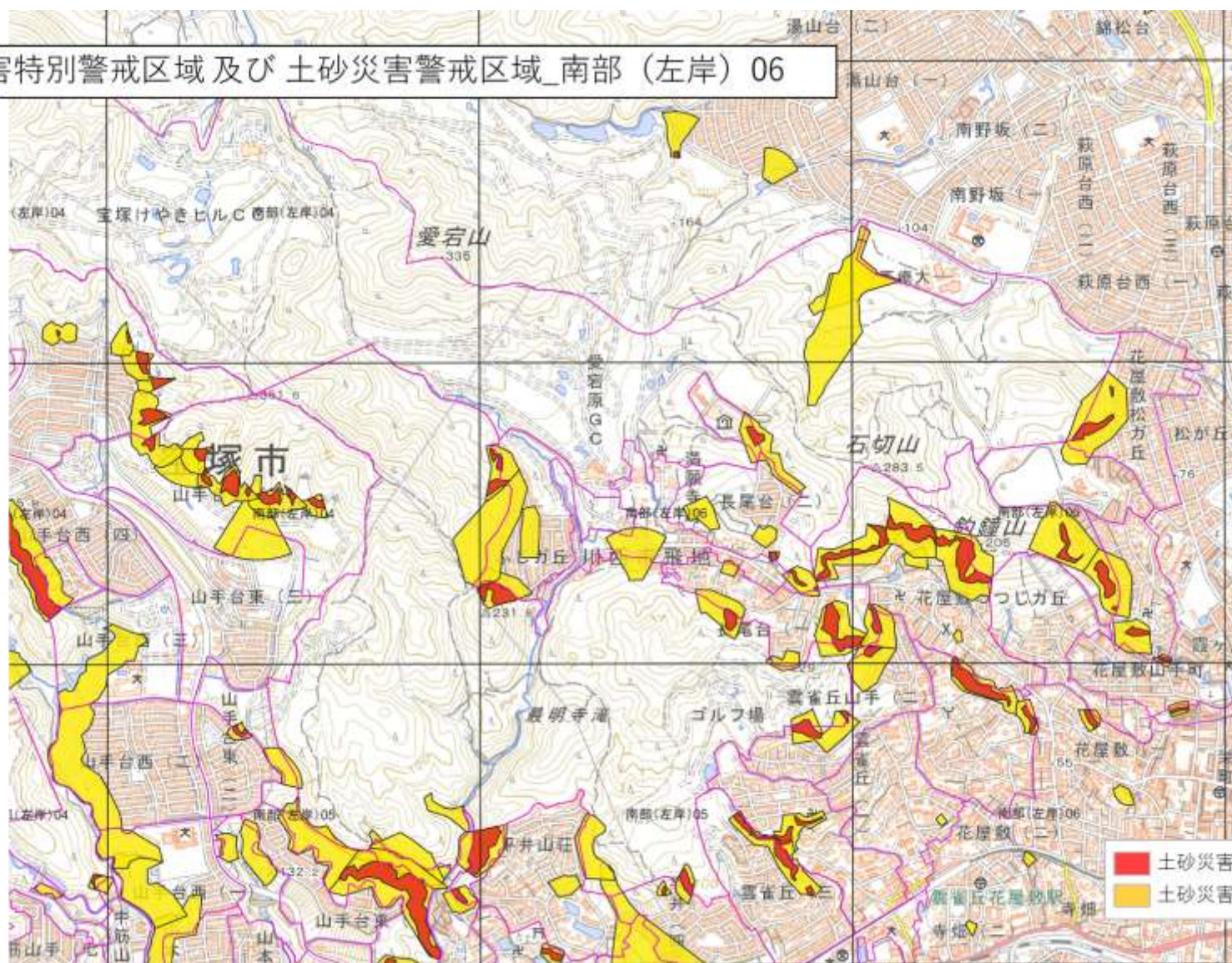


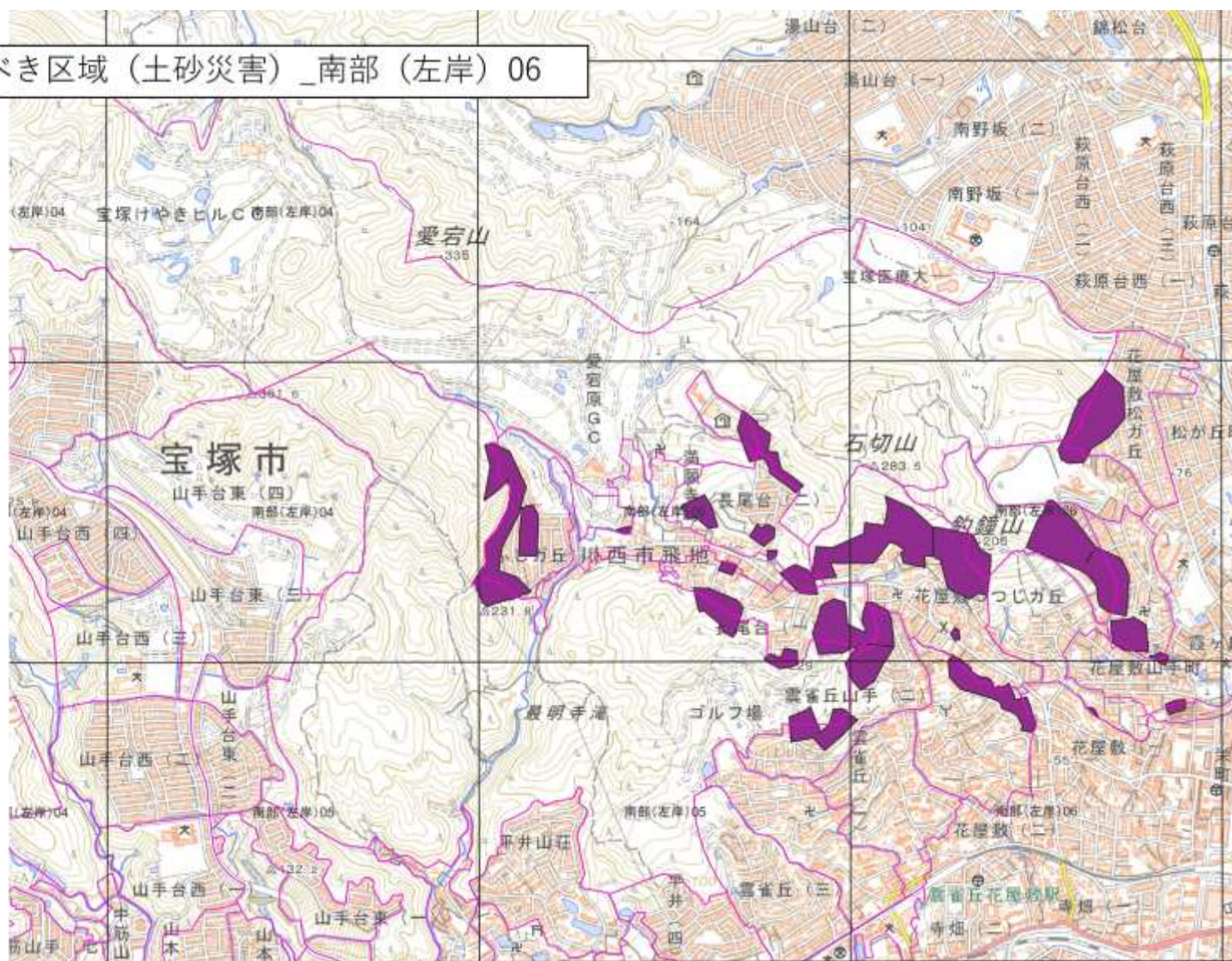


22_避難すべき区域（土砂災害）_南部（左岸）05



23_土砂災害特別警戒区域 及び 土砂災害警戒区域_南部（左岸） 06





避難情報の判断・伝達マニュアル作成・更新経緯

平成23年（2011年）7月作成
平成25年（2013年）6月更新
平成26年（2014年）6月更新
平成27年（2015年）6月更新
平成27年（2015年）8月更新
平成28年（2016年）6月更新
平成28年（2016年）9月更新
平成29年（2017年）1月更新
平成29年（2017年）5月更新
平成30年（2018年）5月更新
令和元年（2019年）6月更新
令和2年（2020年）6月更新
令和3年（2021年）5月更新
令和4年（2022年）8月更新
令和5年（2023年）8月更新
令和7年（2025年）3月更新